

## スウエーデン

### 一九二五年 四一九二 議統計

一九二五年中に発生した争議件数は合計三百十八件で之に關係せる労働者數八萬二百四十三人であつた。争議發生せる會社工場の從業者總數は十萬七千五百二十五人であるからその七割五分は争議に参加したものである。産業別に見るときは、工業に於て争議最も多く、二百九十五件に達し、商業之に次いで二十三件あり、農業には全然なかつた。關係人員から見れば商業に於ける争議關係者は合計三千三百七十七人にすぎなかつた。而して争議發生せる企業の從業者總數十萬七千五百二十五人中労働組合に加入せるものは六萬二千四十七人、即ち五割八分であつた。損失從業日數累計は工業に於ては二十萬七千九百五十四日、商業に於ては千九百三十七日である。

業	件數	關係人員	損失労働日數
罷業	六九	一九、六八三	二〇八、五〇一
ロックアウト	四	二七四	一、三九〇
紛争	二四五	六〇、二八四	一

合計 三二八 八〇、二四三 二〇九、八九一

右の争議關係者八萬二百四十三人中組合員は五萬七千五百十五人であつた。尙ほ争議の結果止むを得ず休業に至るもの合計千三百二十七人が報告されて居る。

原因別を見ると、五六パーセントは賃銀問題に關聯したもので、解決の状態は、妥協百八十五件、労働者側の要求を貫徹せるもの六十四件、他の六十九件は雇主側の主張によつて終結したものである。

### 一九二五年 年労働争 議統計

社會省の發表によれば、一九二五年度に於ける労働争議件数は合計二百三十九件、關係労働者十四萬五千七百七十八人、損失労働日數二百五十五萬九千七百日であつた。争議の最も劇しかつたのは、金屬及び機械工業で損失労働日數五十萬六千二百日に達した。争議件數合計中六割七分は賃銀問題が原因となつたもので、結果別を見ると、一割八分四厘は雇主側に有利で、一割九分三厘は労働者側に有利、五割五分二厘は妥協、その他は不明である。争議件數（罷業に至らざりしものを含めて）中何等か調停機關に附議されたるものは合計二百四十九件あり、内二百二十件は現に政府の調停官の取扱つたもので、その結果百八十三件は解決を見



るに至つた。而して残る三十七件は當事者双方によりて解決し、又は解決を得ざりし場合である。調停を拒絶し又は調停前解決したる件数は二十九件あり、罷業に至りしもの合計百二件あつた。政府の調停官を煩はせし争議は、一九二五年件数合計の三割九分に達し、關係人員合計の九割二分である。前述罷業数合計百二件中七十八件の場合は交渉開始前に罷業したものである。調停官の取扱人に件数二百二十件中調停官自らの調停を促せしもの百六十七件、雇主側の申請せるもの十四件、労働者側の申請せるもの十四件、双方にて申請せるもの二十五件である。

## ノールウエイ

### 労働黨

ノールウエイの無産者政黨は、一九二一年一月以來三派に分裂して居り、共產黨(黨員一萬六千人)は第三インターナショナルに加盟して居り、社會民主労働黨は第二インターナショナルに加盟して居り、共產労働黨はいづれのインターナショナルにも屬してゐなかつたが、最近、第二インターナショナル書記フリードリヒ・アドラー氏斡旋の結果、トランメル氏の率ゆる共產労働黨は社會民主労働黨と合同することになつた。

### 合同

共產労働黨は以前共產黨の一部であつたが、今回社會民主労働黨と合同して組織すべき新政黨は當分いづれのインターナショナルにも加盟しないことに決した。尤もスカンヂナヴィア諸國の労働運動は、共同戦線主義の有力なものであるので、インターナショナル加盟問題は容易に決定し難いであらうと共に、第二及び第三インターナショナル合同運動に協定して、單一インターナショナル組織に活動するものと見られる。

## チエツコ・スロヴァキア

### 一九二五年労働争議統計

統計局の發表によれば、一九二五年に於ける罷業件数は合計二百八十件で之が直接關係労働者数合計十三萬三千六百九十二人、損失労働日数累計百八萬九千六百六十日であつた。而して之等の争議の結果たる労働者賃銀の損失は、合計三千百三十三萬九千四百クロネに達したと云はれる。一方、それらの争議の爲め止むを得ず罷業に陥れる労働者数は二千八百六十二人にして、その損失労働日数合計三萬七千七百日、賃銀損失額百十七萬八千三百九十四クロネであつた。右の數字を原因及び結果別に見ると左の通りである。

ノールウエイ チエツコ・スロヴァキア



労働組合及び労働者運動

一八六

結果	原因				合計
	貸銀	特殊人物展飾	其他	不明	
成功	一八	一三	一三	一	四四
一部成功	一一八	五	一六	一	一三九
失敗	三五	一一	八	一	五四
不明	一五	三	四	二一	四三
合計	一八六	三二	四一	二一	二八〇

尙ほ一九二五年中に惹起せるロツクアウトの件数は十四件で、直接関係労働者数二萬八千七百七十二人、損失労働日數三十六萬四千九百九十四日、損失貸銀額七百五十萬二千二百六十八クロネであつて之を結果別に見ると、雇主側にとつて有利に解決したものに二件、或る程度まで有利なるもの六件、その他は不明である。ロツクアウト中七件は金屬工業の労働者に對して行はれたもので、直接關係労働者數二萬七千九百五十二人、損失日數累計三十五萬九千五百三十三日に達して居る。

一九二四年労働組合統計

一九二四年十二月末日現在チエツコスロヴァキアに於ける労働組合數は合計四百六十七團體にして、その組合員數は百六十六萬九千四百五十六人で、内百四十二萬百十

八人は十二種の組合聯合會に加盟して居る。それらの労働組合聯合團體を分類して見ると、チエコスロバク人の労働組合二百二十五團體の加盟せるもの七團體(加盟人員八十九萬八千八百九十三人)ドイツ人の組合七十三團體の加盟せるもの四團體(三十一萬六千四百十四人)、共產派組合十六團體にて組織せるもの一團體(二十一萬六千一百一十一人)である。聯合會に加盟せざる組合一五三團體の組合員二十四萬九千三百三十八人中二十一萬四千五百三十二人は、百十三團體のチエコスロバク人の組合に屬し、他はドイツ人系の組合員である。左に一九二三年及び二四年に於ける單獨組合及び聯合會に屬する組合員數の組合員合計に對する百分率を示して見る。(一九二三年の組合員合計は百六十二萬七千五百六人であつた。)

系統別	一九二三年		一九二四年	
	聯合會員	單獨組合員	聯合會員	單獨組合員
チエコスロヴァキア	五三・九〇%	一四・九七%	五三・八四%	一一・八五%
ドイツ	一八・七三	二・〇四	一八・六一	二・〇八
共產派	一〇・三六	一	一一・六二	一
合計	八二・九九	一七・〇一	八五・〇七	一四・九三

チエツコスロヴァキア 一八七



以上の組合はドイツ人及びチェコスロヴァキア人に分類してはあつたが、個々の組合員について見ると、必ずしもチェコスロヴァキア系統の組合には同国人のみが加入して居る譯ではなく、一九二四年統計によるも、チェコスロヴァキア労働組合に属する組合員中チェコスロヴァキア人は九割三分一厘八毛であつて、四分六厘七毛はドイツ人、二分一厘五毛はその他の国籍の人々であつた。ドイツ人組合に於ても亦同じくドイツ人以外のものも加入して居つてドイツ人は九割八分六厘八毛である。共産派の組合では、チェコスロヴァキア人八割四厘七毛、ドイツ人一割二分七厘三毛、ハンガリア人三分六厘八毛、その他三分一厘二毛である。

## フィリッピン

### 争議統計

一九二四年フィリッピン總督報告によれば、一九二〇年より一九二四年までの五年間に於て同諸島に發生せる争議件数は合計百七十三、關係人員六萬九千九百九十二人であつた。

年 度	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四	合 計

争議件数	原因		結果
	賃銀	其他	
六八	一一、一三九	四八	六八
三五	一九、七八二	二二	三五
二四	一四、九五六	一九	二四
二六	八、三三一	一八	二六
二〇	六、七八四	一三	二〇
一七二	六〇、九九二	一一〇	一七二
一七	一三	一七	一七
二二	一三	二二	二二
一三	七	一三	一三
一二	一四	一二	一二
八	八	八	八
七二	九七	七二	七二

## 南アフリカ

### 労働組合の發達

今日南アフリカ聯邦と稱せられる地域に於て労働組合の組織されたのは既にボア戦争以前からであつたが、労働運動として見るべき活動を開始したのは、二十世紀以後のことであつた。即ち二十世紀初頭から所々に罷業の發生を見るに至つたが、しかし

一九一三年頃までは組合の組織未だ充分鞏固ならず要求の貫徹も困難であつた。同年一金礦に於て五名の労働者をして土曜の午後に就業をせしめたことが原因となつて罷業勃發を見たが、この争議は各地に傳播し、同年七月にはウイトワートルスランド地方の鑛山全部の労働者の總罷業とまで發展した結果政府の干渉によつて始めて解決したことがあつた、この事件は南アフリカ労働組合發達



上一大刺戟となり、各地に労働組合は續々組織され、組合員は遽かに増加する如き状態に至つた。次いで一九一四年一月の鐵道労働者の罷業の時には總同盟では同情罷業を命じて聯邦全土の労働者は之に参加するに至つた。當時政府では戒嚴令を施行して罷業の鎮壓に努めたため、労働者側は惨敗して組合員は急に減少したが、開戦後一般産業の振興と共に労働組合運動は再び勢を盛り返した爲め一九一五年トランスヴァール鑛業會議所では團體交渉権を認め、南アフリカ労働總同盟と協議の上組合側の要求を容るゝところがあつた。爾後雇主間では労働組合を認める傾向漸く著しくなり諮問機關又は聯合委員會などを設けて従業条件の交渉を行ふことも廣く採用されるやうになつた。

大戦中及び大戦直後數年間はいつれの國に於ても見られた如く労働組合全盛時代であつたが、一九二〇年の不況以來再び衰へ、組合員數に於ても一九二〇年には十三萬二千七百五十四人を算したものが一九二一年には十萬七千五百七人となるに至つた。一九二二年の坑夫大罷業の際は軍隊出動等あり、組合側は惨敗した結果暫らくは労働運動を繼續すること不可能の状態になつた。一九二四年労働組合登記法令制定され、労働委員會の設置を見るに至つたが、之によつて再び労働組合運動は復活し得るものと期待されて居る。目下聯邦の白人労働者は、南アメリカ産業總同盟を全國中央

團體として組織され、アムステルダムに加盟し組合員數は一九二四年末二千六百七十人と報告されて居る。



## 勞働法制

### イギリス

#### 農業賃銀 最低賃銀

農務省は一九二五年九月三十日に至る一ケ年間に於ける一九二四年農業賃銀法施行報告を發行したが、抑々農業賃銀法は「地方農業賃銀委員會」及び「農業賃銀局」の設立を規定したもので、而して之等の機關の構成は凡て全國農業勞働組合及び勞働組合の指名したる勞働者より成るものである。賃銀局には議長を入れて中立の人が五名が居る。之は農務大臣の任命する所で、而して傭主側及び被傭人側から各八名の代表者がある。委員會には大臣の任命する二名の中立委員と委員會の任命する議長とがある。各委員會に於ける代表者の數は規定してないが全國の農業賃銀委員會を合計すると、議長四十八名、中立委員九十八名、傭主代表三百二十三名、勞働者代表三百二十三人、總計七百九十二名居る。

農業賃銀局及び地方委員會は一九二四年十月に創設された。農業賃銀委員會が、本法に基いて、提案及び命令を發する事に關して果すべき職務の主なるものは左の三つである。

- (一) 農業勞働者の爲めに最低賃銀率を決定し、併せて、時間外勞働賃銀率の決定をも行ふ事。
- (二) 時間外勞働として取扱はるべき勞働の定義。
- (三) 現金拂に代へ最低賃銀率の一部として支拂ふべき手當その他特典の定義。

委員會の第一の義務は農業に従事してゐる全勞働の爲めに最低賃銀を決定する事である。併し乍ら、提案が一般に知れ渡る事が大切であるから、愈々命令の決定を見る迄には幾多の豫備的段階を経なければならぬ。委員會が賃銀率を決定する場合には、少くとも二週間前にその提案を豫告しなければならぬ。同猶豫期間内に、その提案に對して異議を申立るものがあつた場合には、委員會は之を論議し、然る後に賃銀率の最後の決定を與へる。提案の重要規定は之を引用して、地方新聞に廣告をなし、又委員會の所屬地方の郵便局及び職業紹介所には提案全文の寫を掲示して、一般に充分通告をなす様にすべく、又提案の寫は何時にても委員會書記より受取る事が出来る。以上の手續の終了せる後に、委員會は最初の決議の寫、猶豫期間中に地方新聞に掲載して規定通り豫告を



與へたりといふ證明書、最終決議の證明書附の寫の三つを農業賃銀局に提出し、次に、同局では委員会の決議を有効ならしむる命令を發するのである。

委員会の決議を有効ならしむるべき命令を作製する際賃銀局では該賃銀率を施行すべき時日を決議する義務がある。

最低賃銀率は凡ての場合に決定を見た。併し乍ら、委員会中二十六のものは農場に於ける男子成年労働者全部に通じた劃一賃銀率を決定したし、二十一の地方に於ては一般最低賃銀率に加ふるに動物飼育に従事する労働者の爲めに特別賃銀率を決定した。

一九二五年夏期に於ける成年労働者の一週間の一般最低賃銀率は、地方によつて相異してゐるが二十九シリング乃至三十七シリング六ペンスであつた。二十一歳以下の男子労働者は一週九ペンス乃至二十八シリングを取つてゐた。女子に對する賃銀率は一時間三ペンス乃至六ペンスで、女子年少者に對しては、一時間二ペンス乃至五ペンスであつた。

農業賃銀委員会は労働時間を決定する権限を有して居なかつたが、一週間の最低賃銀の基礎として命令に提出してあつた時間が普通農業労働者の場合に於ける標準となる傾向のある事は當然な事

である。多くの委員会は冬の労働時間、夏の労働時間といふ様に區別を立てゝゐて、此所に冬といふのは普通十一月一日から二月末日に至り、一年の残りの月が夏となる。半数以上の地方に於ては一週四十八時間を冬期一週間の賃銀の基礎としてゐたが、尙十の委員会では五十時間とし、残りの委員会では差はあるが五十四時間迄にしたものであつた。

同法は委員会がなるたけ一週半日の休日を作るべき事を規定してゐる。四十二の地方に於ては、規定労働時間を起えた労働に對しては、時間外労働賃銀率を適用する。

委員会は男子労働者に對しては時間外労働賃銀率を決定してゐる。特別賃銀率の決定せられてゐる特別の労働者は別として、八つのものを除いた他の委員会は凡て、時間外労働を次の如く定義してゐる。

- a 最低賃銀率の基礎となつてゐる一週労働時間以上の労働時間
- b 毎週半休日に於ける規定労働時間以上の労働
- c 日曜日に於ける労働

委員会には、必要と認める場合は出來高拂最低賃銀率をも決定し得る権限が、同法によつて、與



へられてゐる。併し乍ら、現在の所までは、斯る賃銀率を決定する必要ありと考へた委員會は一つも無し。

### 失業保険

#### の成績

大英及北部愛蘭に於ける被保険者の總數は一九二六年七月に於て千二百四萬一千人と見積られ、一九二五年の計數より十四萬九千多く、一九二三年のそれより五十萬人多い。一九二〇年十一月に失業保險制が擴張された當時は、被保険者總數は千二百萬（但し愛蘭全體を含む）であつたが一九二二年四月、愛蘭自由國が別個に保險制を設けた時に千七百七十五萬に減じ、一九二六年七月千五百五十萬に減じたのを最低として、爾後次第に増加した。

下院の質問に答ふる爲、労働大臣は最近、給付を支給した失業日數を次の如く發表した。即ち本表には待期、請求權失格等の日數を含まない。

一九二一年	四五三、三〇〇、〇〇〇日	一九二四年	二五八、五〇〇、〇〇〇
一九二二年	三四五、一〇〇、〇〇〇	一九二五年	二七三、七〇〇、〇〇〇
一九二三年	二八七、七〇〇、〇〇〇		

労働大臣は尙、世界大戰休止後一九二六年十一月十三日に至る迄の八ヶ年間に支給した失業給付額を二億七千五百萬磅（外に失業救済金六千二百五十萬磅）と發表した。失業の過重と莫大なる給付

の支給とに依る失業基金の潤涸は各年末に於ける國庫よりの借入金によつて次の如く示されて居る。（單位千磅）

一九二一年	七、六〇〇	一九二四年	五、四一〇
一九二二年	一五、八九〇	一九二五年	七、五九五
一九二三年	一一、七九〇		

然るに一九二六年十一月六日現在の借入金は千九百三十萬磅の巨額に上るが、是は炭業罷業に續く失業の増加を反映してゐる。労働大臣は一九二六年五月から十一月に至る間の借入金の増加を七三〇萬磅と見積つてゐる。

### 労働黨の

#### 農業政策

労働黨の勢力範圍を地方農村間に擴張すべき案は、一九二四年労働黨内閣成立當時以來、考究されて居つたが、地方農村に於ける保守黨の地盤は十八世紀以來の傳統あるものたる上、労働黨自身に於てもその根本政策確立せず僅かに加盟團體の一なる獨立労働黨の決議が第二十四回大會に於て承認された位のものにすぎなかつた爲め、この方面に於ける活動は未だはかくしい成績をあげ得なかつた。一九二五年リヴァプール大會後労働黨では調査委員會を設けて農業政策の作製を命じた結果、一九二六年八月初旬その案を起草し終り、労働黨全



國執行委員會、勞働黨議員團執行委員會及び勞働組合評議會總務委員會の三機關の協賛を経て、愈々二六年大會に提出してその採否を決することになった。

今回發表せられた案によれば、勞働黨の農業政策は土地國有と農産物分配の公平とを根本原則としたものである即ち地方農村の耕地所有權は之を國家に歸屬せしめ、農業經營上の當時者としては各地方に農業委員會を設置して之に當らしめ、一方販賣組織も根本的に改革して、日常必需品たる農産物の價格を調節し、輸入品の統制を行ひ、以て農業として「一大公益事業」たらしめるのが目的となつて居る。

耕地の國有は法律を以て期限を定めて、買上價格の決定次第之を行ふのである。尤も自作農の場合もし國有を希望せざる場合には一時私有を許可して置くのであるが、之は、案の根本原則が農業をして個人の營利事業たらしめざる點にある結果である。買上價格は、所得稅査定基礎となつて居る收入年額で計算するのであつて、従つて農作用の土地として價值のみしか計上されない譯であるが、將來の建築敷地又は山林として特殊の考慮を要する際は別に補償金は支給される事になつて居る。耕地國有は公債を以て之に充て、別に減債基金を設けて數年後には耕地は全然國有となる

様にしてある。

次に農業經營の任にあたるべき委員會の組織であるが、之は各郡の農業主及び農業勞働者の代表數名と郡會その他適當の機關で作製した名簿中から農務大臣の任命した經驗家數名とで構成するものであつて、その職務としては土地賃貸、耕地設備、土地利用、賃貸料の集金等が列記してあるが各委員會の職務遂行の爲めには相當の土地管理人を使用する事はいふまでもない。この種の各郡農業委員會は、土地所有者ではないが、しかし適當の地方では自ら耕作に従事することも出来るやうになつて居る。その場合必ずしも從來の農業主（即ち國有後は國家の小作人となるもの）を廢止しなくともよいのである。

今回の案では、農業勞働者の從業條件については、勞働黨内閣當時制定した農業賃銀法の内容を原案通りにして各地方の賃銀協定会議の外、地方毎に決定した最低賃銀の率を檢査改訂すべき權能を有する中央會議を設置する事になつて居る。勞働者に對する政策としては、右の賃銀の外勞働者の經營參加權を認め、視察旅行、講習會等の便宜を與へる事をも主張して居る。其の他勞働者の住宅の附近には庭園や多少の田畑を提供し、或る程度までは小農制度の自作農をも許可することにな



つて居るが、農業労働者の住宅は、前記の庭園等の空地を存する必要上一エーカーにつき四軒までしか建てゝはならないと云ひ、且それらの住宅は現在の農村に近接して新築すべきであると云つて居る。農村の住宅政策については、労働黨の案では、保健省及び郡會の權能を擴張して、一九二四年のワイトレー(住宅)法の精神を充分發揮せしむるやうになつて居る。斯くして労働黨では目下イギリス農村の病弊と云はれて居る所謂 *Tied Cottages* 制度を改善し、同時に地主の労働者立退處分權を廢止せんとして居る。

イギリスの農業は從來販賣組織の不完全から多大の損害を受けて居つたが殊に甚しい弊害は、仲買人の多數なると市場價格の不安定なことであつた。この點に關して労働黨では、オーストラリアや合衆國其の他の例に依つて、産業組合を組織することを勧告して居る。而して全國消費額の五分四を輸入に仰いで居る小麥については、その價格の安定を期せんが爲め、小麥の輸入は全部法律を以て設置した中央機關によつて行ふこととし、一定の標準價格を定めて、それによつて販賣すべきことを提案して居る。斯くの如く小麥の輸入を國營にする結果パンの價格も安定する譯であるが、尙ほパン業管理の爲め中央食糧局を設置して、パン製造業の取締を行はしめ、時には消費者組合を

他の公益團體を指定してパン製造の問題を處理せしめることにしてある。

牛乳業は、目下のイギリスでは殆んど獨占事業になつて居るので、之が改善には唯公營制度あるのみで、市有事業とするか或ひは消費者組合に一任するかの外方法がないと云つて居る。

以上の外消費者組合と生産者との聯絡や、市營市場市營屠殺場の設置、鐵道と自動車回漕等との聯絡、各種農業保險事業調査、農村教育振興、山林局の設置、電化事業等に關する施設を要求して居る。

因に自由黨では數年前ロイド・チョーチ氏が調査委員會を組織して、昨年その報告として農業政策が發表されたが、このロイド・チョーチ氏の農業政策に對しては、自由黨内部に於て反對するものあり、一九二六年二月の自由黨大會の決議として採擇となつたのは、原案とは大部異つたものである。而して今回の労働黨側の政策は、自由黨の報告原案の長所は全部採用してあるので、イギリスでは興味ある對照として比較研究されて居る。

## カ ナ ダ



最低賃  
銀法

ブリチツシュ・コロンビア州では一九一八年以來女子労働者の最低賃銀を規定せる法令を施行して居つたが、一九二五年十二月十九日附にて男子労働者に對し施行すべき同種法令が制定された、本法はカナダ全土に於て男子労働者に對する最低賃銀を規定せる法律としては最初のものであつて、農園労働者、果實採取及び包装工、果實及び野菜罐詰工及び家内使用人以外の賃銀労働者全部に適用するものである。

最低賃銀率の決定は、一九二三年労働時間法によつて設置された裁定局で行ふもので、同局の構成は労働省次官一名及び政府の任命せる委員二名で組織される、裁定局は、最低賃銀率決定の爲め種々なる調査を行ひ、證人の召喚其の他の権能を有して居る、尙ほ最低賃銀以外に低級労働者、短時間従業者及び徒弟に對する賃銀公定に關する規定も設けられて居り、それらの労働者に對しては規定の最低率以下を支拂ふことも許可されて居る。

裁定局に於て一定の最低率の採擇せられた場合には、命令として之を官報に公表し、發表後三十日を経過してから實施の効力を生ずる。裁定局は雇主の要求ありし際は公定最低賃銀率命令の謄本を提供し、雇主は之を工場内の見易いところに掲示しなければならない。且雇主としては、被傭者

に支給して居る賃銀及びその従業時間と被傭者の姓名、年齢、住所の記録を作製保存して裁定局の要求ありし際之を指示しなければならない。

雇主が裁定局の決定した最低率以下の賃銀を支拂つた場合には労働者一人につき五十ドル乃至五百ドルの罰金に處せられ、罰金の納入を怠るものは二ヶ月乃至六ヶ月の禁錮に處せられる。一方労働者にして最低賃金率以下の賃銀を支給された場合には雇主側の費用にて民事訴訟を起してその差額を請求することが出来る。

健康保

從來カナダには或る種の業務上の疾病に對する外は、強制的の健康保険制を規定した法令はなかつた。しかし任意的に組織した健康保険はかなり發達して居つて、最近

險制度

國際労働局からの問合に接したカナダ労働省では、調査の結果、全國約百五十箇所の會社に於て疾病保険制度が實施されてゐることを知つた。

それらの諸會社に於ける疾病保険は大體に於て臨時雇傭以外の従業員全部に適用されるのであるが、重役、事務長、及び工長は除外してあるところもあり、又一定額以上の俸給をとるものには適用しないところもあり、或ひは被保險者たるべき資格として、一定期間勤続（大體三ヶ月乃至二ヶ



年)し、一定額の俸給に達することを条件としてゐるものもある。時には一定年齢以上のもの、及び痼疾のあるものは加入せしめないところもある。尤も後者の場合には、痼疾に原因する疾病の場合には給付を受けずとの条件附で加入させてゐるところもある。概して云へば、従業者は殆んど全部を加入せしめてゐるのが多い。

カナダ全国の各州には、労働者補助法が制定してあるので、会社側の疾病保険は業務災害の場合には適用しない調査の結果によれば、給付の出るのは、疾病又は災害一週間以上に亘る物で、労働者補助の範囲に属せず、且飲酒又は不都合なる行爲或ひは競技その他に参加の結果でない場合のみである。多くの会社では、保険会社と特約して團體加入で保険をつけてゐる。従つて給付は保険会社から直接支拂はれる譯である。

経営は、会社側が全部を負担するところもあれば、又会社と労働者と共同で分擔してゐる所もあるが、雇主側のみを負担の場合が多い。而してその場合通例雇主側の醸出額は賃銀率を基礎にして、スライディング・スケールで計算され、一ヶ月二十シリング乃至一ドル位である。一ケ年の醸出額合計は小会社では二三百ドルから大会社になると二萬五千弗にも達して居る。勞資双方で共同に

負擔して居るところでは折半のところも、三と一との割合のところもある。時には一ヶ月の醸出金總額に對し一定百分率だけ会社で醸出するとか、各年に補助金として醸出するとかの場合もある。

この種の場合に於ける雇主側の醸出額は年額二三百ドル乃至十六萬ドルに達して居る。

給付は、大體、賃銀率によつて相異あり、又醸出金額によつても差異がある。給付期間は通常最長限六日間であるが、時には一ケ年も繼續給付することもある。給付は、現金、醫療、藥劑等の形式で支給される。藥劑を支給する場合は少い。保険会社で請負つてゐるところでは、給付支出額は一九二五年度には年額十萬ドルに達するところがある。一鐵道会社では、一日平均三ドル年額十二萬一千ドルを給付したと云はれる。

醫療の場合には、被保險者が自由に醫師を選択し、料金は会社から支拂ふやうになつてゐるのが多い。時には会社で醫師と特約して一ヶ月従業者一人につき幾何と定めて置いて、被保險者は無料で診療を受ける場合もある。大会社には、大抵專屬の醫師があり、雇主又は保険組合の傳票を貰つてそこに行くのが通常である。多くの会社には救急設備があつて、資格ある醫員看護婦が雇つてある。それらの看護婦は、缺勤中の患者の家庭訪問などをつとめるのである。



以上の如き痲疾病保険の經營當事者は、会社の役員及び從業者代表で組織した委員會が之に當つて居る。各會社で健康保険制度採用の結果として、從業者の保健状態は改善され、且家族の健康に對する後顧の慮なき爲め、作業能率は増進し、一方勞資關係上にも貢獻する所多かつたのである。

## オーストラリア

### 四十四

#### 時間法

ニュー・サウス・ウェールズでは、一九二五年十二月十六日附を以て炭坑及び海運業を除く凡ゆる産業に適用する目的を以て四十四時間法を制定した。この法律には、從業時間の外争議調停、從業協約等に関する規定もあつて、一九二二年の産業争議調停法の改正をも目的として居るものである。

第六條第一項の規定によると、

本項の規定による凡ゆる産業に於ける被傭者の通常労働時間数は

(一) 繼續二十四時間につき八時間又は

(二) 一週間につき四十四時間、又は

(三) 繼續十四日間につき八十八時間、又は

(四) 繼續二十一日間につき百三十二時間、又は

(五) 繼續二十八日間につき百七十六時間

を超過すべからず。

とある。

ニュー・サウス・ウェールズに於ては労働者は全部團體協約又は産業裁判所其他裁定機關の判決で從業條件は規制されてゐるので、それらの協約の内容として四十四時間制度は採擇されるは勿論、時間外労働賃銀の規定も設けられるであらう。

ニュー・サウス・ウェールズに於て立法的に労働時間を規定したのは一九一六年四月發布の四十八時間法があるが、一九二〇年八時間制(改正)法によつて私營工業では四十四時間制を施行し得るやうになつたが、その後一九二二年の改正法で一九二〇年法は廢止され再び四十八時間制度を復活したが、今回の立法は一九二二年及び一九一六年の法律を廢止したものである。



## 印度

### 勞働

過去數年間に亘つて印度國會の懸案とされて居つた勞働組合法案は、愈々一九二六年二月八日立法議會で可決となり、同月二十五日上院を通過するに至つた。

### 組合法

一九二六年印度勞働組合法による「勞働組合」とは、一時的たると、永久的たるとを問はず、勞働者及び雇主又は勞働者双方間、或ひは雇主双方間の關係を規刷し、又は業務又は營業經營上に制限的條件を加ふることを主要目的として組織した團體を云ひ、聯合團體をも含むのである。而して組合の認定は、登記制度により、各地方官廳に勞働組合登記所を設け、組合員七名以上の團體は規約、組合員の氏名職業及び住所、組合名及び本部所在地、組合役員の稱號、氏名、年齢住所及び職業と共に當該地方の登記官に届出ることになつて居る。届出前に一年以上既存の組合の場合には、一定の方式で財政状態の報告をも同時に提出する。勞働組合の執行機關が、法規の定めるところによつて組織されてゐない場合には登記は受理されない。各組合の規約には、(一)組合名(二)組合の目的、(三)組合の一般基金使用の目的、(四)組合員名簿作製及び組合員又は幹部がそれ

を點檢する手續、(五)通常組合員の加入及び役員として名譽組合員又は臨時組合員を加入せしめる手續、(六)規定の手當支給及び罰金徵集の條件、(七)規約改正の方法、(八)役員の任命及び免職の手續、(九)基金の保管監督、(十)解散の手續等を明記することが必要である。(第六條)

登記官が認定した組合には認可證を交附される。而して認可證は、撤回又は變更することが出来る。登記官が認可を拒絶した場合には、裁判によりて認可を請求することが出来る。

勞働組合の一般基金は、(一)役員の給與、(二)經營費、(三)勞働組合の權利擁護の爲めの裁判費用、(四)爭議費用、(五)爭議による組合員の損害補償、(六)弔慰、養老、疾病、災害、失業の手當(七)組合員の保險、(八)教育其他の手當、(九)機關雜誌發行、(十)勞働組合の目的遂行上勞働者に有利なるべき贖出金、但、之は同年中の收入總額の四分の一を超過するを得ず、等の外には、費消することは出来ない。尙ほ特別基金を設けて、政治運動(議員選舉、生計費支給、立候補保證金、集會、宣傳)などに使用することは出来る。この特別基金の贖出は強制的ではなく、贖金せざるものと雖も組合員としての特權に差異はない。(第十六條)

組合員の一人が爭議に關係せる爲め他の人々をして雇傭契約の破棄を行はしめたのみでは、勞働



組合に對して民法による訴訟を起すことは出来ない。又爭議遂行上組合の代表者がなした不法行為に對しても、その行為が組合執行機關の知らざる間に又は命令に反してなされたる場合には、組合に訴へることはできない。

満十五歳に達せるものは組合員たることが出来る。尤も役員は十八歳以上たることを要する。組合幹部の半数以上はその組合の關聯せる産業に現に従事せるものでなければならぬ。労働組合はその組合員の三分二以上の承諾ある場合は名稱を變更することが出来る。又二又はそれ以上の組合を合同して一組合とする事も出来る。その場合には各組合の組合員の二分一が投票し、投票の六割以上が合同賛成でなければならぬ。

### 改正

### 工場法

一九一一年の印度工場法は其後加へられた改正を取纏めて一九二二年七月一日に集成法の公布を見たが、爾來一九二三年に改正され、更に又一九二六年三月二十日附にて改正され、斯くて一九二六年六月一日迄の改正を取纏めた集成法が今回公布せられた。此の最新の集成法に依り印度工場法の要預並に一九二六年に於ける改正の要點を紹介すれば次の如くである。

印度工場法は總則、監督官及検査醫、衛生及び安全、労働時間及び休日、例外規定、届出及び登録、規則、罰則及處分手續、補則の九章五十九條より成る。

### 第一章 總 則

本法は一九一一年印度工場法と稱し、一九二二年七月一日より施行される。本法の適用領域は全英領印度（英領バルキスタン及びボンタールパーガナスをも含む）に亘る（第一條）第二條には本法の用語を八項に亘り定義して居るがその内主要なるものを挙げれば次の如くである。

- 一、「兒童」(child)トハ十五歳未満ノ者ヲ謂フ
- 二、賃金ノ有無ヲ問ハス工場ニ於テ左ノ勞務ニ服スルモノハ凡テ其工場ノ被傭者ト認ム
  - イ、製造工程又ハ手工ニ従事スル者
  - ロ、製造工程又ハ手工ノ爲ニ使用セラル、工場内各部ノ掃除ヲ爲ス者
  - ハ、機械各部ノ掃除又ハ注油ヲ爲ス者
  - ニ、其他、製造工程、手工ニ附隨シ關係ヲ有スル、又ハ製品其他ノ製造若クハ手工ノ目的物ニ關係ヲ有スル何等カノ勞務ニ服スル者



III. 「工場」(factory)云々

イ、其建物内又ハ其ノ附近ニ於テ年内各一日ニ付同時ニ二十名以上ヲ傭使シ、蒸気力、水力、機械力、電氣力ヲ以テ各種ノ製造工程ノ行ハルル建物

ロ、其建物内又ハ其ノ附近ニ於テ年内各一日ニ付同時ニ十名以上ヲ傭使シ何等ノ動力ノ用ヒラルルト否トニ拘ラス各種ノ製造工程ヲ行フモノニシテ地方政廳ニ依リ工場タル旨地方公報ニ告示シテ宣告セラレタルモノヲ指ス

前記ロ號ノ宣告ハ一切ノ種類ノ建物ニ付又ハ一切ノ特殊ノ建物ニ付之ヲナスコトヲ得

四、「製造工程」(Manufacturing process)トハ左ノ事項ノ爲ノ、又ハ之ニ附隨スル、一切ノ工程ヲ謂フ

イ、各種ノ物品又ハ其ノ一部ノ製作、改造、修理、裝飾、仕上其他使用運送若クハ販賣ノ爲ニスル變造

ロ、油ノ精製又ハ水ノポンプ汲上若クハ濾過

ハ、瓦斯、水力、電氣ノエネルギーノ供給、發生又ハ傳導、又運送ノ爲ニスル一切ノ物ノ荷造ヲ

含ム

本法の規定は一九二三年印度鑛業法の適用を受ける鑛業には適用せられない(第三條)。然乍ら本法は官立工場にも適用せられる(第五十四條)。

(註一) 一九二六年に於ける本章中改正の要點は一、第二條に於て工場概念を明確ならしめ、且つ第四項ロ及びハに依りて適用の種類を擴張したること、二、第三條に於て「一九〇一年鑛業法」とありしを「一九二三年鑛業法」と修正したることに存する。

第二章 監督官及検査醫

工場監督官 地方政廳は地方公報に告示して適當と認める者を一定地域内の工場監督官に任命し得るが、此の場合各州知事(District Magistrate)はその職務上工場監督官となる。工場監督官の資格に就ては「一ノ工場及其ノ事業並ニ事務、工場關係ノ特許並ニ機械ニ付、直接間接ニ利益ヲ有シ又ハ有スルニ至リタル者」は監督官となり得ず、既に任命された者は辭職させられる。各監督官は印度刑法の所謂公吏と認められる。其他、地方政廳はその適當と認むる公吏を補助監督官に任命し、又二人以上の監督官ある場合、各自の權限範圍を宣明し得る(第四條)。



監督官の任命地域内に於ける職権は第五條に次の如く規定されてゐる。

イ、補佐官と共に工場として使用せられ又は工場として使用せらるると信すべき理由ある場所に立入ること。

ロ、建物、機械及び所定の帳簿を検閲し、現場其他に於て本法の目的の遂行上必要と思はれる證言を聴取すること。

ハ、其他本法の目的の遂行上必要なる権限を行ふこと。

検査證(certifying surgeons)は工場労働者たらんとする者、殊に斯る兒童の工業傭使の適否を検査する爲、地方政廳が開業醫中から任命する者であつて、彼は其の任命地域内に在る工場に雇入れられんと望む者、其の父母又は保護者、若くは其雇入を望む工場管理人の要求に依つて本人を検査し、本人が工場傭使に適する場合には所定様式の證明書を與へる、此の場合特に検査の結果確め得た年齢を記載することが要求されてゐる。又、検査醫は右の證明を兒童の場合には取消し得る權限を與へられてゐるが、此の取消の場合並に證明書交付を拒絶せる場合には本人其他の請求に依つて其の拒絶又は取消の理由を書面に述べる義務がある(以上第六條及第七條)。検査醫が繁忙に

て手の廻り兼ねる場合を考慮し第八條は検査醫が登録開業醫(Registered practitioner)をして工場傭使適否の證明をなさしめる事を許して居るが、斯る證明は検査醫が本人に付き自ら検査を行ひて之を確認せざる以上、三ヶ月を超えて有效なるを得ないのである。最後に工場監督官は工場に傭使される兒童が傭使に適せずと認められた場合検査醫その他に依る再検査を要求し、之を行ふ迄の間その兒童の傭使を停止せしめ得る(第八條ノ二)。

(註二) 本章に於ては従來「工場傭使適否の」證明書たりしものを「工場傭使適應」證明書と改めたる外、別段の改正なし。

### 第三章 衛生及安全

衛生 に関する規定(第九條乃至第十四條)は之を次の如く要約することが出来る。

(一) 一切の工場に適用さるゝもの。

イ、清潔を保ち下水、便所等よりの悪臭を防ぐこと。

ロ、危険を醸し健康を害する程に多くの被傭者を一室に詰込まぬこと。

ハ、空氣の流通を良くし有害なる瓦斯、蒸汽、塵埃其他の不潔物を能ふ限り無害とすること。



ニ、健康上有害なる程迄大気を人工的に濕潤しないこと。

ホ、充分なる點燈をなすこと。

ヘ、充分且適當なる便所を設くること。

ト、充分且つ適當なる飲料水供給の設備をなすこと。

(二) 特殊の工場に適用さるゝもの。

イ、作業の性質上、塵埃其の他の不潔物を發生する工場に付、監督官は送風器其の他の器械的装置の備付並に維持使用を命じ得る。

ロ、人工的に大気を濕潤にする工場に於て濕潤用水は原則として飲料水を用ふること。

安全設備 火災の豫防及び對策として、新築工場に於ける三十人以上操業せる各室の扉を外方に開く様作ること(第十五條)火災時の適當なる避難設備(第十六條)の外、工場内にては燃燒し易き物の附近に於ける喫煙又は裸火の使用を禁じてゐる(第十七條)。又第十八條に於ては工場内に於て柵圍を設くべき各部分を詳細に規定して居る。

以上の衛生及び安全規定の各項毎に、工場監督官はその不充分と認められた設備に付、之を充分なら

しめるに必要な方法を指示して一定期間内に其の實施を命じ得る旨が規定されて居る。左記二項に該當する場合(第十八條ノ二)にも亦之に同じい。

イ、工場又は其の一部が人の生命身體に對し危険なる状態に在るとき。

ロ、工場に於て使用される通路、作業所、機械又は設備の各部が生命身體に危険を生ずべき状態にあるとき。

加之、前記ロの場合の危険が急迫なりと認められる場合、監督官は工場管理人に對し、適當に修繕又は變更せられる迄の間、その使用禁止を發する事が出来る。

婦人及兒童 の傭使は第一、次の勞務の場合に禁ぜられて居る。

(一) 蒸汽力、水力其他の機械力又は電力にて運轉中の工場の動力傳導装置(註三)又は機械の掃除(第十九條第一項)

(二) 右の如き動力に依り運轉中の自働機械の定着部と移動部との間に於ける作業(第十九條第一項)

(三) 棉花壓搾工場内の開棉機(cotton opener)の運轉しつゝある部分(但し一定の隔壁に依り



開棉機の給綿部と送出部と區劃された場合は給綿部室に於て傭使するを防げない(第二十條)

第二、十八歳未満の者又は女子の傭使を禁ずる場合(第十九條ノ三)

(一) 附表第一(註四)に指定せる作業

(二) 鉛復合物(Lead compounds)の使用を含む作業(但し附表第二(省略)の規定に従ふものを除く)

第三、兒童の傭使を禁ずる場合 其の年齢上本法に依り適法に工場に傭使され得ない兒童が工場にて發見され、其の入場が其の者の生命身體に危険又は有害なりと認められた時、監督官は斯る兒童の出勤を禁ずることが出来る(第十九條ノ二)

最後に今次の改正に依り、地方政廳は、地方公報に告示して、その告示中に指定せる工場又は工場の種類に於て前記各種動力にて運轉中の動力傳導装置又は機械の指定部分の掃除を一切の者にさせる事を禁ずることを得るに至つた(第十九條第二項)。即ち男子に就ても斯る掃除を禁ずる一項が追加されたのである。是は本章に於て唯一の主要な改正である。

(註三) 「動力傳導装置」(mill gearing)とは垂直、傾斜又は水平の位置にある車軸、其の他の

車輪、鼓形輪、滑車、繩、鎖、針金、調帶、調索等にして原動力を製造工程に要する機械に傳導するものを含む旨本條第二條第五項に掲げられてゐる。

(註四) 附表第一は次の如くである。

- (一) 亞鉛又は鉛鑛石の還元又は處理を行ふ所の火爐に於ける作業
- (二) 鉛を含有する燒鑛の取扱處理又は還元鉛の脱銀及び鉛又は亞鉛の残渣の酸融作業
- (三) 鉛を一〇%以上含有するハンダ其の他の合金の製造
- (四) 鉛の酸化物、炭酸、硫酸、クロム酸、醋酸、珪酸の鹽類の製造
- (五) 蓄電池の製造及び修理の爲に使用するペーストの混合、捏和作業
- (六) 前記作業の行はれる作業場の清掃

#### 第四章 労働時間及休日

労働時間 工場に於ける實労働時間は一日十一時間一週六十時間(註五)を超えるを得ない(第二十七條、第二十八條及び第二十四條のロ)。即ち労働時間の規制は男女兩性の労働者に對して適用せられる。兒童の労働時間は一日六時間を超えることを得ない(第二十三條のハ)。兒童傭使の最低年



齡は十二歳であつて、彼等は前掲の工場傭使適應證明書を所有するを要するのみでなく、従業中にも此の證明書又は其の證據となるべきものを持参して居なければならぬ(第二十三條のイ)。以上の労働時間の制限あるの外、本法は工場管理人に對し其の工場に傭使して居る各人の就業時間割を一定することを強制し、右の時間以外の勞務に服せしめることを禁じてゐる(第二十六條)。同一日に於て二つ以上工場に傭使されることは兒童に就ては之を嚴禁し、その他の者に就ては別段の定ある場合の外之を禁止してゐる(第二十五條)。(註六)

夜業禁止 婦人及び兒童は午後七時から午前五時半迄、繼續十時間半の間の夜業を禁止されて居る(第二十三條のロ、第二十四條のイ)。但し地方政廳は上記の代りに、或る一定地方及一定の月に付、當該地方にて通常行はれる標準時に従つて計算して、次の組合せの内適宜その何れかを用ひることが出来る。

- 一、午後六時半から午前五時迄
- 一、午後七時半から午前六時迄
- 一、午後八時から午前六時半迄

- 一、午後八時半から午前七時迄

休憩時間 (第二十一條)は六時間を超えない間に一回一時間以上を與へることを原則とするが、休憩時間の長さを短くする代りに回数を増すことを得る爲に、被傭者の請求に従つて、各五時間を超えない間に各三十分以上の休憩時間を定めその合計が當日各六時間の作業に對して一時間以上となる様に按配することを得る。前記の二者に對する例外として、各就業日に八時間半を超えざる勞務に服する男工の場合、之に對し繼續五時間を超えざる間に一回三十分以上の休憩時間を與へ得るとの規定が今回の改正に依つて認められた。但し關係被傭者の請求に依り且つ豫め地方政廳の許可を経ることを要する。

兒童の休憩時間は、一日五時間半以上の勞務に服する場合繼續四時間を超えざる間に一回三十分以上を與ふべしと規定されてゐる。

日曜休業 の原則が確立されてゐるが、唯次の條件の下に例外が認められて居る(第二十二條)。

- 一、その勞働者が日曜日の前又は後の三日中の一日を全日休暇として費し又は費すべきこと
- 二、工場管理人が日曜又は之に代るべき日(その何れか早い方の日)より前に、其の者を日曜に



備用するが之に代るべき日に休暇を與へるとの旨を監督官に届出で、同時に第三十六條所定の場所(後掲)に其の旨を揭示すること

三、斯る代替方法に依つて何人も一日の全日休暇なしに連続十日間勞務に服する如き結果を生じないこと

而して以上の例外規定に依つて、日曜日前の三日中の一日を休日とし、その爲日曜に勞務した場合には、此の日曜日はその勞働者の一週勞働時間の計算上之を先週中に包含させるのである。

〔註五〕 本法に於て「一週」とは土曜日の中夜から次の土曜の中夜迄を謂ふ

〔註六〕 從來第二十五條の規定は婦人及び兒童に就て二工場備用を嚴禁して居たが、今回の改正に依つて「婦人」は削除され、従つて「其他の者」の中に包含されるに至つた。因に本章に於ける主要改正事項は之と休憩時間の例外の追加との二點のみである。

第五章 例外規定

例外規定を一一詳細に紹介する暇を有しないが故に、主要なる條件と之に對應して適用を免除される條項の番號のみを左に列記する。

- 一、工場の監督、支配人其他の精神的勞務に服する者……………二二、二二、二四—二八
- 二、準備的、補助的作業……………二二、二七、二八
- 三、間歇的作業……………二二、二二、二六—二八
- 四、繼續工程の作業……………二二、二二、二八
- 五、主要生活必需品の製造……………二二
- 六、季節的産業……………二二
- (季節産業中自然力の不規則なる活動に依る時期にのみ行はるゝ工場に付更に第二十六條の適用を免除す)
- 七、事業の例外的繁忙の處理……………二二、二二、二七、二八
- 八、緊急の修繕工事……………二二、二二、二七、二八
- 九、印度藍工場、茶及珈琲製造工場……………二二、二二
- 一〇、機關室、汽罐室詰の職工……………二二
- 一一、魚類の貯藏、罐詰工場……………(二四のイ)



右の内、第二十七條（一週六十時間の制限）の適用を免除された場合（但し八、緊急の修繕工事の場合を除く）六十時間を超えて労働する者は其の超過時間に付二割五分の割増賃金を受けるのである。（註七）

〔註七〕本章に於ては今回の改正に依り、前記一〇及び一一が第三十二條の二として追加された外、各種の場合に付、免除の範圍が擴大された。

#### 第六章 届出及登録

事業主（occupier）は作業開始の日又はその以前に左の事項を記載せる届出を監督官になすことを要する

#### （第三十三條）

- 一、工場名及び其の所在地
- 二、書狀配達先
- 三、工場に行はるゝ業務の性質
- 四、工場内に使用する動力の種類及び數量

#### 五、本法の目的上工場監理人たるものゝ氏名

災害の届出 工場に發生した災害が死亡又は災害發生後四十八時間以内に勞務に復し得ざる負傷者を生じた時、又は一定の原因によりて生じたものである時、工場監督人はこの事故を正規の方法に従ひ、一定期間内に一定官廳に届出づるを要する（第三十四條）。

帳簿の備付 各工場には所定の様式に依り工場被者の氏名其就業時間並に各被傭者勞務の種類を記載せる帳簿を備付けねばならない。但し之に對する若干の例外が今回の改正に依つて附加された。規則の揭示 各工場表門附近の見易き場所に及び被傭職工の多數が使用する言語にて一、本法又は之に依つて制定された規則の摘要、及び二、左記事項に關する就業規則を含む揭示を爲すべきである（第三十六條）。

- 一、毎日の始業終業の時刻
- 二、第二十一條に依る休憩時間
- 三、交替制ある場合は各組の始業終業の時刻
- 四、各被傭者の就業時間



五、第二十二條に依る毎週定休日

右の揭示の寫は作業開始後一ヶ月以内に監督官に届出でらるべく、就業規則の変更の場合新揭示文は改正就業規則の寫は三十六時間以内(註八)に監督官に報告されねばならない。

(註八) 就業規則変更の場合の規定は今回の改正によつて精密となり且つ報告に要する期間も従來の「七日」以内から右の如く短縮された。その他、工場管理人に關する規定、災害届出に關する規定にも多少の改正が行はれた。

第七章 規 則

本章に於ては地方政廳が印度總督の指揮監督を受けて本法施行の爲に規則を制定するの權限を認め、其の規則中に包含することを得べき事項を列舉してある。同時に印度總督の同様なる權限の範圍をも限定してある。因に本章は今次の改正に依つて何等の変更をも加へられてゐない。

第八章罰則及處分手續(第四十一條乃至第四十九條)第九章補則(第五十條乃至五十九條)は之を省略する。(註九)

(註九) 今回の改正は第九章には關係なく、第八章に於て第四十四條の二として、同一の日に幼

兒が二つ以上の工場に傭使され場合、その親、保護者又は兒童の賃金の法定後見權を有する者、之を管理する者、又は直接に之より利益を受くる者は二十ルーピー以下の罰金に處する旨の條項が追加された。

アメリカ合衆國

鐵道労働

法制定

今回合衆國に於て制定された鐵道労働法は、種々なる意味に於て重要な立法である。即ち同法は労働爭議の調停を立法的に規定せるものとして合衆國に於て最初のものたるのみならず、その内容たる規定は實はかねて合衆國鐵道會社とその雇傭せる労働者との間の協定として双方代表者間の同意したものであつて、云はゞ團體協約をそのまま立法化するものと云へるのである。今回の鐵道労働法制定の結果一九二〇年運輸法令によつて設置された従來の鐵道労働會議は廢止されることになつた。それは鐵道労働會議設置後幾多の爭議はこの機關によつて解決を見たが最近之に對する不信任の傾向漸く勞資間に著しくなつた結果であつて、新法案は一九二六年二月十七日兩院に同時に提出され、下院では三月一日三八一對一三票の大多數で可決され、上院では五月十一日六九對一三票で可決となり、次いで五月二十日大統領の裁可を得たも



のである。

今回の立法は根本に於て勞資双方の團體交渉權を認めため、爭議は凡て双方の指名せる正式代表間の協議によつて解決すべきことを趣旨として居る。而して爭議調停の爲め、四種の機關を設置することになつて居るが、内二種は常設機關で他の二種は臨時組織すべきものである。即ち第一の調節會議 Board of Adjustmentは、鐵道會社とその被傭者との協定によつて組織するもので、次に大統領が上院の勸告と協賛とを経て任命せる五名の委員から成る調停會議 Board of Mediationがある。之等の二種は常設的のもので臨時的の機關としては仲裁會議 Board of Arbitrators と非常會議 Emergency Board とがある。以上の四種の機關をその構成上から見ると調節會議は勞資双方の指名せる代表者のみで組織するものであり、次の調停會議は勞資双方の團體には全然關係なきものを委員としたもので、第三の仲裁會議には双方同數の代表者が列席し、最後の非常會議は全然中立の機關である。

調節會議はあらかじめ勞資双方間の協定によつて設置して置くものであつて之は個人的紛議や從業協約の解釋上の諸問題を處理すべき機關である。爭議の性質が一層一般的となつて、例へば賃率

從業規則その他雇傭條件の改正などが原因である場合には之を調停會議に附議するのである、規定によれば勞資直接交渉不成立の際又は地方調節會議によつて解決不可能なりし爭議は之を調停會議に提出することが出来るし、又調停會議が進んで干渉を行ふことも出来ることになつて居る。調停會議の調停によつて解決を見なかつた場合には勞資双方の任命した同數の仲裁委員と中立委員一名（又は數名）とで組織した仲裁會議に廻附する。

今回の立法による爭議調停は強制制度ではないので、いづれの爭議をも必ず之に附議する義務はないが、しかし調停機關の解決案はすべて拘束力を有し、殊に仲裁會議の判決は之を裁判所に登記することになつて居り、裁判上の判決と同様の効力を有して居る。尙ほ勞働者の罷業權は認められて居るので罷業は不法と認めない旨明記してある。萬一各種調停機關の解決案にして州際貿易に支障を來すと認められた場合には、調停會議は之を大統領に通知する。之に對して大統領は非常會議を組織して事實調査を行ひその報告を提出せしめる。非常會議の調査中及びその報告提出後三十日間は、當事者双方の同意なき限りは爭議の原因となつた事情の變更を行ふことは出来ないことになつて居る。



## 児童労働

アメリカ合衆国の全国児童労働委員会は「児童労働日」に關聯して、アメリカ全州に於て採擇、實施せらるべき児童労働者保護に關する一つの合理的最少限度の標準を定めてこれを發表した。その規定は次の如くである。

(一) 滿十四歳未滿の児童は家庭労働及び農業労働を除く外の如何なる職業にも傭使せられてはならぬ。

(二) 滿十六歳未滿の児童の傭使を禁ずる場合。

一、危険又は衛生上有害なる職業

滿十六歳未滿の児童にとりて衛生上有害なるか、又は危険性を有する職務及び職業は、これを法律中に列擧すべきである。而してその追加補充に關する權限は、各州委員會に賦與せらるべきである。

二、午後七時より午前六時に至る夜間作業、

三、傭主が左の四條件を具備する學校當局の労働就業許可證を有せざる場合（但家庭労働、農業労働はこの限りに非らず）

(イ) 労働の種類及び性質を明記したる雇傭誓約

(ロ) 或特定の作業に就て法律上所定の年齢に達したる事を證明すること

(ハ) 八ヶ年の小學校教育を終了したるか、又は之と同等の學力を有することを證明すること  
但この條件は他の凡べての條件が具備して居る場合に限り、學校未終了者と雖も學校の休暇中労働に従事することが出来る。

(ニ) 或特定の作業に對して児童の身體的適不適を證明する醫師の診斷書

(三) 滿十八歳未滿の児童にとりて危険又は衛生上有害なりとせらるゝ職業又は職務に滿十八歳未滿の児童を傭使してはならぬ。この職業、又は職務の種類は法律中に明記し各州の委員會に於て夫々追加補充するの權限を有すべきである。

## 一週五日労働制實施状況

フォード氏が一週五日労働制を採用する旨を聲明したに鑑み、米國に於て五日労働制が如何なる程度迄行はれてゐるかを見ることは相當興味ある事である。依つて左に The Monthly Labour Review 十二月號に載せられた此の問題に關する所説を紹介する。



米國労働統計局は毎年各種産業労働者の賃金及び労働時間の調査をなすが、その範圍は主として時間極め賃金制の行はれるものに限られてゐる。一九二六年度の調査は六十六都市の労働組合員八二四、三二三人に亘り、その内七六四、五九六人に就て正規労働時間が確め得られた。その職業はパン焼業、建築業、自動車運轉手、各種御者、花崗岩工及石工、洗濯業労働者、保線手 (lineman) 埠頭人夫、印刷及出版業、新聞業等である、右の七六四、五九六人中

一年を通じて一週五日労働をなすもの

三五、六八九人(四・七%)

一年の或時期に於て五日労働をなすもの

三、六七〇人(〇・五%)

一週六日労働なるも四十時間以下の労働をなすもの

一、〇六三人(〇・二%)

即ち一年の全部又は一部分に於て一週に付五日労働をなし又は四十時間以下の労働をなすもの總數は四〇、四二二人に及び調査實數の五・三%に當る。産業別に見て最も正規五日労働制の普及せるは男子服の製造業であつて、此の産業に就ては労働局の調査せる此の種企業の四割五分、同労働者の三分の一近くは五日労働をなす。但し一週四十時間の労働は一般に行はれず、平均労働時間は一週四四・三時間である。

## ドイツ

### 瓦斯工場 及病院 労働時間

一九二三年十二月二十一日附のドイツ労働時間命令第七條によつて、聯邦労働大臣は、職業の性質上から見て一日半時間の最長限以上の労働時間の延長を許し得ない、『産業部門又は労働者の階級』を列舉した施行規則を發する権限がある。既に一九二四年七月、此の第七條による列舉表の草案が起草され、臨時聯邦經濟會議の社會及政治委員會に提出されたのであつた。一四二五年一月二十日には、第七條によつてコークス工場及び通風爐に關する特別命令が公布された。

本年二月末社會及政治委員會は第七條の保護規定を瓦斯工場に傭使される或る種の労働者に對して擴張する件を論議しその結果を新聞に發表したが、之によれば、第七條の保護を受ける者は、瓦斯工場に於けるレトルト附職工瓦斯發生機から燃滓を取除けることに従事する者、レトルト修繕工、及び瓦斯壓搾器(Condenser)附職工である。同時に委員會は、此の第七條の適用を小瓦斯工場に對して一定期間だけ免除する方法をとられんことを労働大臣に要求してゐる。



病院——に於ける勞働時間は、一九二四年二月十三日附の命令によつて看護職員に對し、日曜及び休日を含む休息時間を除外し、最長一週六十時間と規定されてゐるが、最近此の制限が東部プロシヤ、ボメラニア、及びシレジアの諸地方に於て犯され、一週九十一時間から百三十一時間（但し是は待受時間 (Arbeitsbereitschaftsdienst を含む) に及ぶ所がある由である。

之に關聯してプロシア議會の社會民主黨は地方當局の反省を促した結果、ベルリン市會の特別委員會は去る二月十日社會民主黨のなした市従業員雇傭條件に關する提案を考慮したる後、精神病院に對しては一日八時間勞働制を復活し、その他の市營病院及び療養所に對しては一週四十八時間の原則を採用するに決した。

### 老齡使用

使用人に對する告知期間に關する一九二六年七月九日の法律の正文次の如し、

### 人の保護

使用人に對する解約告知期間に關する一九二六年七月九日の法律。

國議會は次の法律を議決し、國參議院の協賛を経て、茲に之を公布する。

### 第一條

本法の規定は、使用人保險法第一條による保險義務の下に立つ者、又はその一年の勞働報酬額が

使用人保險法第三條による給料限界を超えざるに於いては保險義務の下に立つであらう所の使用人に適用される。

### 第二條

通常、徒弟を除外して二名以上の使用人を使傭せる傭主は、彼又は、權利承繼の場合には、彼及び彼の前權利者が最少五年間使傭したる使用人を解約告知するには、四分の一曆年の終りに對して最少三ヶ月の告知期間を守る事を要する。告知期間は、八年以上の勤務年限に付ては四ヶ月に、十年以上の勤務年限に付ては五ヶ月に、十二年以上の勤務年限に付ては六ヶ月に延長される。勤務年限は、顧慮せられない。

第一項により生じたる使用人に對する傭主の告知期間の延長は、契約によつて約定せられたる傭主に對する使用人の告知期間を變更しない。

告知期間なき解約告知に關する規定は變更を受けない。

### 第三條

一九二六年五月十五日と該法の効力發生時との間に、第二條第一條に定むる所よりも短き告知期



間を以つてなされたる解約告知は、本法に定むる告知期間を以つてなされるものと見做される。

ベルリン

一九二六年七月九日

國大統領   フォン・ヒンデンブルグ  
國労働大臣   ドクトール・ブラウンス

尙ほ國議會は、右の法律の議決と同時に、次の附帯決議をなした。

國議會は國政府に次の要求をなす

(a) 老齡の使用人の困窮除去の爲めに

- 1 商業に於いて保持せらるゝ徒弟の最高數の確定を誘致する事。
- 2 邦と協同して無収入の使用人の再教育(Umschulung)を企て、且つ必要なる場合には、特別の手段を準備して再教育を強要する事。
- 3 無収入の使用人の爲めに遲滞なく、保険期待權喪失の危險防止の爲めに必要なる手段を、保護(Fürsorge)又は保險の方法によつて講ずる事。

4 老齡の使用人に關する現行解約告知法の改善の爲に、遲滞なく法律案を提出する事。

5 暗號廣告に於て見る弊害除去の爲めに、遲滞なく國出版法の完成を企てる事。

(b) 第九委員會の小委員會の報告——委員會印刷物六百六十一號に載せられ、附録として印刷されたるもの——に掲げられて居る根本原則を、老齡の使用人の失業救済の爲めにする立法的活動に當つて利用する事。

(c) 該小委員會の根本原則の利用の下に於いて、主たる使用人及び傭主の團體の意見を聽き、次の問題を考究する事。

1 あらゆる公的及び私的企業に、使用人の任命に付て問題たる空位となつた職を、公の労働紹介所又はその他の非營利的労働紹介所に届出づる義務を負はしめ得るや否や。

2 一定の數の老齡の使用人を傭し且つ傭入るゝ法律上の義務、並に退職金支給の法律上の義務を企業に負はしめ得るや否や。

その外に、國議會に對し本年の秋にこれ等の點に關する覺書(Denkschrift)を提出する事。



### 労働者 保護法 案要綱

獨逸労働者保護法案は一九二六年十一月二十六日憲聯邦閣議の承認を経て聯邦經濟會議に回附され、十二月始め聯邦労働大臣により正文の公表を見た。以下にその要綱を掲げる事とする。

適用範圍 本法案は總ての労働者（賃金稼得者並に俸給被傭者）に適用される。唯

一の例外は農林業牧畜漁業、海上、及び内水航行、筏業、及び航空業である。『労働者』なる語の内には次の者を含まない。監督及び管理の地位に在る者、機密の事務を處理する者、家内労働者、聯邦政府の職員及び獨逸聯邦鐵道、國立銀行、各邦及び地方自治體に傭使される者、藥劑師店及び其の助手。

安全（第四條乃至第八條）雇傭主は産業危険を出来る丈け回避し労働者を保護し得る様に、装置及び作業組織をなすを要する。又、婦人及び年少者の保護を増進すべき規定を掲げられてゐる。特殊の企業種類に付適用すべき行政規則は命令の形にて之を發し得る。工場監督當局も亦個々の場合に付安全規定の適用方法を指示して訓令を發することを得。もし此の種の行政規定を遵守しない時には、當該各邦官廳はその安全施設のとらるる迄の間その企業の閉鎖を命じ得る。

労働時間（第九條乃至第四四條）原則として各労働者の労働時間は一日八時間且つ一週四十八時

間の労働時間を超えるを得ない。之と異つた労働時間の分配方法も、一日労働時間の平均の長さが延長されない限り、次の如き條件（第十條）の下に許され得る。

- (一) 企業若くはその一部分に於ける労働者、又は個々の労働者の労働時間が一週の或る日に於て八時間よりも少かつた場合に相應する丈けの時間延長を同一の週の殘餘の日に行ひ得る
- (二) 企業若くはその一部分の特殊事情に依り一週に五日又は二週に十一日丈け作業すべき場合、これによる損失時間を此の五日又は十一日中に分配し得る
- (三) 二組以上交替にて作業する場合、各組の労働者の労働時間は三週間の平均時間法定の限界を超えない様に之を配置し得る
- (四) 企業内又は作業上の特殊事情に依り労働時間を規則正しく分配し得ない、場合労働時間は、九十日間を平均して法定労働時間を超えざるやう之を配置すべきである。
- (五) 法定以外の休日に因り、企業若くはその一部分に於て作業中絶ありたる場合、斯る損失時間は休日前後の各二週間以内に之を填補し得る。この爲に一週四十八時間を超えて労働したる場合超過時間は割増賃金率にて支拂はれる
- (六) 豫見すること能はざる偶發事の結果、企業又はその一部分に作業中絶ありたる場合、斯る損失時間が一労働日を超えざるときは事故發生後一ヶ月以内に、一労働日を超えたときは三ヶ月以内に、一週を超えたときは六ヶ月以内に、之を填補し得る
- (七) 企業の特質に由り一年の或る季節に於て特に繁忙を極める場合、労働者の全部又は一部に對する労働時間は一年間に付平均して法定労働時間を超えざる様配置するを要する



時間延長は(一)の場合は一日一時間、其他の場合は一日二時間且つ一週十二時間を超えてはならない。(四)の場合、工場監督當局は、緊急なる技術上の事由により必要なるときに於て時間延長を許可し得る。(七)による時間延長は團體協約に依つてのみ許される。其他の場合並に團體協約中に規定なき場合、時間延長は、常業規則又は工場委員会との之と同様な協定によつてのみ、許される。

繼續作業一の労働時間は日曜をも含めて一週五十六時間を超えてはならない。組と組との交替を便にする爲、三週を超えざる期間の労働時間は不平等に分配し得る。但し組交替時の労働時間は如何なる場合にも十六時間を超えてはならない。前記一週五十六時間の延長は準備的及び補充的作業現場詰(arbeitsbereitschaft)及例外の場合にのみ許される。準備的及び補充的作業は第十二條に明記され、その作業の性質に依り一日二十分乃至二時間の時間延長を認められてゐる。

現場詰(第十三條)火夫、看護人、食堂、浴場、便所、休憩室に關して傭使される者の労働時間は、主たる目的が外に存する企業に於て補助的に傭使される限り、一日十時間、一週六十時間とする。この條項は番人、受付、使走人、自動車運轉手、馬車の馭者、等の外、或る種の機械修繕工、

見張工等にも適用されるが、汽罐石炭夫には適用されない。休息期をも含めた就業時間は前記諸労働者(運轉手、馭者等を除く)に對し一日十二時間を超えてはならない。間歇的作業に於ける十時間労働は命令によつて認可される。

超過時間(第十四條)緊急の必要がある場合、一日二時間、一週十二時間、一年六十時間の超過時間が認められ、其の上一年二百四十時間を超えない附加的時間延長が團體協約にて認められ得る。この旨の規定なき場合、一年六十時間を超えての時間延長は公益の爲め必要なる時、工場監督當局等に依つて許可される。聯邦労働大臣は、公益の爲め必要なる時、團體協約の規定せる限界を超えて超過時間を延長し得、又、生命及び健康上有害なる作業をなす企業に於ける超過時間を制限し、又は禁止し得る。此の外、機械又は工場に就て緊急の處置を要する時、仕事の完成の爲、原料又は食糧品の損壊を防ぐとき等に例外的に時間延長を認めてゐる。

例外 上述せる労働時間規定は鑛山坑外労働、同一の家に屬する者のみを傭使する企業、科學上又は藝術上又は教育上の勞作をなす者、病院、托兒所等に於ける看護及び家事の職員、全然附隨的資格にて工業的企業に傭使される者には適用されない(第十六條)。



婦人及年少者—は午後八時から午前六時迄の間之を傭使することを得ない。然し二組以上の交替制作業の場合、十六歳以上の年少者は午前五時から午後十時迄の間にて傭使し得る但し少くとも五時間の継続休息時間を保證するを要する、その他の例外は聯邦労働大臣又は権限ある各邦労働大臣又は権限ある各邦當局によつて特に許可され得る。婦人及び年少者の休息時間は少くも十一時間たるを要し、一日労働時間が四時間を超ゆる場合には休憩時間を與へねばならない。十八歳未満の男子及び總ての婦人の場合、労働時間の延長によつていかなる場合にも一日十時間以上の労働時間を課してはならない。

母性 疾病保険の適用を受ける婦人労働者は、六週間以内に出産あるべき旨の醫師の證明書を提示して休業することを得、又産後六週間之を傭使することを得ない。工業的に傭使される母親の爲にはその乳兒を哺育する施設を備ふべきである(第二十二條)。

最低年齢 原則として十四歳未満の兒童の傭使を禁じて居るが、多少の例外が認められてゐる(第二十三條)。

週休 (第二七條—三八條)原則として日曜及び大祭日の労働を禁じてゐるが例外條項は詳細に掲

けられてゐる。例へば、繼續作業企業には原則の適用なき外、運輸業、料理店及び旅館、劇場並に音楽の演出等に付ては日曜及び大祭日の労働を認めて居る。但し十六歳未満の年少者は如何なる場合にも斯る労働をなすことを得ない。

閉店時間 (第三九—四四條)公衆に販賣する爲に商品を備ふる店舗は午前七時から午後七時迄のみ閉店し得る、然し人口二千未満の地方にて主として、又は専ら、食糧品を販賣する店舗の場合は閉店時刻を延長し得る。動力使用車輛の燃料販賣店に對しても同じ例外規定が適用される。

最後に、本法案にはパン製造場夜業、工場監督に關する規定、及び本法の施行停止(戰時、經濟危機等の場合)に關する規定が含まれて居る。

**獨逸労働**

一九二六年十二月二十三日附労働裁判所法(一九二七年七月一日より施行)の公布に依つて獨逸に於ける労働關係事項の司法は再組織され齊一な基礎の上に立つに至つた。即ち、是迄は職業裁判所、商人裁判所、ギルド仲裁裁判所及び調停局の労働會議所等が労働關係の審判をなして來たが、是等は新労働裁判所に依つて全く廢せられ、労働裁判所は各邦又は地方自治體の行政機關に附屬せず、各邦司法省の下に置かれる。以下に於て新労働裁判所法の要綱を略述する。

**第一章 管轄、構成、手續**



労働法廷は(一)労働裁判所、(二)各邦労働裁判所、(三)聯邦労働裁判所の三種ある。

管轄 労働裁判所は、團體協約當時者間の又は團體協約の存在又は非存在に關する全ての民事争議、及び團體協約を締結し得べき當時者間の民事争議を管轄する。又、雇傭又は徒弟より起る雇傭主對被傭者間の争議、雇傭契約又は徒弟契約の存在又は非存在に關する同上の争議、又は雇傭若くは徒弟と關聯せる限りに於ける不法行爲より生ずる同上の争議をも管轄する。

被傭者の發明を主題とせる争議は、之に附隨せる困難多き故を以て労働裁判所の管轄より除外され、同様に、商法第四百八十一條の規定に依つて船舶の乗組員たる者に關する争議も亦除外されてゐる。然乍ら労働裁判所の管轄権限は擴張されて、公共團體以外の法人とその法定代理人との間の民事争議は當事者の合意に依り労働裁判所に提起することが出来る。

被傭者 本法に所謂『Employed person』なる語の定義には可成り困難を感じたが、遂に本法第五條に次の如く定義された。

『本法に於て被傭者とは労働者、俸給被傭者及び徒弟を包含する。雇傭契約の下に在らざるも他人の命令を受けてその者の爲めに作業を行ふ者(家内労働者その他被傭者と同様の地位にある者)は、自ら原料又は附屬品を供給する場合に於ても、之を被傭者とす。その稼得の主たる部分を自らの請負仕事より得る中介的雇傭

主も、彼等に仕事を命ずる者に對する關係に於ては、之を被傭者とす。

法人及び公私團體の法定代理人、官吏の資格ある者及び聯邦陸海軍々人は被傭者となすことを得ない。

構成 労働法廷は判事及び雇傭主並に被傭者より選ばれた陪審人より成る。陪審人はそれ／＼『労働陪審人』、『各邦労働陪審人』、『聯邦労働陪審人』といふ官名を有する。

手續 争議は判決又は決定によつて解決される。労働裁判所は第一審を掌り、その決定に對して繫争中の金額が三百マルクを超える場合に於て各邦労働裁判所に控訴し得る。各邦労働裁判所の判決に對しては聯邦労働裁判所に上告し得る。普通の手續は民事争議に適用されるものと同様であるが、労働争議の手續はすべて早急に處理する事になつてゐる。雇傭並に被傭者の經濟的團體は労働法廷に於ける手續の當事者たることを得る。

辯護士 労働裁判所からは辯護士又は職業として法的手續を行ふ者は全く排除した。此の問題は可成り激論された所であるが、既に職業裁判所法(第三十一條)にも辯護士禁制の規定があつて格別新しいことではない。しかし各邦並に聯邦の労働裁判所に於ては當事者は轉護士によつて代表されねばならない。之に對し雇傭主並に被傭者の經濟的團體に各種の労働法廷に出頭することを許され



て居る。

手数料 労働裁判所手続に於ては、二十マルク以下の争議にあつて手数料一マルクとし、以上争金額に應じて一定額が定められ、最高五百マルクに及ぶ。書類復寫手数料は全然とらない。又、其他の手数料は法定費用法に依り、訴訟手続終結後に支拂ふこととなつてゐる。

### 第二章 組 織

労働裁判所—は數個の部に分け、各部は部長一人及び雇傭主側及び被傭者側各一名の陪審人からなる。部の個數は各邦司法省之を定める。此の場合司法省は雇傭主並に被傭者の經濟的團體の意見を聴取する。又、労働者並に俸給被傭者に對する特別部は任意に、手工業に關する争議の特別部は必ず、之を設ける。

部長は各邦司法省に依り任命され、労働並に社會立法に關して學識と經驗とを備へねばならない。普通は判事であつて、しかも調停局其他之に類するものゝ部長たりし者より第一に採用する。その外の者にしても部長となるには、産業生活上のその地位が雇傭主側にも被傭主側にも屬しない人々であつて司法官たる資格ある者でなければならぬ。

陪審人は、裁判所々轄区域内の雇傭主並に被傭者の經濟的團體の提案に基き、高等行政當局により任命され、任期は三年、男女いづれにても差支ない。但し二十五歳以上にて所轄区域内に於て雇傭者として一年以上就業せる者たるを要する。陪審人は無給とし、労働裁判所々長の定めた額に於て費用並に稼得額喪失に對して補償を受け得る。雇傭主は陪審人たる職務の受諾及び遂行に關してその俸給被傭者又は労働者に制限を加ふること及び斯る職務を執行するとの理由により彼等に不利を及ぼすことを禁ぜられて居る。

各邦労働裁判所—は聯邦裁判所内に設けられるが、各邦最高社會行政當局の同意を経、且つ雇傭主並に被傭者の經濟的團體と協議するを要する。その構成並に組織は労働裁判所と同様である。陪審人は三十歳以上にして労働法廷に付三年以上の實歴を積んだ者でなければならぬ。

聯邦労働裁判所—は聯邦裁判所内に設けられ、部長として聯邦裁判所主席判事若干名、部長代理として聯邦裁判所判事若干名、司法官陪審人として聯邦裁判所判事若干名、及び庶民陪審人若干名より構成される。庶民陪審人は雇傭主並に被傭者から各同數に選出される。聯邦労働裁判所の各部分は裁判所構成法の意味に於ける聯邦裁判所民事各部と同等の地位を占める。部長、部長代理、司法



官陪審人は勞働立法並に社會立法に就て學識經驗を有する判事たるべきことは云ふ迄もない、庶民陪審人は聯邦司法大臣の同意を経て聯邦勞働大臣之を任命し、その任期は三年、年齢二十五歳以上にして獨逸國內にて相當年間雇傭主又は勞働者たりし事を要する。聯邦裁判所の聯合民事部又は勞働立法問題に關する全員裁判の聯合民事部が決定をなす場合には、聯邦勞働裁判所各部から各自雇傭陪審人一名及び被傭者陪審人一名が之に出席するを要する。此等陪審人は聯邦裁判所の構成員と見做されるのである。

### 第三章 勞働法廷に於ける手續

(省略)

### 第四章 例外的規定

仲裁協定 團體協約の當事者は、明白なる協定をなすことに依つて、その團體協約に付勞働法廷の管轄外に立つことを得る、但し協約より生ずる爭議が仲裁にて解決されることを要する。然乍ら斯る協定の効力は、團體協約が一般的に拘束力を有すとの宣言ありし爲に此の協約の支配を受くるに過ぎない者に對しては、之を及ぼさない。即ち斯る仲裁協定は全ての法的手續を停止せしめる。

之に反する協定なき場合に於ては、仲裁法廷は雇傭主並に被傭者各同數を以て構成される。又、中立的の人を含むことを得る。仲裁人の裁定は仲裁法廷の構成員の過半數によつて發せられ、當事者に對して勞働裁判所の終審判決と同様の効力を有する。裁定は印紙税を免除される。

調停協定 勞働爭議に關し仲裁協定をなし得べき當事者は又、勞働裁判所の管轄外に立つ事を停めて、調停協定をなし得る。調停協定は、當事者間の合意によつて一名を選定し、その者の行ふ調停手續を了したる後始めて法的手續に進まんとするものである。調停協定の締結を見た場合、勞働裁判所に於ける調停手續は排除される。

調停協定の當事者が勞働爭議に關して仲裁協定を結び得る限りに於て、彼等は又爭議の解決の資料たる事實に關する全ての問題は仲裁によつて解決さるべしと協定する事を得る。斯くして解決された問題は全て法的手續に於て證明するを要する事項中から除外される。

### 第五章 經過規定

本法施行の爲めの規則は、聯邦參議院の承認を経て、二十八名の委員より成る聯邦議會委員會の意見を徴したる後、聯邦勞働大臣及び聯邦司法大臣共同にて之を發する事を得る。



## フランス

### 職業紹介 所法施行 規則

フランスに於ける公設職業紹介所の組織に關する一九二五年二月二日附法律に從つて、一九二六年三月九日附を以て、公設職業紹介所の各種部門の充たすべき條件を決定せる一法令が施行規則として公布された。

公設職業紹介所法によれば、職業紹介事業は無料であり紹介所は共同委員会によつて監督され、紹介事業はバリーに本部を有する一中央局によつて連絡統一せられる。

施行規則第一條の規定によれば、縣立及び市立の職業紹介所は、特にこの目的に當てられ、電話を備付け、且つ公衆の容易に出入し得る建物内に設けられるべく、又見易い場所にポスターを貼つてその所在を明示すべきである。所員の人数も正規な活動をなし得るに足らなければならぬ。

前述せる共同委員会の任命は、雇傭主團體、労働團體及び農業協會の提案を参照して知事又は部長之を行ふが、雇傭主及び労働者の勢力を減殺しない爲に、兩者以外の委員にして投票權を有する者は總數の三分の一を超えてはならないと規定されてゐる。全ての討論には雇傭主及び労働者が同

數に参加すべく、決定は出席委員の過半數に依る。職業上の問題に就ては此の過半數は同時に雇傭主及び労働者の各の過半數でなければならぬ。委員長は投票權なく且つ雇傭主及び労働者のいづれにも屬しないものを以てする。紹介所々長も亦之に同じである。

「職業」部に附屬する委員会は少くとも四名の労働者及び雇傭主によつて構成される。又各職業部の委員会からは雇傭主及び労働者各一名を以て成り、一票の投票權ある代表團を縣立又は市立の紹介所の經營委員会に送る。

又、施行規則は、職業紹介所が完全な中立的立場をとる様に苦心され、同盟罷業の場合紹介所は斯る爭議の通報を各求職者及び關係職業の各雇傭主に對して與へる義務があり、又爭議の起つた企業の表が紹介所の待合室に掲示されねばならない。更に紹介所の知り得た團體労働契約及び賃金率は揭示され又は關係者の閱覽に供せられねばならない。

佛國労働省は商工業に於ける有給休暇制に關する調査の結果を發表した。

### 商工業 有給 休暇 制

調査範圍は各種産業部門に屬する六二八個の企業を含むが内二五九個はアルサス、ローレン地方に位する。有給休暇を與へられる労働者の數は三八、四六六人にて飲食



業に最も多い。有給休暇制を有する企業をその大小にて區別すれば百人以上傭使用するもの六十一個、五百人以上のもの九個、千人以上のもの八個となる。

雇傭者及勞働者の間の契約に依り有給休日制を樹立せる企業は四一四個、又勤続期間に關せず總ての従業員に有給休暇を與へる企業は四八個にて勤続期間（三月より十五年迄種々あり）を條件として之を與へる所は五五五個に上る。

有給休暇の日數は各種各様であつて、被傭員全部に一率の日數を與ふる所一〇七個の外は勤続期間に應じて休暇日數を異にする。有給休暇を取る資格を生じた後この最低日數を毎年増加させる所は稀であつて多くは其の後の勤続二年乃至六年毎に一日を附加する。

休暇日數算定方法も種々ある。時には一週間乃至二週間企業を一齊に休業する所もあるが此の場合には有給休暇日數以外は別に給與が附かない。時間給賃金又は出來高給賃金に依つて傭使されるもの日數算定は一定期間の稼得賃金平均を基礎として算出されるのが普通であるがこの一定期間は時には一年又は最近の三ヶ月の場合もあり、時には休暇前二週間又は休暇後二週間の場合もある。中には休暇に際して勞働者に賃金の外に特別手當を與へる企業もある。

## 八時間法

一九二六年五月二十九日附の法令を以て、一九一九年四月二十三日附佛國八時間法を鍛冶屋業に適用する施行規則が發せられる。

## 施行規則

此の施行規則の適用範圍は鍛冶屋業を行ふ場所又はその一部に適用され、一週中勞働日に於ける一日勞働時間を八時間とするか、又は土曜半休若は之に相當する休息期間を與ふる爲に一日九時間を限度として一週四十八時間を各週日に配分すべきである。

例外としては災害又は不可抗力に因る損失時間を填補する場合の外に、凍路用蹄鐵の取付等には一日二時間以内の延長を、其の他の蹄鐵の取付には半時間以内の延長を、いづれも一日正規勞働時間内に開始された仕事を完了する爲に爲すことを認めてゐる。又災害防止に必要な場合、國家の安寧の爲行はるゝ作業に對しても例外を認めてゐる。註文殺倒に應ずる場合には一年に付百時間以内の超過時間を認めてゐる。人口三千人以下の場所に於ては右の外更に農具及農業用機械の修繕の爲に百時間の超過時間を増してゐる。以上の註文殺倒時の正規時間外勞働は超過時間として割増金を支拂はれる。

地方の祭日其の他一般にその地の慣習上認められた休日に於て一齊に休業した結果、斯くて失つ



た時間を填補する爲には縣工場監督官は關係團體と協議の上、一年に四十時間以内の超過時間を認可することが出来る。

労働者災害補償法の改正

産業災害に關するフランス法制は過去一ヶ年間に次の三點にて改正された。

- (一) 農業災害に對する司法の適用範圍が擴張されたこと。
- (二) 標準賃金の水準高められたこと。

(三) 或種の災害に對する手當の率及びその交付期間が増加されたこと  
以下少しく此等を解説するに、

農業災害 II 農業災害法制が農業的企業に適用されるに至つたのは一九二二年十二月十五日附法律に依るが、此の法律は一九二六年四月三十日附法律を以て改正され、新法は産業災害の補償義務を各種の農業的企業（牧牛場、馬匹馴養所、種馬飼育場、農事團體附屬の販賣所又は倉庫、若くは農業的企業を主たる業務とする作業場）のみならず、農業協同組合（相互信用基金、相互保險基金、相互信用銀行及び農民團體に所屬するもの）にも負はせてゐる。更に又一九二二年法は當時單獨又は家族の助のみにて労働せる農民を免除し、彼が臨時に手傳農夫を雇入れた場合にも尙法規の適用

をうけなかつたが、新法は斯る免除規定を廢し、今後斯る農民はその雇傭農夫（賃金の有無を問はず）の災害に付責を負ふこととなつた。最後に産業災害法規の適用は、二名を超えざる常備補助員を使用する鍛冶屋、農業機械修理業、馬具製造業、木靴製造業、桶屋、車大工等の如き農村の小工作業に備はれる者にも適用される。

標準賃金 II 一八九八年法に依る補償額は災害事故發生當時の稼得額を標準とし、手當額算出の標準として年額二千四百フラン迄はその全額をとり、之を超ゆる額は、之に反する契約なきときはその四分の一のみを加算する規定であつたが、其の後、貨幣の購買力の下落に伴ふ賃金額の名目的騰貴ありたるにより、一九二〇年八月五日附法律を以て、賃金中全額有効部分を四千五百フラン迄と改正した。然るに其の後も賃金の名目的騰貴の傾向は停止する所なく、現在、手當は賃金の僅か一部を標準とするに過ぎない有様である、殊に一八九八年當時の本法案者の趣意立は賃金全額を標準とするにあつた（當時二千四百フラン以上の年賃金總額を得る者は甚だ稀であつた）のであるから出来る丈け此の趣旨に添ふ爲に、一九二六年七月九日附法律を以て一八九八年法第二條を變更し、年額八千フラン迄は賃金全額を標準とし、之を超える額より一萬八千五百フラン迄は第三條に依る



手當の算出の標準の場合のみにつきその四分の一を有効とし、一萬八千五百フランを越ゆる部分は、之に反する特別の契約なきときは、その八分の一のみを有効とすることとなつた。

手當増額 手當算出の全部有効部分を二千四百フランから四千五百フランに引上げた前記一九二〇年八月五日附法律は遡及力がなかつた爲、その施行前に決定された手當額は甚だ僅少であつた。依つて此の状態を匡正するため一九二二年七月十五日附一法律及び一九二四年六月三十日附二法律は共に一九二〇年法施行前の或る種の決定手當額に臨時手當を附加した。右の一九二四年六月三十日附二法律のその一は手當額及びその算出條件に關し、その二は之に充當すべき掛金の支拂に關するものであるが、後者は今尙行はれ、現に補償基金への一九二六年中の掛金表は一九二五年十二月十日附命令にて更新された。然るに前者による補償額及びその支拂期間は一九二五年七月十一日附並に一九二六年六月三十日附の諸法律に依つて改正された。

即ち支拂期間について、一九二二年七月十五日附法律及びその後之を改正し且つ擴張した諸法律は、いづれも臨時手當の廢止期を一九二六年六月三十日と定めたが、其の後も臨時手當を必要とする財政上並に經濟上の情勢は依然たるものがあつたので、六月三十日附法律にて本年七月一日より

向四年間更に臨時手當を與ふることとした。

次に補償額は一九二四年六月三十日附法律の定めた表、即ち勞働不能の程度

三〇—四〇%	.....	毎月補償額二〇法
五〇—五九%	.....	三〇
六〇—六九%	.....	四〇
七〇—七九%	.....	五〇
八〇%以上	.....	六〇

の内、最後の八〇%以上の勞働不能に對する毎月補償額を一九二五年七月十一日附法律にて百フランに改正した。

# イタリ

## 國有鐵道の八時間制

伊太利國有鐵道の經營當局から國際鐵道協會の會頭に宛てた覺書中には、國有鐵道に於ける八時間制の施行狀況及び職員減縮に關して次の如き情報があつた。

一九二四—二五年の一營業年度中に幹線に傭使された平均職員數は、交通の増加に



も拘らず前年より減じて、前年の一八三、八五三人に比し當年は一七三、〇六八人となつて居る。此の當年の計数は營業哩數一キロメートルに付平均一〇・九九人であり、車輛走行距離百萬キロメートルに付平均三五・二七人であつた。

今之を戦前と比較すれば、一九一三—一四年の一年間に於て營業哩數一キロメートルに付一〇・七三人、車輛走行距離百萬キロメートルに付三八・六六人であつたのであるから、現在の伊太利國有鐵道は營業哩より見れば殆んど戦前と同數の職員を有してゐるが、車輛走行哩により比較すれば八時間制に關する規定が施行されたにも拘らず職員數は減じたのである。

### 九時間

### 制實施

全國生産の統制及び能率増進はファシスト政府が就任以來の大眼目であつたが、最近に至つて少くとも外部的施設だけは略々この目的達成に便宜なる如くに完成したものであつた。元來イタリアのファシスト運動はその當初からサンチカリズム的色彩顯著のものであつて、首領ムソリニ氏が社會黨に屬せる頃は組合側の代表者たりしのみならず。一九一九年三月二十三日最初のファシスト團體の組織された場所が北部の工業市たるミラノであり、その團員の多數が労働組合員たりし事實に見ても知れるのであるがその後一九二〇年及び二一年當時

ポ—河流域の共産主義團體に對して抗争を開始して以來、漸次ファシストの産業政策は具體的成案を得るに至り、遂に一九二六年四月労働組合省設置によつて大略その方策の輪廓は定まつたものと云へる。ファシストの産業乃至労働政策の根本は、國民生産の振興を目的とせる生産者團體の統制にあるのであつて従つて労働團體の發達進展を助長するは勿論であるが、それと同時に労働運動をしてあくまで愛國的精神に立脚し國民全體の繁榮福祉を念とせるものたらしむべしといふのが大體の基調であつた。ファシスト黨の領袖中ファシスト労働組合聯合會々長エドモンド・ロツシニ氏及び官業省次官ミケレ・ピアンキ氏などは、全國の生産者——資本家、専門技術家、經營者、事務員、労働者を以つて一丸とせる一種の産業團體を組織せんことを計畫したのであつたが、此の實行不可能なる爲め、各種の職業的組合の組織を試みそれらを統制すべき原則として國民生活の振興なる一大目的を樹立したのであつた。この方針の下に計畫され實現されたものこそ實に一九二六年四月三日の制定の労働組合法であつた。次いで職業組合省を設置して首相ムソリニ氏自ら大臣を兼任し、以て労働團體の統制に任ずることになつた。

最近イタリア經濟界の狀況は、爲替相場の不安定と商工業の不況と生計費の騰貴の結果一般に人



氣沈滞の有様であつたが、政府は之が對策として或る種の産業の振興と生計費の調節原料品値下及び贅澤品消費節減の案を作成するに至つた。而してそれが實行の方法として贅澤なる建築の制限、娛樂機關の制限、六頁以上の新聞禁止、燃料代用として自國製アルコール使用獎勵を命ずると同時に、六月三十日附にて「七月一日以後當分雇主は從業時間を一日一時間延長するを得」との法令を施行したのであつた。この最後の命令こそ實にファシスト政府の制定せる八時間制撤廢を實施するのであつて、各地にて從業時間延長の行はるゝや、労働者側の反對到るところに甚だしく、雇主側に於ても、例へばミラノの棉紡績業者やトリノの人造絹製造業者の如きは操業短縮を決行するが如き事態に至つた。一方從來八時間制施行中も延作業の必要なりし多數産業者に於ては、新時間制實行の結果從來八時間を超過せる作業時間に對して支拂はれたる割増賃金は廢止された爲め、賃銀率に於て一割乃至二割の値下げとなるに至つて居る。ファシスト労働組合機關紙「ラウオロ・デタリア」の如きは、労働者が斯くの如き賃銀値下を克く耐へ忍ぶことは、實に彼等の愛國的精神の發揮せるところにして、是こそ國家に對する重大なる貢獻なりと云つて居る。

### 職業組合新設

七月二日付勅令を以つて職業組合省が新設され一九二六年四月三日付労働組合法によつて政府に委任された組織連絡統一總監督等の職務を行ふこととなつた。同省には大臣及び次官以下の諸官を置く外、全國職業組合會議を設置し、大臣、次官、國民經

濟省勞務局長、各省代表者、雇傭主並に労働者の公認大組合の代表者及び全國福利協會、青年ファシスト全國聯合、全國母性及兒童福利協會の各の代表者を選定し、勅令を以て四ヶ年間（再選を許す）會議委員たらしめ、組合に關する各種問題に就て諮問に答へさせる。ムツソリーニ首相自ら大臣となり、内閣書記局長官スアルデイ氏次官となつた。

### 労働組

雇傭ニ關スル團體關係ノ取締規則 一九二六年四月三日發布

(Legge 3 aprile 1926, N. 563. Disciplina giuridica dei rapporti  
collectivi del lavoro)

## 第一章

職業組合及労働協約ノ法律的認可

第一條 雇主及労働者ノ職業組合ハ、其智的職業ノ職業組合タルト筋肉労働ノ職業組合タルト

ヲ問ハス、左ノ條件ヲ具備スルトキハ總テ認可ヲ受クルコトヲ得、

(一) 雇主ノ組合ニ付テ「雇主ハ自由意思ニヨリ組合員トナリシコトヲ要シ且ツソノ組合ノ管轄地域内ニ存スル企業ニ従事スル労働者ノ總數ノ十分ノ一以上ヲ雇傭



スルコト」勞働者ノ組合ニ付テハ勞働者カ自由意思ニヨリ組合員トナリ且ツ組合ハソノ管轄地域内ニ存スル同種ニ屬スル勞働者(Lavoratori della categoria) 總數ノ十分ノ一以上ヲ代表スルコト

- (二) 組合ハ、組合員ノ經濟的及道德的利益ノ保護ノ他、組合員ノ救濟、修養、道德的教育及國民的教育ヲ目的トシ且ツ其目的ヲ達成スルタメニ實際ニ努力スルコト
- (三) 組合ノ指導者 (dirigenti) ハ國家ニ對シテ其能力、廉潔及不變ノ誠實ヲ保證スルモノナルコト

第二條 獨立ニ技術又ハ自由職業ニ従事スル者ノ組合カ前條ノ諸條件ヲ具備スルトキハ法律上ノ認可ヲ受クルコトヲ得

自由職業ニ従事スル者ノ結社、組合及團體ニシテ、從前ヨリ存在シ且認可ヲ受ケタルモノハ、現行法律及取締規則ノ定ムル處ニ從フモノトス、但、該法律及取締規則ハ、本法ノ規定ニ適應セシムルカタメ閣議ヲ經勅令ヲ以テ之ヲ修正スルモノトス。

本法發布以前ニ設立セル技術者ノ組合及職業ニ従事スル者ノ組合ニ關スル規約ハ、本

法ノ規定ニ適應セシムルタメ之ヲ修正スルヲ得。

第三條 前諸條ニ組合トハ、雇主ノミノ組合又ハ勞働者ノミノ組合ヲ謂フ

雇主組合及勞働者組合ハ、其管理ヲ共通ニスル中央統一團體ヲ設ケテ聯合スルヲ得、但、雇主及勞働者ハ、個々ニ代表スヘキモノトス。組合内ニ二種以上ノ勞働者ヲ包含スルモノハ各種別ニ代表スヘキモノトス。

第四條 前諸條ノ組合ノ認可ハ、國務會議 (Consiglio di Stato) ノ意見ヲ徵シタル後、内務大臣ノ協賛ヲ經テ主務大臣ノ奏請ニ基キ勅令ヲ以テ之ヲ行フ。組合規約ハ、該勅令ヲ以テ認可シ、王國官報ニ當該組合ノ費用ヲ以テ公示ス。

組合規約ニハ、組合ノ目的、機關ノ任命方法、及國民トシテ善良ナル政治的行爲ヲ條件ノ一トスル組合加入條件ヲ明記スヘシ

組合規約ハ、職業學校、經濟的救濟制度、道德的及國民的訓育ノ制度、國ノ生産、文化及技藝ノ發達進歩ヲ圖ルコトヲ目的トスル制度ニ關シテ、其組織ヲ規定スルコトヲ得。



第五條

認可ヲ受ケタル組合ハ法人トナリ、該組合ノ組合員タルト否トヲ問ハズ、該組合ト同一職業ニ従事シ該組合ノ管轄區域内ニ居住スル一切ノ雇主、勞働者、技術者ヲ法律上代表スルモノトス

認可ヲ受ケタル組合ハ、該組合ノ組合員タルト否トヲ問ハズ、其代表スル職業ニ従事スル一切ノ雇主、勞働者、技術者、藝術家其他ノ者ニ對シテ年々會費ヲ徵收スル權能ヲ有ス。但會費ノ額ハ、雇主ニ就イテハ其雇傭スル勞働者總數ニ對スル一日分ノ賃銀額ヲ、勞働者、技術者、自由職業従業者ニ付イテハ其一日分ノ所得高ヲ超ユルコトヲ得ス。徵收シタル會費ハソノ總額ノ十分ノ一以上ヲ控除シ別途ニ積ミ立テ組合ノ締結スル團體契約ニヨル組合ノ債務辨濟ヲ保證スルヲ目的トス、積立金ノ管理ハ取締規則ノ定ムル所ニ從フモノトス。

營業主ハ毎年三月三十一日迄ニ其雇傭スル勞働者數ヲ其代表組合ニ通知スル義務ヲ有ス。此報告ヲ怠リ若ハ不正又ハ不完全ナル報告ヲ爲シタル者ハ、二千リレ以下ノ罰金ニ處ス。

會費ハ、市町村稅徵收規則ヲ規定ニ從ヒ徵收スルモノトス、勞働者ノ會費ハ賃銀又ハ俸給中ヨリ控除シテ徵收シ組合基金ニ拂込ムモノトス。

正規ニ加入セル組合員ニアラサレハ、組合ノ罷業遂行ニ參加シ組合機關ノ選舉及其他ノ方法ニヨル組合機關ノ任命ニ參加スルヲ得ス。

認可ヲ受ケタル組合ニアラサレハ、法令ニヨリ協議會、官廳又ハ其他ノ團體ニ對スル官廳又ハ勞働者ノ代表者ヲ任命スル權利ヲ有セス。

第六條

組合ハ市町村、郡 (Circondariali) 縣、地方、地方聯合及全國組合トナスコトヲ得前諸條ノ條件ニ基キ二個以上ノ組合ノ聯合會又ハ組合及二個以上ノ總聯合會ノ認可ヲ受クルコトヲ得。

聯合會又ハ總聯合會ノ認可ハ、當然其所屬組合又ハ所屬聯合會ヲ認可スルモノトス、組合聯合會又ハ總聯合會ハ其所屬組合及其所屬組合ノ組合員ニ對シテ監督權ヲ有ス。監督權ハ組合規約ノ定ムル方法ニ從ヒテ行使スルモノトス。

一職業ニ従事スル雇主、勞働者、技術者、其他ノ者ニ就イテハ、其各々ノ種類ニ從ツテ



一個以上ノ組合ヲ認可セス。

前項規定ノ一職業ニ従事スル雇主、勞働者、技術者又ハ其他ノ者ノ組合聯合會若クハ總聯合ハ、其管轄區域内ニ其代表スル種類ノ雇主又ハ勞働者ニ就キテ一個以上ヲ認可セス。

農業、工業又ハ商業ニ従事スル雇主又ハ勞働者若クハ一職業ニ従事スル技術者又ハ其他ノ者ノ總テニ就イテ一個ノ全國的總聯合ヲ認ムルトキハ該全國的總聯合ニ屬セサル組合聯合會又ハ組合ハ之ヲ認可セス。

如何ナル場合ニ於テモ政府ノ許可ヲ得スシテ國際的性質ヲ有スル組合ノ管理又ハ監督ニ服スル關係ヲ有スル組合ハ之ヲ認可セス。

第七條 組合ハ之ヲ管理代表スル一名ノ組合長又ハ書記ヲ置キ、組合長又ハ書記ノ行爲ニ對シテ責任ヲ有ス。

組合長又ハ書記ハ組合規約ノ定ムルトコロニ從ツテ之ヲ選舉又ハ任命ス。

全國的組合、地方聯合組合及地方組合ノ組合長又ハ書記ノ任命若クハ選舉ハ、内務大

臣ノ協賛ヲ經主務大臣ノ奏請ニヨリ勅令ヲ以テ認可スルニアラサレハソノ効力ヲ有セス。認可ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得、

縣組合、郡組合及市町村組合ノ組合長又ハ書記ノ任命又ハ選舉ニシテ、内務大臣ノ協賛ヲ經テ主務大臣ノ命令ニヨリ認可セサルモノハ、凡テソノ効力ヲ有セス。認可ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得。

組合規約ハ、其組合員ニ對シテ監督ヲ行ヒ且ツ道德上及政治上ノ過失ニヨリテ組合員タルノ體面ヲ汚ス者ヲ除名スル權能ヲ有スル機關ヲ定ムヘシ。

第八條 組合長又ハ書記ハ、組合規約ニ從ヒ組合員ノ選舉スル理事會 (consiglio) ノ補佐ヲ受ク。

市町村組合郡組合及縣組合ハ施行規則ニ基キテ縣知事及縣參事會 (Giunta provinciale amministrativa) ノ監督ヲ受ク、地方組合地方聯合組合及全國組合ハ主務大臣ノ監督ヲ受ク。

主務大臣ハ、内務大臣ノ協賛ヲ經テ、組合理事會ヲ解散シ組合理事會ノ有スル一切ノ



權限ヲ組合長又ハ書記ニ賦與スルコトヲ得。但、其期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス。緊急ノ場合ニ於テハ、主務大臣ハ組合ノ緊急管理ヲ主務大臣ノ任命スル委員ニ委任スルコトヲ得。

組合聯合會又ハ總聯合所屬ノ組合ニ就イテハ、組合聯合會又ハ總聯合ヲ許可シ其規約ヲ認可スル命令ニヨリ、其監督ノ全部又ハ一部ヲ該組合聯合會又ハ該總聯合ニ於イテ行フ旨ヲ定ムルコトヲ得。

第九條 重大ノ理由アルトキ、及前諸條ニ規定シタル認可ノ必要條件ニ欠缺ヲ生シタルトキハ國務會議ノ意見ヲ徵シ内務大臣ノ協賛ヲ經テ主務大臣ノ奏請ニヨリ勅令ヲ以テ其認可ヲ取消スコトヲ得。

第十條 認可ヲ受ケタル雇主、勞働者、技術者又ハ自由職業ニ従事スル者ノ組合ノ締結シタル勞働協約ハ、該團體契約ノ適用スル種類ノ職業ニ従事シ、且ツ第五條ニヨリ該組合ノ代表スル總テノ雇主、勞働者、技術者及自由職業ニ従事スル者ニ之ヲ適用ス。

勞働協約ハ、文書ヲ以テナスニアラサレハ無効トシ且ツ其協定期間ヲ明示スルニアラ

サレハ無効トス。

本法第三條ニ認メタル中央機關ハ、雇主及勞働者ノ代表者ト豫メ協定シタル所ニ從ヒ其管轄内ノ企業ノ勞働條件ニ關シテ一般的規範ヲ定ムルコトヲ得、該規範ハ、適用ヲ受クル種類ノ職業ニ従事シ且ツ第五條ニ認ムル關係組合ノ代表スル一切ノ雇主及一切ノ勞働者ニ適用ス。

勞働契約及前項ノ規定ニ從ツテ定メタル一般的規範ノ謄本ハ之ヲ市町村組合、郡組合又ハ縣組合ニ付テハ地方長官之ヲ保管シ縣ノ公報ニ掲載シ、地方組合、地方聯合組合又ハ全國的組合ニ付テハ、經濟大臣 (Ministero dell'economia nazionale) 之ヲ保管シ王國官報ニ掲載ス。

雇主及勞働者ニシテ其適用ヲ受クル勞働協約及一般的規範ヲ遵守セサルモノハ、協約ヲ締結シタル雇主組合及勞働者組合ノ双方ニ對シテ民法上不履行ノ責ヲ負フモノトス

勞働協約ノ締結及效力ニ關スル他ノ規定ハ司法大臣ノ奏請ニヨリ勅令ヲ以テ之ヲ定ム



第十一條 職業組合ノ認可ニ關スル本法ノ規定ハ、之ヲ國家、縣、市町村及公益慈善團體ノ雇傭スル者ノ組合ニハ適用セス、該組合ニ對シテハ特別規定ヲ定ム。

陸軍、海軍、國家、縣及市町村ノ武裝團體 (Corpi armati) ノ士官、下士及兵士其他ノモノ、司法及行政官吏、高等及普通教育機關ノ教員、内務省、外務省及殖民省ノ官吏及雇員、ノ組合ハ、之ヲ禁シ、違反スルモノハ免職、解任其他個々ノ場合ニ應シテ規定ノ懲戒處分ニ附ス。

第十二條 雇主、労働者、技術者及ヒ自由職業ニ従事スルモノ、組合ニシテ認可ヲ受ケザルモノハ、前條第二項ノ規定ヲ適用セス、現行取締規則ニヨリ事實上ノ組合 (associazionidi fatto) トシテ存続セシム。

一九二四年一月二十四日ノ勅令第六十四號ノ規定ハ、之ヲ前項ノ組合ニ適用ス。

## 第二章

### 労働ニ關スル係争ノ裁判

第十三條 労働協約其他現行諸規定ノ實施、又ハ新タナル雇傭條件ノ要求ニ關スル労働ノ團體的

關係ニ付テノ一切ノ争議ハ總テ労働裁判所タル控訴院 (Corti di appello) ノ管轄ニ屬ス、控訴院長ハ判決ニ先チテ調停ヲ試ミルモノトス、第一項ニ定メタル争議ハ民事訴訟法第八條以下ニ從ヒ、仲裁ニ附スルヲ得。

但シ一八九三年六月十五日ノ法律第二百九十五號及一九二三年十二月二日勅令第二千六百八十六號ニヨル仲裁々判所 (collegi dei probiviri) 及私的雇傭ニ關スル縣仲裁委員會ノ權能ハ妨ケラルルコトナシ。

仲裁々判所、縣仲裁委員會其他労働契約ニ關シ裁判權ヲ有スル機關ノ判決ニ對スル控訴ハ、本法ノ認ムルモノニ限り、之ヲ労働裁判所タル控訴院ニ提起スルコトヲ得。

第十四條 労働裁判所トシテ、全國十六個ノ控訴院ニ各一個ノ特別部ヲ設ク。特別部ハ一名ハ控訴院長他ノ二名ハ控訴院判事 (consigliere) ノ三名ノ裁判官及各場合ニ特別ニ任命スル生産及労働問題ノ専門家二名ヲ以テ構成ス、生産及労働問題ノ専門家ノ任命ハ、次條ノ規定ニ從ヒ控訴院長之ヲ選任ス。

前記諸規定ヲ實行スル爲ニ必要ナル裁判所構成及裁判所役員ノ變更ハ、大藏大臣ノ協



贊ヲ經、司法大臣ノ奏請ニヨリ勅令ヲ以テ行フ。

第十五條

生産及勞働問題ノ専門家名簿ハ、控訴院ノ管轄區域内ニ存在スル罷業ノ種類ニ從ヒテ區分シ各控訴院ニ保管ス名簿ハ二年毎ニ訂正スルヲ要ス。

名簿ノ作成及修正ニ關スル規定並ニ名簿記載者が裁判事務ノタメ召喚セラレタル場合之ニ支給スル手當其他ノ給與ハ、經濟大臣ノ協贊ヲ經、司法大臣ノ奏請ニヨリ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

控訴院長ハ、毎年各區分ノ企業ニ就キ、之ニ關係アル訴訟ノ顧問タル専門家ノ任命ヲ行フ。係争ニ直接又ハ間接ニ關係アル者ハ、之ヲ取扱フ裁判所ノ構成員タルヲ得ス。

第十六條

勞働裁判所タル控訴院ハ、現存契約ノ適用ニ關スル裁判ノ場合ハ、契約ノ解釋及實施ニ關スル法律ニヨリテ裁決ヲ行ヒ、新タナル勞働條件設定ニ關スル場合ハ雇主及ヒ勞働者ノ利害ヲ考慮シ、常ニ生産ノ利益ヲ圖ルコトヲ以テ念トシ衡平 (equity) ニ裁決スヘシ。

新タニ勞働條件ヲ決定スル場合ハ、常ニ其實施期間ヲ明記スベシ。實施期間ハ通常自

由契約中ニ慣習上定ムル期間ニヨル。

勞働裁判所タル控訴院ノ裁決ハ、檢事ノ口頭辯論アリタル後之ヲナス。

勞働裁判所タル控訴院ノ裁決ニ對スル控訴ハ、民事訴訟法第五百十七條規定ノ理由ニ基キ、大審院 (Cassazione) ニ提起スルコトヲ得。

司法大臣ノ奏請ニヨリ勅令ヲ以テ發布スル訴訟手續ハ、民事訴訟法ノ原則ノ例外トシテ、取調及執行手續ニ就キ特別ノ規定ヲ定ム。

第十七條

勞働ノ團體的關係ニ基キテ生ズル訴訟ノ提起ハ認可ヲ受ケタル組合ノミナスコトヲ得認可ヲ受ケタル組合ニ非レハ其被告タルヲ得ズ。其他ノ場合ニ於テハ控訴院長ノ任命スル特別委員 (curatore) ニ對シテ訴訟ヲ提起スルヲ要ス。此場合ニハ關係者ノ任意參加ヲ許スコトヲ得。

雇主組合若ハ勞働者組合カ組合聯合會又ハ總聯合會ニ屬スルトキ、若ハ雇主組合及勞働者組合間ニ中央統一機關ヲ設置シタルトキハ、訴訟ノ手續ヲ行フヲ得ス。但總聯合會又ハ中央統一機關カ爭議ノ友誼的解決ヲ圖リ解決ヲ得ザリシトキハ此限ニアラズ。



認可ヲ受ケタル組合ニアラサレハ、組合ト同一種類ニ屬シ且該組合ノ管轄區域内ニ於ケル一切ノ雇主及勞働者ヲ裁判上代表スルコトヲ得ス。  
組合ニ關スル裁決ハ、一切ノ關係者ニ適用シ、且ツ市町村組合、郡組合、縣組合ノ場合ニハ該縣公報ニ、地方組合、地方聯合組合、全國組合ノ場合ニ於テハ、王國官報ニ公告スルモノトス。  
勞働裁判所タル控訴院ノ訴訟ニ關スル一切ノ文書及該裁判所ノ發スル各種ノ裁決ニ關シテハ、一切ノ登記料及印紙稅ヲ免除ス。

### 第三章

#### 工場閉鎖及同盟罷業

第十八條 工場閉鎖及同盟罷業ハ之ヲ禁止ス。

雇主ニシテ、相當ナル理由ナク單ニ其勞働者ニ就キ現行勞働契約ノ變更ヲ求ムルノミ  
ノ目的ヲ以テ工場、作業場又ハ事務所ノ作業ヲ停止シタルモノハ、一萬リレ以上十萬

リレ以下ノ罰金ニ處ス。

三名以上ノ勞働者又ハ使用人ガ、豫メ協合シテ雇傭契約變更ノ目的ヲ以テ作業ヲ停止  
シ又ハ該企業ノ作業ノ繼續又ハ規則制ヲ妨クルトキハ、一百リレ以上一千リレ以下ノ  
罰金ニ處シ、ソノ手續ニ付テハ刑事訴訟法第二百九十八條以下ノ規定ヲ適用ス。

數人共謀シテ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ其主謀者、發起人及組織者ハ前項規定ノ罰金  
ノ外、一年以上二年以下ノ禁錮 (detenzione) ニ處ス。

第十九條

三名以上ノ國家其他ノ公共團體ノ從業者 (dependenti) 又ハ公益事業若クハ緊要ナル  
用益ヲ有スル事業ノ從業者カ、豫メ協合シテ作業ヲ停止シ若ハ作業ノ繼續又ハ規則制  
ヲ妨クルトキハ、一個月以上六個月以下ノ懲役 (reclusione) ニ處シ、六個月間公職  
ニ就クヲ禁ス。

ソノ手續ニ關シテハ刑事訴訟法第二百九十八條以下ノ規定ヲ適用ス。

主謀者、發起人及組織者ハ六個月以上二年以下ノ懲役ニ處シ三年以下ノ間公職ニ就ク  
ヲ禁ス。



相當ノ理由ナクシテ公益又ハ緊要ナル用益ヲ爲ス者ニシテ、ソノ工場、作業場若ハ事務所ノ作業ヲ停止スル者アルトキハ、六個月以上一年以下ノ懲役及五千リレ以上十萬リレ以下ノ罰金ニ處シ一時公職ニ就クヲ禁ズ。

本條規定ノ犯罪が人ノ安全ニ危険アル場合ハ、個人ノ自由ヲ拘束スル目的ヲ以テ一年以上ノ懲役ニ處ス。犯罪カ一人以上ノ人ヲ死ヲ致サシメタル場合ハ、人ノ自由ヲ拘束スル目的ヲ以テ三年以上ノ懲役ニ處ス。

第二十條

國家其他公共團體ノ従業者、公益又ハ緊要ナル用益ヲ爲ス者及其雇人ニシテ、同盟罷業又ハ工場閉鎖ノ場合、公益又ハ緊要ナル用益ノ正規的繼續若クハ其恢復ニ對シテ自己ノ全力ヲ盡サザリシモノハ、一個月以上六個月以下ノ禁錮ニ處ス。

第二十一條

雇主ノ作停止、又ハ勞働者ノ作業ノ停止若クハ不規則ナル作業カ國、縣、市町村又ハ其當局者若クハ官吏ノ決定ヲ強制又ハ左右スル目的ヲ以テ爲シタルトキハ、主謀者發起人、及組織者ハ、三年以上六年以下ノ懲役ニ處シ、終生公職ニ就クヲ禁ス、其他ノ者ハ、一年以上三年以下ノ懲役ニ處シ一時公職ニ就クヲ禁ス。

第二十二條

雇主又ハ勞働者ニシテ勞働裁判所ノ裁決ニ從ハサルモノハ、一個月以上一年以下ノ禁錮及一百リレ以上五千リレ以下ノ罰金ニ處ス、但、本規定ハ、判決ニ從ハサル場合ニ負フ民法上ノ義務ニ關スル普通法ノ規定及裁判上ノ判決ノ執行ニ關スル普通法ノ規定ノ適用ヲ妨クルモノニ非ス

認可ヲ受ケタル組合ノ責任役員ニシテ、勞働裁判所ノ裁決ニ從ハサルモノハ、六個月以上二年以下ノ禁錮及二千リレ以上一萬リレ以下ノ罰金ニ處シ且役員タルコトヲ免ス勞働裁判所ノ裁決ニ從ハス、且同時ニ同盟罷業又ハ工場閉鎖ニ参加セル者ハ、併合罪ニ關スル刑法ノ規定ヲ適用ス。

第二十三條

本法ニ反スル一切ノ規定ハ之ヲ廢止ス。

王國政府ハ本法ノ施行上ニ必要ナル規定及一九二三年十月十九日ノ勅令第二千三百一號、一八九三年六月十五日ノ法令第二百九十五號及一九二三年十二月二日ノ法律第二千六百八十六號ノ規定並ヒニ其他ノ法律規定ヲ本法ニ適應セシムルニ必要ナル規定ヲ勅令以テ發スル權限ヲ有ス。



## スペイン

### 家内労働

スペイン労働及商工省令として家内労働取締規則が七月三十一日の官報にて公布された。その概要は次の如くである。

### 取締規則

**適用労働者** 本令は雇傭主のために自分の家庭内にて労働する全ての労働者にして筋肉労働を爲すもの並に動力を使用する者に共に適用されるが、婦人及び兒童に就ては、危険又は健康上有害なりと考へられる労働が除外されてゐる。『家族仕事場 (family workshop)』とは同一の家に属する者により、夫若くは妻の第三等親迄の者に依り、又は同一のアパートメントに住む者に依つて構成される仕事場を意味し、以上の人々に對し、労働時間、最低年齢、日曜休業、夜業及び危険有害業務に關する諸法令が適用される外、婦人並に兒童に關する現行法制及び將來制定されるべき法制も適用される。更に本令は一雇傭主の爲に共同にて自分達の家庭のいづれかにて労働し、得たる利潤を分配する人々にも、又自分の家庭に於て、なく雇傭主の家庭内にて出來高労働をなす人々にも適用される。

**例外** (イ)『家族仕事場』にて行はれ且つ單に家庭的需要を充す爲に家庭内にて行はれる單獨又は集團の労働(ロ)家族仕事場に於て行はれる獨立、單獨、又は集團の労働は適用を除外される。此の場合獨立の労働とは雇傭主の仲介を経ることなく直接に製品を販賣することを目的とする労働を指す。但し製品の販賣を直接にもやり且又雇傭主の仲介をも經る『混合労働 (Mixed Work)』は家内労働中に分類される。又、労働者の住居たるアパートメントに於て行はれる労働であつても、そのアパートメントが關係ある工場又は仕事場の如き建設物と直接間接に關聯せる場合は、斯る労働を本令の適用から除外してゐる。家内労働者に對して註文を發したる結果、法定労働時間を増加することは禁ぜられてゐる。

**家内労働者委員会** 本令は労働及商工省の直屬下に家内労働委員会を設け、家内労働關係事項の調査、取締法規の提案、家内労働保護團體の助成及びその連絡、賃金協定、混合委員会の助成、家内労働展覽會の開催、家内労働法規の施行の監督等の諸事業をさせることとした。第九條にはこの委員会の構成が規定されてゐる。

**混合委員会** 本令第三章第十條乃至第十五條は混合委員会の構成を取扱つて居る。委員会は雇傭



者又は家内労働者の團體の請求により又は家内労働者保護團體の主唱によつて設立され、賃金を協定する事をその任務とする。協定最低賃金は混合委員會が異常な事情ありと決したる場合の外、二ヶ年間維持される。賃金は毎週支拂はるべく、雇傭者は注文並に製品の授受に際し家内労働者を三十分以上待たさぬ様注意すべきである。その他家内労働者は強制労働者年金制度の適用をも受けるのである。

## ブルガリア

### 強制労働

ロシアの戦時共産主義制度と共に大戦後の歐洲で有名になつたブルガリアの強制労働組織は、一九二〇年六月十日の法律で規定されたものであつた。この法律は、その後改正となつた、現行法は一九二一年十月九日附のものである。今同法施行の成績を左に紹介する。

### 制度成績

強制労働法の規定によれば、健全なるブルガリア人は、充分の理由あるもの又は三ヶ月以上繼續して國家に奉仕したもの以外は、凡て或期間國家の爲め勞役に服する義務があるので、即ち満二十

歳乃至四十歳の男子は最高八ヶ月間、満十六歳乃至三十歳の女子は四ヶ月間づゝ服役すべきであつて之は一回乃至數回課せられる事になつて居り、『正規服役 *redvna povinnost*』と呼ばれて居る。この外、『臨時服役 *Vremena Povinnost*』と稱して正規服役と同年齢の男女に對して一ヶ年につき二十一日迄までの勤務を課する場合がある。強制制度は、全國の勞働力を社會的に組織利用して國家の生産及び福利の爲めに使用し、以て國民をして社會奉仕の精神と肉體的活動を愛する心を喚起せしめ、全國の道徳的經濟的狀態を改善することを目的としたものである。

強制労働制度によつて實施すべき事業の種類も、規定されて居るが、原則としては、臨時服役は労働者が自己の職業内でその屬して居る市町村の爲めに行ふものである。

強制労働法は、その適用上幾多の除外例が設けられて居り、又た猶豫規定や免除規定も設けられ財産の額に應じて相當の料金を納めれば、猶豫も免除も出来るのである。即ち全國の男子の二十パーセントまでは、最低一日五十レヴァを納入して服役を免除される。この免除税は初めは二百四十日間の割合で計算されて一萬二千乃至四萬八千レヴァであつたが、一九二四年三月五日以後は九千乃至三萬二千レヴァ（最低一日三十七・七八レヴァの割合）となつた。臨時服務の場合には、計算の



割合はもつと高額であるが、しかし一地方の服役者の三割以上（ソフィアでは四割）は許さない。而して免除税は、一日百レヴァ以上三百レヴァ以下である。一九二四——二五年にはこの税額は引下げられたが、目下では、一日五十乃至百五十レヴァである。

強制労働の統制は、官業省の局長が之れに當り、補助として最高會議及び地方事務局などの機關が設けられて居る。地方事務局は十六ヶ所設置される筈であつたが實際は十箇所しかない、強制労働に服務すべきものはtroudovaksと呼ばれて、筋肉、智能の各方面に配布され、各種の國有事業や官業省所屬の土地、工場其他で従業する。又其他の各省や市町村に配當されるものもある。

最近二ヶ年間に於て、強制労働法も多少修正された結果、一九二三年六月五日以來、成績不良の女子労働者の服役は廢され、男子の臨時服役も一ヶ年十日又は『地方の要求する場合は』二十日間となつた。左に掲げる報告は、凡て一九二〇年六月二日から一九二五年八月に至る期間の正規服役のみに關するものである。

強制服役局で、強制労働制度の實施を開始したのは、一九二〇年七月であるが同年は服役者はなかつた。左表は、一九二一年以後各省に配當せる服役數者である（ブルガリア全國人口は約五百萬

である）。

各省事業	服役者數			
	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年
鐵道省鐵道港灣事業	二、六二〇	六、六八八	五、五七〇	五、四〇〇
農務省山林、國營托兒所、種馬飼養所	二、四〇〇	五一一	四五〇	三九七
官業省道路施設	二、二七〇	一四、二七二	一四、五〇〇	六、四〇〇
陸軍省土木、測量	四〇五	—	—	—
商工省鑛山、療養所	二〇〇	八三三	九一〇	—
其他	七五〇	五三八	—	—
各省合計	八、六四五	二二、八四四	二一、四三〇	一二、一九七
局内(地方事務局)	二、一〇五	五、一五六	七、三二四	三、九〇三
工場土地其他)	—	—	—	—
累計	一〇、七五〇	二八、〇〇〇	二八、七五四	一六、一〇〇

第一回の徴集は一九二一年四月二十日に行はれて、その時七百五十人の服役者があつたが、召集令狀の發行數は四ヶ年間合計八萬三千六百四通に達して居る。之の數が服役者數と一致しないのは同一人が二度も三度も登記されて居るからであつて、殊に最初の年には繼續八ヶ月の服役でないことが多かつた結果である。



労働法制

二八四

斯くして強制労働法適用によつてなされたる事業中の主要なるもの二三の例について、その結果を報告すれば

事業種類	一七二二年	一九二三年	一九二四年
道路敷設			
新道路工事	五一二米突	二八一、六〇〇米突	一七五、二四〇米突
新道路砂利敷	一九二米突	一一八、六八二米突	一五八、六七八米突
道路擴張及修繕	一九九米突	三八八、七九二米突	一八七、二七一米突
堤防工事		八、一七八米突	三、〇五五米突
堤防修繕		一二〇米突	五八米突
架橋(石造、木造)		二五	一一
橋梁修繕	一四	二	一
水道及排水工事	六九	八八	六三
水道及排水修繕		三	一五
水源			四

八時間労働作業日数 一、五三〇、五三四  
 全事業評價額(レヴァ) 四五、九一五、九三〇

九〇八、四七二  
 五六、七三六、六八六

五九一、九一六  
 三七、六八七、〇一〇

鐵道敷設	一九二二年	一九二三年	一九二四年
新設完成		二、一七〇米突	一、四〇〇米突
舊線擴張		六一〇米突	一四、三四六米突
新線設計	一八基米突	五四、二五六米突	八五、〇九一米突
土工		七二、七八〇米突	九〇、五三三米突
修繕		七五〇米突	五、九六〇米突
輕便鐵道		七四八米突	六〇〇米突
水道及排水防		一七	二八
水道及排水工事			八
水道及排水修繕			四
建築物			九
橋梁架設修繕			
フラットフォーム		一六六、八二五平方米突	一八七、四六二平方米突
八時間労働作業日数	七四、〇四五	四三九、四六三	四六三、八七三
全事業評價額(レヴァ)	二一、一一、三五〇	二七、七二一、五七三	二二、八五四、七六六

即ち右表に掲げただけでも、全價格約二億一千四百十四萬八千三百十六レヴァの事業を完成したのであつた。



從業期間は一定せず、四月の中旬から十一、二月まで服役するものもあれば、又、一九二一年の如き六、七月頃には歸郷した場合もある。一九二三年には、四月二十日徴集となつた二萬八千七百五十四人中七月末から十一月まで服役したのはその一部にすぎない。従つて、人員よりは從業日數を標準にして成績を考査する方が正確である。

強制勞働によつて行ふ主要事業は、道路及鐵道施設であるが、この點について興味あることは、一九二三年の頃強制勞働者の價値の充分定められたことである。財政上から言つても強制勞働制度の結果鐵道事業にとつては多大の貢獻をなし、過去五年間に於ける收入三億九千萬レヴァ中二億一千四百萬レヴァは直接強制々度の結果であると云はれて居る。

尙ほ經營方面の事務規定に従事するものは、生産班 *chetas* と稱して、熟練工で組織し、主として生産要具の修繕に従事する。

強制勞役の組織及び維持の經費は、全部政府の豫算に計上されるのであるが、資金として支出した總額は一九二〇年六月から一九二五年八月まで合計七一〇、九七五、六四八レヴァに達して居る。支出としては、俸給、事務費、旅費、醫療代、食費（服役者及び職員の）、馬糧、運賃等であるが、

收入としては、各省の賺出金（服役者一人につき一日三十乃至五十レヴァ）、免除税及び生産品の賣上額がある。左に收支對照表をあけて見る。

年 度	支 出	收 入
一九二〇—一九二一	七、四九二、三三三	一六、四六五
一九二一—一九二二	五三、二六八、八五六	四、五五九、五七三
一九二二—一九二三	一七七、七七八、二三七	七九、六九四、一七三
一九二三—一九二四	一七四、八〇八、三五六	一五〇、〇二五、〇三八
一九二四—一九二五	一四六、三八四、二八八	一五六、五五二、五三二
合 計	五五九、七三二、〇五〇	三九〇、八四七、七八一
支出超過額	一五一、二四三、五九八	一六八、八八四、二六九
製品、財産、及建物	七一〇、九七五、六四八	一五一、二四三、五九八
合 計	七一〇、九七五、六四八	七一〇、九七五、六四八

右の如く収入は、一九二二—二三年度以來漸次増加して、遂に一九二四—二五年度には約一千万レヴァの超過を見るに至つた。之は勞働成果の改善にもよるし、又免除税の増加にもよる。又、各省の賺出金を増額した結果でもある。



## ポーランド

### 政府の社会政策

波蘭の経済的改造事業に着手する手始めとして、ピルズキ将軍の政府は、十一月の下旬中内閣副総理バルテル氏を主班として財界並に労働界の代表者を代る代る招待した。

商業、工業、金融方面の代表者との会議席上、實業中央同盟會(The Central Union of Industry, Commerce, Mining and Finance) の會長は原則として社会立法に賛成であるが改革に急にして却つて労働者の福祉を減退せしむる如きことなき様注意されたと述べ、殊に労働大臣が社会負擔費を軽減することを刻下の急務とせられんことを希望した。

超えて十一月二十八日、各種労働者團體の代表者が招待されたが、その日の議題は次の二つであった。

- (一) 政府の社会政策、生計費、賃金、合理的労働組織、並に生産調査。
- (二) 社会立法に對する労働者の要求。

議題の第一に就て三名の演説があり、續いて各主要労働組合代表が交々起つて意見を開陳したが何れも現在の賃金は生計費の昂騰より見て低廉に過ぎるよしを述べた。其の外生産費及び爲替の調査の必要。自動滑計式賃金制度の採用、失業保險付の増額、一般公衆購買力の増進等が力説された。議題の第二に就て、大多數の代表の意見は八時間法の施行を、より完全にすべしといふにあつた國際労働條約案の批准も亦、諸代表に依つて主張された。

以上の會合のあつた後、労働大臣ジュルキヴィツ氏並にバルテル氏は労働立法に對する政府の態度を聲明する所があつた。之によると、政府は労働諮問委員會を設置する、自動滑計賃金制は豫算の關係上採用出來難いが、賃金の不充分なることを認めその引上げに努力し、其一方法として建築の奨励をなす、又工場監督令を制定し、工場監督部の豫算を増し、労働裁判所を設置するであらう。その他政府は産業衛生、智的労働者雇傭契約、社会保險等に關する労働法制を法令の形式にて制定する意嚮である。

## ベルギー



### 印刷業の

### 労働時間

一九二六年四月二十八日ベルギーに於て發せられた勅令は一九二一年六月十四日附の一日八時間且一週四十八時間法の第六條(業務の性質上之を遂行するに要する時間が正確には決定し得ない如き産業に關して規定す)に基いて、印刷業に於ける超過時間を規制したものであり、又云る一九二五年九月十七日、關係雇傭主及び労働者の主要な團體間に到達された協定に従つたものである。

此の勅令に依れば、製本、石版、寫真版、植字(但し日刊新聞に於けるものを除く)、印刷、活字鑄造、製版、及び其の他印刷業に於ける數個の部門に傭使される者の有效労働時間は一年に付五十二時間方超過することが出来る。但し一九二一年八時間法第二條の規定に従つて一日の超過時間は二時間を超えることが出来ないのは勿論である。

## チエツコ・スロバキア

### 新内閣の 労働政策

一九二五年十二月十八日チエツコスロヴァキアの第二次スウエフラ内閣は新政綱を發表したが、その中社會問題及び労働問題に關聯する部分を拔萃すれば次の如くである。

獨立労働者に対する社會保險の施行

六十五歳以上の労働者に対する社會保險の制定

災害保險制度の完成及び統一

商業被傭者に對する疾病及老年保險制度の改善

記者に對する老年及び癡疾保險の制定

團體契約法案の通過

労働法典の編成

國際労働機關の支持

その他、労働者協同運動の奨励、住宅問題の解決、産業衛生研究所の擴張並に同支所の新設等。

### 機械掃除 労働時間

一九二三年以來同國に於ては機械の掃除が正規労働時間の一部なりや否やに付雇傭主及び労働者間に紛争を生じ遂に労働爭議迄も惹起したので社會福利大臣は之に決定を與へ、法定の一週四十八時間の範圍外に行はれる紡織機械の正規的掃除は一九一八年十二月十九日附八時間法第六條に所謂補足的作業でもなく、又同法第七條第一項に依る準備的作



業でもないとした。

雇傭主はこの決定に反対して最高行政裁判所に控訴したが、一九二六年三月十七日同裁判所は社會福利大臣の執つた解釋を是認した裁定を發表した。

## 支那

### 廣東の勞

#### 働組合法

國際労働局の情報によれば、廣東政府で目下實施して居る労働組合法は適用範圍頗る廣汎のもので、第一條の規定によれば、男女を問はず筋肉及び智能労働者を始めとして、官公吏の組織をも認めたものである。而して適法の労働組合としては、

- (一) 組合員は滿十六歳以上なること。
  - (二) 組合員は同一職業に従事し、又は同一企業内で従業し居ること。
  - (三) 組合創立の際組合員五十名以上たるべきこと。
  - (四) 地方官廳に登記願を差出すべきこと。(第七條)
- を條件として居る。

登記せる組合は、凡て(一)法人と認められ、(二)雇主と同等の地位に立ち、聯合委員會又は調停委員會に参加し(第三條)、又は労働條件改善に關して雇主に對して勸告をなす(第十五條)權利を有し、(三)言論、出版、教育の自由を有し(第四條)、(四)大多數の決議によつて罷業を宣言することが出来る。尤もその場合には公安を害し、個人の生命財産に危害を及ぼさざることを條件とする(第十四條)。尙ほ登記済組合の特權としては、

- (一) 組合以外の事項に關しては、組合員個人の行爲に對して無責任なること
- (二) 銀行に預金せる基金の一部は、銀行破産の際は、特權附資金として返戻を要求し得ること(第十七條)
- (三) 財産、動産不動産を問はずの大部分は差押處分に附し得ざること(第十八條)
- (四) 刑法及び警察條例中結社集會を禁止せる規定の適用を受けざること(第二十條)

などがある。

廣東の労働組合は、その目的としては、(一)組合員の利益擁護及びその福利増進を目的とせる事業、(二)組合員の職業紹介、(三)團體協約の締結、(四)組合員間に消費者組合、住宅組合、金融組合、貯蓄銀行及び社會保險基金の設置、(五)組合員の職業教育其他文化施設の設置、出版、醫療施設、(六)組合員間及び組合員とその雇主間の爭議の和解調停、(七)労働立法に關し當局者に建議又



はその諮問解答、(八)従業条件その他労働者の経済状態に関する情報蒐集及び六ヶ月毎に当局者に報告提出(第十條)が規定されて居る。

争議に際しては、該地方当局者を調停者に任命することが出来る。而して地方当局はその調停不成功の際に於て争議の影響重大なる場合には強制調停を行ふこともできる(第十六條)。

組合の組織方法は自由であるが、組合費は一人の全収入の五パーセントを超過してはならない(第十二條)。

尙ほ組織の方法については、他に特殊の理由なき限りは企業を單位として組織すべく、而して同一性質の組合は合同聯合をなすことも出来且他地方の團體とも合同又は聯合することが出来るやうになつて居る(第六條)。

## 雜

### イギリス

#### フアスシスト團體

獨立労働黨機關誌『ソシアリスト・レビュー』二月號所載の紹介によれば、イギリスに於けるフアスシスト運動は一九二三年頃から始まつて、目下その代表的團體が二種あるが、その内イギリス・フアスシスト黨と稱するものが最も有力であつて、一九二四年の秋此の團體から分離獨立したのが、今日の國民フアスシスト黨であると云ふ。以前にはこの外にイギリス帝國フアスシスト黨と云ふのがあつたさうであるが、その綱領中に陸海軍その他の高級官吏の減俸とか、戦時公債の利息低減とか、到底右傾派の承認し得ざるが如き項目があつたことから見ても、今日では最早存続してゐないであらうとのことである。

現存のフアスシスト兩黨分裂の原因は、國民派がその母體たる黨の方針に満足せず、『吾人の必要



なるは言論にあらずして行動なり」と叫んで脱退を企てたのであつた。イギリスに於て黒シャツを着て、軍刀を帶し傍若無人の兇暴を恣まゝにしてゐるのは、實にこの國民ファスシスト黨員であつた、司令長官ホワード氏の所謂「過去に對しては敬禮せよ、未來に對しては攻撃せよ」なる標語を見ても、いかにもイタリア直傳らしいところがある。昨年中ロンドンで種々な亂暴を働いて新聞紙を賑はしたのは、實にこの仲間であつた。それが爲め世間では、この連中の勢力を過大視してゐるやうで、筆者の調査したところでは、ロンドンの黨員數合計三百六十四人にすぎず、その他ケンブリッジ、ニューカッスル、カーヂフなどに支部があるさうであるが、ロンドンの本部などは五ヶ月間に十二ヶ所も移轉したと云はれて居る。之によつて、この團體の性質が推察し得ると筆者は評して居る。

反之ブリチツシュ・ファスシスト黨の方は、基礎も確固で、その目的達成の方法として無責任な暴力に訴へる如きことはせず、昨年十一月發行のその機關誌の社説中にも「この際故意に挑戦的態度をとるは、吾人の運動上多大の害をなすものである。この種の行動を防遏することを愛國者の義務である。しかしながら、之は、吾人の敵が内亂を目的として居るといふ事實を忘れようといふので

はない。——吾人は、斯の如き(國民ファスシスト黨の行つた如き)行動は、直接階級的憎惡心を挑發するものと見做し、容赦なく之を處罰する」とさへ云つて居る。

ブリチツシュ・ファスシスト黨員は男子と女子とで別々に組織されて居り十六歳未満の候補生團もある。而して平時には、宣傳、加入勧誘、及び反革命運動に従事し、革命又は總罷業の起つた際には、男子部は實戰に参加し、女子部は兵站勤務に服する。各支部は郡司令官を長として、一支部はまた幾組かに分れて居つて、最下の集團は七人づゝの班になつて居る。而して最高機關たる『會議』の議長が、各分區長で組織した委員會と共に全黨の經營に任じて居る。綱領によれば『共產主義と戦ふ』のが目的であつて『必ずしも暴力に訴へんとするのではないが、必要の場合には、暴に報ゆるに暴を以てすること躊躇せぬ』と云つて居る。而して、之は、『階級的の運動ではなく——社會の凡ゆる階級を抱擁したもので』政黨政派には關係しない。且必ずしも罷業破りを目的としたものではないが『全國を停頓せしめるが如き、總罷業の場合には、當局者と協力して、食料品の供給及び主要なる産業の維持の爲め全力を傾注する』と稱して居る。目下總裁は、アール・ビー・デー。ブラックネイ中將である。而して全國支部八百に達し、黨員二百乃至五千名を有するさうである。



尤もロンドン内外の黨員は之の數には計上しないのであるから、黨員數はかなり多數に達するらしい。ブリチツシユ・フアスシスト黨は、有限責任會社として届出てあつて、入黨の際には誓約書が必要である、一九二五年十一月發表した宣言書によれば、ブリチツシユ・フアスシスト黨は「愛國的公民を以て組織し、國法と秩序維持の爲めには凡ゆる資源を立憲政府に提供し、イギリス憲法及び帝國を暴力を以て倒壊せんとする革命を企つる者ある時は、あくまで之に反對し、必要ならば力に訴へる。……フアスシズムの信條はキリスト教を根本原則とする。」もので、政綱としては「國産使用、排外的立法、行政及び軍政整理（軍備は縮小せず）、不忠僕の嚴罰、共產主義、日曜學校禁止、失業救助金廢止及び公共事業に就職せしめ生活費賃銀の給與、労働組合の無記名投票及び労働者脅迫の禁止、小農地所有者保護及び農業獎勵、舊式石炭燃焼法改良調査委員會設置、改造省事業調査言論の自由」等が列擧してある。尤も之等の項目は餘程斟酌して解釋しなければならぬさうで、例へば言論の自由にしても、煽動的にわたる場合には、「内相取締らずんば吾等之をせん」といふ態度を示すのが常であつて、罷業破り反對とて、必ずしも嚴守してはいないのである。

目下ブリチツシユ・フアスシスト黨は、何等政黨政派に關係ないことになつて居るが、之は永く

は續かないであらうと云はれて居る。

全體として一九二五年中の失業狀況は暗憺たるもので、イングランド及び北部愛蘭に

**失業狀況**

於ける失業狀態は一般に一昨年よりも悪く、失業保險法の適用労働者の失業率は、一

九二四年中一〇・三であつたが一九二五年中は一・三であつた。昨年中の失業率は八

月迄次第に上り、その後年末迄輕微な下落を示した。

期日（月末）	被保險失業率	失業率	失業者數（單位千人）
一九二一年十二月	一六・二	一七・九	一・九三四
一九二二年十二月	一三・八	一二・八	一・四三二
一九二三年十二月	九・三	一〇・六	一・二二七
一九二四年十二月	九・二	一〇・七	一・二六〇
一九二五年一月	九・〇	一一・二	一・三二〇
二月	九・四	一一・三	一・三三一
三月	九・〇	一一・一	一・三〇八
四月	九・四	一〇・九	一・二九二
五月	一〇・一	一〇・九	一・二九五



六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一一・三	一一・二	一一・四	一一・四	一一・三	一一・〇	一一・〇
一一・九	一一・二	一一・一	一一・〇	一一・四	一一・〇	一〇・五
一・四〇六	一・三二七	一・四四一	一・四二四	一・三五四	一・三一四	一・二四三

上表は、一九二一年以來の毎十二月、及び一九二五年中の毎月における、労働組合の報告による失業率及び失業保険法の適用労働者中の失業率並にその實數である。

これによれば、一九二四年十二月に比し昨年十二月は労働組合失業率は高く、保険失業率は低くなつてゐる。労働組合の計數は、労働者の範圍狭きと、失業率高き大輸出産業が不當に多數を占めることによつて、失業保険法の計數よりも代表的ではない。同時に失業保険法にあつては失業手當に關する立法上並に行政上の變更があつて多少とも登録失業者の減少を來した事と思はれる。尤も労働省は此の原因による減少が可成りな數に上るとは思はれないと述べてゐる。

この保険統計によれば、一九二四年末に比し一九二五年末は、被保険労働者總數が二十二萬八千

人増加したに拘らず、登録失業者一萬七千人の減少となり、失業狀況は僅か乍ら改善されてゐる。

併乍ら各種産業間には非常な差異があるから、全ての産業を含む一般的計數のみを比較するのは稍もすれば判断を誤り易い。

石炭業——のみで被保険者の一〇%以上を占めるが、斯業の不況が一九二五年度の失業率を高めた事は争はれない。即ち一九二四年の炭業被保険失業者七萬二千人に比し、二五年は激増して十九萬八千人であつた。この傾向は昨年始めから起り六月には炭業に於ける失業者總數三十萬人(二五%)以上と記録された。炭業には七月以來國庫補助金が交付されたが、失業率は七月に一時的回復を示したのみで其後急角度に高まつた。九月以降可成りの回復を見たが、十二月二十一日には猶十四萬一千人(一一・三%)の被保険失業者があつた。

造船及機械工業等——次に全被保険労働者の一七%を占むる五主要産業——造船、船舶修繕、製鐵製鋼、綿絲、羊毛——を考察すべきであらう。

造船及び船舶修繕業に於ては一昨年の失業率三一・九%に對し昨年は三六・九となり、一層險惡である。機械工業全體としては就業狀態は一昨年より多少良好であつて、或る部門には改善の徴候が



あつたが、船用其他重機械工業は一年中不況であつた。製鋼工場にても就業状態は矢張り悪かつたが、年末に至り一昨年十二月の二六・四％から昨年十二月の二三・九に下り、多少の回復を認め得た。綿絲業——は各部門に就き異同があつた。米棉紡績部は一年中閑散であつたが、埃及棉部の就業は年始及び年末に於て稍や良好であつた。織物部は下半期閑散であつた。産業全體としては一九二四年十二月の失業率七・〇に對し一九二五年十二月は六・七であつた。

毛織物及毛絲業——の就業も全體として悪く、被保険失業者の平均數も一昨年より一萬九千人多かつた。被保険失業者數は、一昨年十二月の二萬三千九百人(九・二％)から昨年七月の五萬五千五百人に増加した。ヨークシャーに於ける罷業の解決後、就業は次第に改善され十二月迄に二萬二千八百人(八・八％)となつた。

季節的産業——労働省がその失業保険統計を解剖するに當つて、全労働者の約四割二分は多少共著しい季節的變動を示す産業に傭使されることを發見した。彼等の失業計數は夏期に於てよりも冬期に於て遙に高いのである。此等の産業は(一)建築、土木工事、煉瓦及びタイル製造(二)被服(製靴を除く)及び家具、(三)飲食品(硝子壺を含む)、(四)娯樂及び競技、旅館下宿等の勤務、及び洗濯

染物、クリーニング、(五)運輸——鐵道、道路、及び航行(六)分配業の六群に分れる。最後の三群は前三群より季節的變動が少いけれども、矢張り季節的であると云へる。全體として約二十五％に上る季節的變動があるが、之を除けば此の産業部門の就業は昨年中改善され、昨年十二月と前年十二月と前年同期とを比較すれば約二萬二千人減少してゐる。

雜産業——以上の重要産業及び季節的産業に含まれない産業——主として各種の製造業及び鑛業にては、七月八月を除いて大體昨年中僅か乍ら就業の改善があつた。

## フランス

### 物價低落 による失 業難

佛蘭西卸賣物價指數は一九二六年七月の八三八(一九一三年を百とす)から十一月の六八三に、即ち四ヶ月間に一割八分方、低落した。物價の低落は産業活動の不振を來すを普通とするから此の期間に失業が増加せるは驚くに當らない。完全な統計は皆無であるが、その一端を窺ふに、失業基金から救濟金を受ける者の數は、一九二五年の十一月に僅かに五百に過ぎなかつたのが、其後一週は一週と漸増し、一九二六年十二月二十三日現在にて六千七百



十二月三十日現在にて一萬三千に上つた。此の場合、九縣の基金及び四十一の都市基金のみが關係してゐるが、佛蘭西全體にて九十縣あるが、實際の失業救済金受領者は更に多かるべく、實際の失業者に至つては更に多いことと推定される。労働界方面からの情報に依るも、一九二六年十二月始めに巴里のみにて衣服産業の失業者一萬五千、巴里の旅館産業従業員の失業者一萬二千等の計數が擧げられてゐる。

今此の失業の原因として次の二項が擧げられる。

(一)物價低落を見越して買注文が差控へられること、殊にフランスの場合は是迄の物價騰貴期間中、實需以上に買蓄めが行はれて居ること

(二)従來は有利であつた輸出が不利となつたこと

以上の状態に對應する爲種々の方策が行はれつゝある。

一、失業者手當の増加——現在フランスには三十一箇の縣營基金と二三三個の市營基金とがある。去る一九二六年十二月二十八日附法令によつて失業手當日額は次の如く倍加された。世帯主たる失業者四・五〇%法、十六歳以上の家族たる失業者三法、失業者の配偶者又は十六歳以上の家族二法、

家長の扶養を受くる失業せる直系尊屬一・五〇法、但し一家族一日最高限度は一〇法とする。以上は縣營基金へ國家が參與する最高限度であつて、基金そのものは之より高き手當を支給するも差支へない。

一、外人労働者の取締——現に佛蘭西には伊、白、西、波、露等の外人が百萬人許り、鑛山、土木建築、大規模金屬加工、化學、纖維等の諸業に従事しつゝあるが、此等の内失業せる者は他の地方にて就職させ、就職口なきものは本國送還の手續をとつて居る又、失業者増加の此際、外人の入國を取締るべしとの要求も出て居るが、一方には餘り過激に走つて、景氣回復後労働力の不足に苦しむ如きことなき様可成りの手を要すとの説も行はれつゝある。

一、土木事業——ジュオー氏はフランス労働總同盟を代表し十二月始めから大規模な土木事業の組織を促進しつゝある。社會黨代表との會見席上、首相も失業救済の爲土木事業を起す政策を聲明し、一九二七年一月五日のル・タン紙によると土木大臣は道路修繕に一萬人、内地水路事業に三萬五千人の失業者を即時雇傭し得る旨を述べてゐる。

一、爲替の安定——の要求は輿論の中心となつてゐるが、一九二六年十二月十六日、フランス銀



行は割引率を七分五厘から六分五厘に引下げて資金の融通を容易ならしめることに決定した。

## ドイツ

失業状態  
一九二五年末から本年初頭にかけて急速に進展しつゝあつたドイツの失業状態も愈々三月中頃に於て絶頂に達した如くである。

失業救済金受領者數——は一月十五日の一、七六二、四〇五人から、二月一日の二、〇三一、〇〇〇人、二月十五日の二、〇五九、〇〇〇人に上つたが、二月一——十五日間の増加は婦人のみに關し婦人失業者は此の間に二十五萬七千人から二十八萬六千人に増加した。各種産業に於ける情勢は甚だ不確かであつて、勞働力需要の増加したのは唯鑛業及び農業丈けである。

前記の失業統計を正當に評價し得るために一言注意すれば、去る一月十五日から一年二千七百マルク以上の給料を稼得する俸給被傭者も失業救済制度の適用を受け、又、或る地方にては失業手當受領期間を二十六週間から三十九週間に延長したのである。

失業救済法制——は二點に亘り改正されたが故に國家の支出は可成り増大する筈である。二點の

改正中、一は失業救済の規模に、他は部分的失業者の救済問題に關する。

聯邦、各邦、及び自治體の失業救済費は最近毎月約一億四千一百萬マルクと計算され、内、聯邦は四千萬マルクを負擔する。部分的失業者の包含、及び救済金の率の引上げにより此の金額は毎月五千萬マルクに増加されるであらう。

## ロシア

### 金屬産業の勞働状態

一九二五年十一月一八——二六日、モスカウに開かれたロシアの金屬産業勞働組合第七回大會に提出された勞働者保護状態特別報告の概要を紹介する。

工場監督制——は職員の数並にその技術的訓練に於て不適當である。この理由は監督官の報酬薄きと過勞とに存する。又未熟なる爲に往々にして勞働法規の侵犯を看過する。最近勞働委員會が述べた如く、彼等は私的企業の監督には嚴に失すること屢であるが國營産業に關しては事の紛糾を恐れて緩かに過ぎる。

週休——は、南露の二三の國有金屬加工企業に於て遵守されずして、勞働者は一ヶ月二十六日な



るべきに拘らず、三十日の労働をなす。しかも賃金低くして、ウクライナ地方の如きは、労働者の一ヶ月稼得額の三割乃至四割は時間外労働又は休日労働より得る有様故、現在の賃金のまゝで週休を正規に守れば熟練工が逃出す結果となる。本報告書の作成者も週休の不履行が労働者の心理及び生産上に及ぼす影響を憂ひ、週休なき企業に於ける理由なき缺勤多きことを指摘してゐる。

災害——は非常に多數あり且つ尙増加しつゝある。これは技術的保護設備が應用されないこと、國家經營團體が善意を欠くことに由る。例へば、労働組合が止むを得ず裁判所に經營側を訴へ、裁判所は判決をなし、しかも尙經營側はこの判決の趣旨を實行しない。又、機械中ボイラーの破裂が頻々と起り一年間に被傭員千人に付約百五十人が災害を蒙る。又出来高給賃金制度の無制限執行によつて災害が大いに増加した。

作業服——は労働法典の規定では經營側之を支給することとなつてゐるが、企業側は負擔過重なりと不平を訴へ労働者側も支給服が品質粗悪なるため満足して居ない。作業服支給に替へて作業服手當を與へんとの提案もあるが報告書は『現在の賃金程度では、斯る手當は必ずや生活費に振向けられ労働者は金も衣類もなくなり、災害の増加抵抗力の減退、職業病の續發を來す』として提案に

反對してゐる。

婦人及兒童——の失業が増加した爲に彼等の雇傭上の制限の或るものは撤廢され、例へば十六歳以上十八歳未満の者の劇烈な労働、及び婦人の夜業が許可された。故に彼等の保護方法を一層嚴重に監督する必要がある。今年年少労働者の罹病率は非常に高く被傭年少者の約五割に達する由である。劇烈な労働又は夜業をなすを許す前に婦人及び年少者を診斷するために特別委員會を企業内に設くべしとの提案がなされてゐる。

住宅問題——は労働者一般に現在最も重要であるが、殊に金屬労働者にとつてさうであつて、大會に於て演説した代議員は全てこの問題に言及した。住宅状況には(イ)労働者が現在使用せる住宅は甚だ不充分であり健康上最も有害なること、(ロ)生産を發展し國家の需要を充たすためには十萬人の新労働者を要するが彼等に對し住宅を供することは全く不可能なることの二方面がある。金屬労働者の平均居住設備は法定最低空間たる十六平方アルシン(一アルシン約二尺三寸四分七厘)の辛うじて四割に過ぎない。多くの企業の寄宿舎にては、労働者一人四乃至七平方アルシンを與へられ、報告書の言を借れば『棺臺を置くにも足らぬ狭さ』である。三人の労働者に對し一つの寢臺し



か備へてない所があり、彼等は交る交る睡眠するのである。『産業災害の三割乃至四割は住宅設備不完全にして疲勞を招き易い原因する。』

金屬産業労働者を適宜に居住させるに足る様に新住宅の建造、大戦並に革命による大破家屋の修繕等のためには十億ルーブルを要するが、到底之を得ること不可能なるため最低建築計畫をたて之を約二億ルーブルと見積つた。しかも金屬産業に割當てられた金額は僅に四千萬ルーブルに過ぎなかつたのである。

### 農業労働者の労働状態

モスコウに農林業労働者組合の第五回大會は一月下旬開かれたが、大會に於ける討論によつて明かにされた農業労働状態を摘記すれば次の如くである。

賃金 一九二五年中の平均毎月賃金を見るに、伐木人及木材運輸人は一四・二一チエルヴオネツ・ルーブル、植林労働者は二一・八〇、ソヴィエツト田畑労働者は二〇・一四、農事専門家は一般に國家の定めた最低賃金率を受取るが、地主は監視の眼を偷んでは最低率より低い賃金を與へやうとする。是はソヴィエツト所有田畑に就ても同様である。伐木人等は旅費の支給を受けず又

鞍馬の手當も受取り得ない。農業技術労働者は工業熟練労働者よりも賃金低廉である。農林業労働者組合中央委員會は一一此の要求を尤もと認め一般的に増給をなす措置をとつた。

労働状態 農業労働に於ては團體契約の規定が十分履行されて居ない。農業労働監督官も一九二五年中は僅に六十五名であつた爲、所によつて監督官なるものがある事すら知らない。監督官自身も役目を守つてゐるとは限らない。モスコウの一代議員の報じた所によると、監督官が一農村に派遣されると到着後その地の警察署長と茶を喫して會談しただけで歸ることがある。林業労働者は八時間制を知らず又彼等に適用される時間制限法規は一つもない。八時間法の適用ある農業労働者も時間延長を雇傭主が濫用することを訴へてゐる。又、農業労働者の多くが未組織なのは第一に組合があることを知らないのと、第二に雇傭主の壓迫があるが爲めである。

農林業労働者の大部分には週休がなく、年次休暇中の労働に對する補償もないのである。

技術者 技術者の側からは當局が専門以外の職務を多量に賦課すること、その管轄する區域が廣范過ぎること（森林監督官一人に付二萬ヘクター、農業専門家一名に付百乃至二百ケ村）何等の相談もなく屢轉任させられること等に就て不平を述べてゐる。轉任頻繁な結果は任地に赴くことを喜



ばぬ者多く、現にモスコウ市内に五百人からの農業技術者が職もなく集中してゐる奇現象を生じてゐる。

## デンマーク

### 北歐諸國 と社會問題

丁抹社會大臣の主催にて六月二十九日及び三十日、コペンハーゲン市に、社會問題に關する北歐諸國の協力方法の豫備的討議が行はれた。會する者、ボルグビエルグ(丁抹社會大臣)、モレル氏(諸威社會大臣)、ベターソン氏(瑞典社會大臣)、マンニオ氏(芬蘭社會省書記官長)、クラツベ氏(丁抹駐在アイスランド社會官)を始とし、北歐五箇國の社會行政中央官廳の代表者であつた。

由來此の種の協議會は、一九一九年ワシントンに於ける第一回國際勞働會議開催の直前に於て創設され一九二二年迄に數回の會合が行はれたが、爾後中絶して居たのである。今次のコペンハーゲン協議會はその復活を具體化したものと見るべく大要次の如き一決議を可決した。

一、北歐諸國の社會行政官廳の管轄事項に就き協力を繼續し且つ發展せしめること

二、中央官廳間に現に行はるゝ社會立法に關する情報の交換を更に擴張し(イ)法規、法案、委員會報告等の要旨、その他社會方面の改善策及び現行法制の施行狀態並にその效果に關し中央官廳間に文書に依る報告の交換をなし(ロ)公設の社會の定期刊行物に付定期的調査をなすこと、(ハ)必要なる場合には、直接重大なる社會問題に就て中央官廳代表者の口頭討論をなすこと(討論會は簡單なるを最善とし出來得るならば各國中央行政官廳に付き一人の官吏にてなすこと)

三、討論の題目中には、北歐五箇國の國民に社會法制及び之に關聯せる補償の支拂問題に關し各均等の待遇を協定に依つて設けることの可能性如何の問題、又將來國際勞働機關の條約案が各國間の個別的協定を提案せる場合に此等北歐五箇國にて協定を結ぶ可能性如何の問題を含むこと

四、國際勞働機關に關する重要問題に就き協力すること、殊に質問書に回答する場合には豫め口頭討論をなすこと

一九二六年八月中頃にコペンハーゲンに會合する筈の議會聯絡會議 (the Inter-Parliamentary Conference) が社會保險をその議題としたるに鑑みて、今次の協議會は北歐各國がその社會保險に關する法制並に此等諸法規と救濟制度に關する現行法規との關係の摘要報告書を作成することを望む旨を力説した。



## 國際

### 運輸労働 インター ナショナル

運輸業労働者の産業別インターナショナルたる國際運輸労働聯合會はアムステルダムのインターナショナル加盟團體中でも主要なものゝ一であつて、アムステルダム内でイギリス系統に屬しない産業別インターナショナル中最も有力なものである（運輸労働インターナショナル中の鐵道従業員はイギリス系統に屬する）。このインターナショナルの創立は一八九三年チューリヒに於ける鐵道従業員大會が起源であつて、漸次各種の運輸業労働者の参加を見遂に一八九七年のロンドン大會を開催するに至り翌年愈々今日の國際運輸労働聯合會と改名されたのであつた。尤も海員のみは一九〇二年に初めて、單獨の大會を開催し、それが今日のインターナショナルの一部となつたのは一九〇八——一〇年の頃であつた。一九二三年末加盟團體は二十六箇國に亘つて、團體數合計五十五、その組合員合計二百四萬一千八百四十人に達し、業別は鐵道海員、仲仕、軌道、内地海運等を網羅し、五割四分三厘は鐵道、二分八厘は海員、其他四割二分九



厘の割合になつて居るそれらの各業別労働者はインターナショナル内に於て鐵道、海員、其他の三部門に分類されて各々獨立の書記を有して居る。本部は、目下アムステルダムにあつて、オランダのエド・フィンメン氏が書記の任に當つて居る。

運輸労働インターナショナルでは、一九二三年初め各國の對ロシア開戦を防止する爲め、ロシア労働組合と共同戦線を組織せんことを計畫し、アムステルダム・インターナショナル内に一大論争を惹起し、當時アムステルダムの書記の一人たりしエド・フィンメン氏は遂にアムスルテダムを辭職するに至つたことは、戦後國際労働運動上に於て有名なる事であつた。

鐵道従業員は、運輸労働インターナショナル中でも中堅を形成せるものであつて、一八九四年以來國際團體を組織して居るが、昨一九二五年六月三十日から七月二日に亘つてベリンツオナに大會を開催した際、各國に於ける鐵道従業員虐待に對する抗議、支那動亂問題、八時間制、鐵道國有廢止反對、電化問題、自働聯結器等に關する重要な決議を通過した。各國に於ける鐵道従業員迫害については、大會は、従業員の團結の自由を主張し、國際労働局が、各國の迫害問題に關して運輸労働インターナショナルより再三訴ふるところありしにかゝらず、何等の措置を講ぜざりしを指

摘して國際労働局内の労働者側代表は今後各國の團結權確立の爲め一層努力すべきことを勧告し、進んで、(一)加盟團體をして各その機關誌を通じて各國に於ける團體權の現状を發表せしめ、(二)國際聯盟及びその附屬機關に於ける各國政府代表をして團結權を尊重せしめ、以て今後の會合に於ける議題の一となさしむるやう各國政府に要求し、尙ほ(三)アムステルダム・インターナショナルに對しても、その代表者をして同一の行動をとらしめることとし、且(四)各國鐵道従業員は今後とも労働組合の權利、殊に團結、集會、罷業、可び組合の經營參加等の權利の獲得、維持、擴張に全力を傾注せしむべきことを決議したのであつた。

八時間制に關しては

本大會は、左記の項目の爲め奮闘するを以て、運輸労働インターナショナル加盟諸團體の義務とする――

- (一) 従業時間を一日八時間に制限すること
- (二) 時間外労働は、賃銀割増たりとも原則として廢止すべきこと。尤も事故又は交通事務全體の利害に關する場合はこの限りにあらず。
- (三) ワシントン條約案は、最低限規定として、批准實施すべきこと。その場合に於て一般條件の維持改善には影響を及ぼさざること。

尙運輸労働インターナショナルをして八時間制度の確立又は復活の爲め加盟團體の各種運動を精神的にも物質



的にも後援せしめ、又本部をして、國際労働局が毎年四月を期して各國の從業時間、その割當、及び主要なる鐵道業員の賃銀手當につき調査を行ふやう要求せしめ、その調査の結果は、加盟團體に通知せしむることとする。

各國に於ける鐵道電化問題に關しては、その結果として從業員の條件低下を防止し、且現在機關手たるものは、電化後運轉手として雇傭さるべき優先權を有すべきことを決議した。

### 新インターナショナル創立

目下第二(労働黨及び社會黨)及び第三(共產黨)のいれづのインターナショナルにも加盟してゐない各國の少數派社會黨の人々は、最近パリに會合した結果、新インターナショナルを創設することに決し、之を『非加盟黨インターナショナル International of the Rejected』と命名したと云ふ。

新インターナショナル加盟各國團體中多少勢力ありと認められるのは、イタリアの過激社會黨 Maximalists であつて、ノールウエイの労働黨之に次ぎ其の他は、ドイツの獨立社會黨フランスの社會黨、ロシアの左派社會革命黨とウクライナの一派の四團體である。詳細は不明であるが、とにかくレニンの所謂ブルジョア平和主義者の一派の國際團體で以前の第二半の殘黨であらうと思はれる。本部はパリにあつて、アングリカ・バラバノフ氏が書記で、執行委員としては、フランス側はポール。

ルイ及びルトランジ兩氏、ノールウエイはヤイエル氏、イタリはサルヴィ氏が列席して居る。

### アムステルダム本部會合

一九二五年二月初旬の總務委員會に於けるロシア労働組合加盟問題に關する決議の結果、同年五月二十三日ロシア側から加盟の前提として無條件で協議會開催を要求した回答があつたが、それに對するアムステルダム側の處置決定は、十二月の總務委員會まで延期されたのであつた。

アムステルダムの幹部數名は、總務委員會開催の前即ち十二月一日ロンドンに赴いて、イギリス労働組合總務委員と非公式會合を申込み、ロシア労働組合のアムステルダム加盟の件に關するイギリス側の提案、及びロシア側の要求に就いて協議するところがあつた。會合の議事については、非公式なる爲め發表はなかつたが、イギリス側で發表したところによれば、『極めて打撃した忌憚なき態度を以て充分の討論を行つた結果、從來の誤解は全く一掃され、當事者の立場は明白となつた。確かに列席兩代表をして、國際労働問題の複雑なることを一層充分に理解せしめるの効果があつたと思はれる。』と云はれて居る。オランダ社會民主黨の機關紙が、ロンドンの會合の結果可決された宣言書の内容なりとて發表したものであれば從來イギリス組合の幹部がモスコとアステムダ



ム間の仲介者として斡旋したのは、決して後者に對して敵意のあつた結果ではなく、單に國際労働組合運動を有力ならしめることを目的としたのであつて、イギリス労働組合總務委員會としては、目下の情勢では非常な困難はあるが、然しそれとても、關係者が何等の拘束的條件を附せず協議會を開催することによつて解決し得ると信じて居ることを斷言し、且その種の協議會には阿姆斯特ダムと全ロシア労働組合中央委員會以外の代表者を列席せしめないことにしなければならぬといふのであると。

會合後、阿姆斯特ダム書の書記オウドゲースト氏は「イギリス側が新しい新インターナショナルの組織を希望して居つた譯ではなく、ロシア組合の阿姆斯特ダム加盟を要求して居つた」ことが明らかになつたと言明してゐるのを見ても、この非公式會合に於てインターナショナル幹部がいかなる點を確めんとしたかがわかる。即ち、一九二五年四月上旬イギリス及びロシア労働組合幹部がロンドン協議會に於て共同宣言を發表し、次いでその時の協定に基いて聯合委員會が組織され、ロンドン共同宣言の趣旨宣傳の爲め活動した事實は阿姆斯特ダム加盟組合員の一部の間には、イギリスがロシアと提携して新インターナショナルを組織し、再び大戰後の分裂騒ぎを繰返すのではな

いかとの懸念があつたのである。

斯くして阿姆斯特ダムの總務委員會は十二月四日から翌日に亘つて阿姆斯特ダム本部で開催された。會議に上程された主要問題はアメリカ労働組合の加盟勧誘と對ロシア交渉とであつた。前者は第一日の會合で、アメリカ労働總同盟及びメキシコ労働組合大會の代表を招待して、阿姆斯特ダムの事業を調査せしめ、以て加盟の可否を決定させることになつた。一方ロシアの加盟問題については、ロンドンの非公式會合の結果が報告される筈であつたが、それはなくて、唯、阿姆斯特ダムとしてはこの際「一九二五年二月の決議を繰返して確認し、何等新しい決議は不必要と認める」決議が可決されただけであつた。尤もその際ヒックス氏(イギリス代表)は、「阿姆斯特ダム總務委員會は、ロシア労働組合加盟の可能性を討議する爲め、全ロシア中央委員會代表と會合することに反対せず」との決議案を提出し、エドフィンメン氏之を支持し、又ブラウン及びホツヂス(坑夫インターナショナル)兩氏は、「ウインナ大會の可決せる決議に基いて」といふ文句を附加した同趣旨の案を提出したが、前記の決議通過の爲め票決には附さなかつた。當時、本部側の意見としては、とにかく一九二七年八月パリに開催する豫定の大會までロシア加盟問題に關する決定を延期し



たいといふのであつた。

しかし右の十二月の總務委員會の決議に對して、ロシアからはあくまで無條件協議會を開催すべきことを要求し來つたし、又イギリスからは、アムステルダム總務委員會の再考を促した書簡が來たので、一九二五年二月十一日から開催された執行委員會では、次回の總務委員會に今一度この問題を提出して、その決定を仰ぐことになつた。

アムステルダムのインターナショナルは、今年創立二十五年に當るので來る九月第三日曜に記念祭を行ふ筈、而してその前週を宣傳週間として『労働組合に歸れ。國際的八時間制度實施運動に参加せよ』といふ標語を掲げて、大示威運動を行ふことになつた。(I. F. I. U. Press Reports)

### 智的労働者國際同盟大會

智的労働者國際同盟の第四回大會は四月六——九日ウィーンに於て開かれ、オースリア、チエコスロヴァキア、フランス、イギリス、オランダ、ポーランド、ルーマニア及セルブ・クロート・スロヴァイン王國の八國から代議員が出席した。其他の諸國は非公式の代表者を派遣した。

智的財産 總書記ルウィス・ガリエ氏は智的財産に關する報告書を提出した。大會は本同盟の理

事會が此の問題の研究を繼續し且次回の大會に報告を提出する爲に委員會を設置することを要求した。此の委員會には必要ある際には本同盟會員以外から専門家を招集しても差支へない。

官吏の状態 英國官吏聯合のボーイ氏及び其の他の官吏團體の人々は官吏労働状態に關する報告書を提出したが大會は次の如き一決議を可決した。「現在の生計費の昂騰に鑑み官吏の状態は各國に於て出来る丈速に改善されるべきことを勧告し、理事會が明年此の問題に關する一般的提案を提出すべきことを決定する。」

學藝協力 シプリク氏(チエコスロヴァキア)は國際學藝協力協會の活動に關する報告を提出しگرانベルジ女史(フランス)はアンリ・ド・ウエインデル氏の智的労働者の團體契約及び標準契約に關する報告書を朗讀したが、次で採擇された決議に於て各國の智的労働者聯合が一九二六年五月一日より向六ヶ月以内に其の各支部に命じて智的労働者の標準團體契約の草案を提出させることを要望した。此等の草案は本國際聯合の總書記局の手許に廻附され總書記局は國際委員會を招集して此等を審議し國際的標準契約を作成して各國に返送し各國は之に關して其の最善と思ふ方法を執るものである。



私的被傭者 大會はオーストリアの代表者からなされた私的被傭者の労働状態に関する報告を聴取した後『現存する最善且つ最も進歩せる法制を基礎として被傭者の爲の社會法制を得る目的を以て本國際同盟主催の下に諸國の被傭者組合に協定を遂げる様努力する必要を認める』旨を決議した音楽家 オーストリア代表の提案によつて、大會は理事會が本同盟に所屬すべき音楽家國際協會を設立する問題を考慮せんことを求めた。最後に本會は國際労働局と密接に聯絡を執り且つ國際労働機關に智的労働者を適當に代表させる件を解決する爲労働局長と交渉すべき事を決定した。次回の大會は一九二七年の復活祭中ブラッセルに開かれる豫定である。

### 八時間制

### 五國協定

第一回國際労働會議で採擇となつた八時間労働制條約案實施に關して協議する目的を以てイギリス保守黨政府主唱の下に開催された國際會議は、去る三月十五日から十九日までロンドン労働省に於て舉行された。出席者はイギリス労働大臣アーサー・スチールメートランド、ドイツ労働大臣ブラウンス氏、フランス労働大臣デュラフル氏、ベルヂック労働大臣ヴァウテルス氏、イタリー大使ミケリス氏等で、國際労働局長トーマス氏も参加し、第一日の會議は、國際労働局長の挨拶に始まつて、イギリス首相ボールドウィン氏の演説があつて

各國代表之に答へ、續いてイギリス労働大臣を議長に選任して愈々協議に入つたのであつた。今回の會議召集に際して、イギリス政府では問題の性質上解決困難なるを以て労働黨内閣當時労働大臣トム・シヨール氏が主催で會合したベルヌ會議列席の國々以外は招待しなかつたのであつた。

最後の會合日たる十九日には、協議二十時間に亘つた後午前二時頃漸くワシントン條約案中左の諸點につき協定を作製し得たのであつた。

(第一條)の本條約案は雇傭せる人員の多少を論ぜず凡ゆる産業に適用するものとす。但、一族のみの従業せるものを除く。

普通の郵便、電信、電話事務はこの條約案の範圍外なれども、郵便電信、電話に關係ある土木修繕作用には適用するものとす。

(第二條) 従業時間とは被傭者が傭主の統制下にある時間を云ひ、第八條の規定によつて揭示されたる休息時間は、傭主の統制下にあらざるを以て、之を含まず。

(第五條) 條約案第五條の規定は建築業に適用することを得

(第六條第一項) 第六條の『間歇なる作業』の意味を限定すること。即ちそれは、門番、番人



工場消防夫、其他本來の意味に於ける生産には關係なく、その性質上長期に亘つて作業を中絶し、その間肉體上の勞働も注意の集中も必要なく、その部署にありて用事の生ずるを待つのみなる業務にのみ適用するものとす。

(第六條第二項) による追加勞働時間數の最大限度決定は、各國法律の範圍内に屬すること。條約案による時間外作業賃銀率に關する義務は、第六條第一項に規定されたる追加時間にのみ適用すること。

第六條に規定せる時間外作業に對する最低二十五パーセント割増賃率は強制的なること。

(一週五日間制) 一週以上の期間に亘る勞働時間を定めたる時間表を作製する場合は、第五條に定めたる一週間五日以上又は二週間十一日以上に亘る場合の勞働時間の配當を定める時と同様になす。この場合平均勞働時間は、一週四十八時間を超過せざること。

(週休日) 一週四十八時間を超過し、その作業の性質上、第二條第三項、第三條、第四條、第五條に規定せる時間以外の週休日に於てなさざるべからざる作業の時間は、週休に關する國法の規定として、又は第六條の規定の下に處理すべき時間として取扱ふべきこと。

(鐵道) 鐵道は、本條約案の適用範圍内なること。第五條及び第六條第一項の規定にして、鐵道の場合に適用するに不充分なるときは第六條第二項による必要の時間外作業を許可すべきこと。

(休日の爲め損失せる時間) 祭日又は有給休日以外の休日の爲め損失せる時間を補償する爲め四十八時間以上の作業を許可せる國家に於ては、その種の時間は、第六條の規定によつて定めたる時間外作業の最大限時間の一部として、同條の規定による時間外作業賃銀を支拂ふべきものとする。

(第十四條) 各國政府は、本條約案實施の爲めその立法中に第十四條を挿入すること。國家經濟の危機にして、國民生活の存在を危からしむる如き場合に於てのみ、第十四條を適用し得ること。しかしながら、産業の特殊部門のみに關する經濟上商業上の危機は、第十四條の意味に於ける全國安危に關するものと見做すを得ず、従つてこの場合に於て本條約案適用の中止は是認すべからず(この協定は、イギリスだけは、假協定であつた)

右の協定は、イギリス、フランス及びドイツ文で起草し、列席代表者は、各々その政府に之を報



告し、以て條約案を批准せざる國々に於て直ちに批准の手段をとることとなつた。

右の國際會議に關して、アムステルダム・インターナショナルでは、萬一の必要に應ずる爲に代表者をロンドンに派遣して、會議の進行を注意せしめたのであつたが、その報告によれば、協定作製までには條約案の解釋上種々なる問題が起つたさうである。例へば、第十四條の解釋上、ドイツ及びイギリスでは、産業上の危機にも適用し得るとなすとか、又一二の國の或る種の産業で實施して居る午前午後十五分間宛の休憩は労働時間内に含まないことを認めるとか、其他當然明白と思はれるやうな字句についても論争を生じたといふ。然し結局協定を作製し得たのはフランス及びベルチック労働大臣の態度をトーマス氏が支持した結果であるが果してイギリスの保守黨政府が該條約案を批准するかは頗る疑問である。

### 第二インターナショナル執行委員會

第二(労働及社會黨)インターナショナル加盟團體の一つであるイギリス獨立労働黨では、一九二五年クリスマス週間に催した常務委員會に於て、かねて問題であつた共產黨と社會黨との提携を討議の結果、左の決議を第二インターナショナル執行委員會に提出することになつた。

労働階級が歐洲に於ける資本家的及び帝國主義的反動運動及びファシズムに反對して結束すべき必要の緊切なるに顧み、労働社會黨インターナショナル執行委員會は、全世界を包括せるインターナショナル組織の可能性を調査する目的を以て、第三インターナショナル執行委員會聯合協議會を開催せんことを提案すべきである。

この提案は、イギリス労働黨内に於ては勿論、共產黨側に於ても猛烈の反對を受けたのは云ふまでもない。アーサー・ヘンダーソン氏は、第二及び第三インターナショナル合同問題は、一九二二年のベルリン大會以來到底不可能のこととして放棄されたもので、その後第二インターナショナル側の政策は漸次變更して改良派的となつたが、根本原則に於ては依然として變化はないと云つて反對し、一方ロシアではデノヴァイエフ氏は二月二十日第三インターナショナル擴大執行委員會の席上に於て、獨立労働黨が提案せる兩インターナショナル合同案の如きは『絶対に不可』なりと云つて、全然考慮に容れざる如き態度を示し、其の他ロシア共產黨側では、凡て反對の意を表し、もし合同を欲するなら第三インターナショナルに加盟せよと主張したのであつた。

第二インターナショナルの執行委員會は、四月十一日チューリヒの本部に於て開催されたが、席



上票決の結果、獨立労働黨提案は、二四七票對三票で否決となつてしまつた。第二インターナショナル本部の報告によれば、第二及第三合同案反對の理由は、第三インターナショナル側で斯くの如き目的の爲めに協議することを拒絶せる爲め、實行不可能なりとのことでもあるが、然し本部としては、ロシア共産黨と第三インターナショナル間に不和の徴候著しきことは認めるが、それを利用して兩インターナショナルの接近が實現し得べしとは思へないと云つて居る。

チューリヒの執行委員會では、右の外、軍縮會議と國際聯盟に關する決議や、イタリアのファシスト労働組合反對の決議などを可決した。

### アムステルダム の 移民會議

アムステルダムのインターナショナルが、かねて第二(労働社會黨)インターナショナルと共同主催で、五月中旬にロンドンで開催すべき豫定であつた移民會議は、炭坑爭議の結果延期して、六月二十二日から二十五日の四日間に亘つて開催せられた。アムステルダム書記長オウドグースト氏及び運輸労働インターナショナル書記長エド・フィンメン氏は、イギリス總罷業の際、イギリス船舶の荷役を拒絶せしめたりとの理由のもとに内務大臣によつて上陸を禁止されたが爲め列席せず、トマス氏缺席の爲め會議はメルタン及びデューオー兩氏交代

で議長となり、オーストラリア、オーストリア、ベルヂツク、カナダ、チエコスロバキア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ヂョルヂア、イギリス、オランダ、ハンガリア、印度、イタリア、ルクサンブル、メキシコ、ニュージーランド、パレスチナ、ポーランド、ロシア、スペイン、スウェーデン、ユーゴスラヴの代表者二十名、その他建築、鑛業、被服、木工、農業、旅館、料理店、石版、ペンキ、飲食物、官業、機織、運輸等の産業別インターナショナル代表出席の上開會した。

インターナショナル側ではこの大會に於て移住の自由なる原則を確立せんと試みたのであつたが之には反對者多く、結局左の決議を可決して會議を終了した。

『I.F.T.U.及びL.S.I.主催の下に一九二六年六月二十二日より二十五日の間ロンドンに開催せる國際移民大會は移民問題に對するその立場を左の如く規定する。

資本主義發展の傾向は生産能力の急速なる發達を促しその結果一定量の物資を生産するに必要な労働者數を減少せしめる。一方市場の發達はこの生産増加に伴はず、その結果労働者の過剩となり、失業者は夥しく増加する。之殊に大戰の結果大打撃を受けたるヨーロッパに於て甚しく、



從來最高の發達をとげた産業國に於て主として失業の影響は甚だしい。

労働市場の斯く不況なる爲め、労働者間には經濟状態の比較的有望なる國々に渡航せんと希望漸く盛んとなり、一方生活標準の低き國よりその高度の國へ移出せんとす傾向は亦その一時的現象なると否とを問はず移民熱の一刺戟となつて居る。

甚だしく人口過剰にして産業上の發達の遲滯せる國々より移出民は絶えず海外に流出しつゝある尙ほその他にも移民の海外渡航の原因となつて居るのは労働者に對する政治的壓迫である。

多數の労働者が經濟状態の良好にして従つてそれらの労働者を吸収する餘地ある國々に集中することは、或る場合に於てはその結果、それらの國々の賃銀その他労働事情の低下の恐れあるを以て、それらの國々の労働者にとつては危険となり得る。

本大會は今日經濟界の不況なる國々より移民の續出する傾向を以て經濟上の危機を救済すべき有効にして永久的の方法なりと見做し得ないと同時に移民問題は資本主義發達上の避くべからざる結果たる一現象なりと認める。

現代資本主義制度が世界の經濟的危機を解決し得ざることはその代表者の提案が斯くの如き危機

を緩和し得ず却つて通常助長することによつて明らかである。

本大會は、茲に各國政府が移民問題の解決に對して國際的平和及び好意を最も促進し且移出労働者及び國際移住労働者の利益を擁護する如き措置を講ずべき義務あるものと認める。

本大會は、I. F. T. U. 及び L. S. I. をして聯合委員會を任命して移民問題に關聯せる經濟的社會的國民的及び人種的事項を講究せしめその結果を將來の大會に提出せしめんことを希望する。』

右の外決議としては右の如き事項が可決される。

(一) 各國に移民事務局を設け、又國際労働局に國際移民事務局を設置し、それらの機關には労働組合の代表を参加せしめ以て移民關係の條約案勸告案の作製及び情報蒐集を行はしめること。

(二) 私營移民會社禁止、移民の權利擁護に關する立法制定、施行免狀及び査證制度廢止。

(三) 移入民に對して社會保險適用上内國民と同様たるべく労働團體にて協力すること。

(四) 移民労働者の組織團結。

(五) 労働權制限の結果労働者の海外に移住する如き事態を撤廢すること。政治上の理由にて國籍



を證明し得ざる移民に旅券交附の機關を設くること。

### 木工インターナショナル

十七ヶ國の労働者約七十萬を加盟せしめアムステルダム・インターナショナル中の有力團體なる木工労働インターナショナル(本部所在地アムステルダム)は、一八九一年にベルチツク労働者の發起で創立したものであつて當時十ヶ國の木工労働者の加盟を見たが創立大會では事業として罷業の際の聯絡應援、従業條件に關する情報蒐集を行ふべき中央機關たるべきことが決議され、本部をブルユツセルに置くことになつた。一八九三年チユーリヒ大會の際本部をスツツトガルトに移轉することになつたが、この大會には九ヶ國の木工組合代表三十三名の出席を見た。一八九六年のロンドン大會にはドイツ、イギリス、フランス及びオランダ以外の代表者は出席せず、當時は未だ眞のインターナショナルと呼ばれるべき團體たるを得ず、書記クロス氏が失望の結果辭職をしたことさへあつた。その後一九〇四年アムステルダムに開催せる大會の際オーストリア、ドイツ、フランス及びイギリス等の代表の努力の結果、組織を改造して愈々國際聯合會として規約を制定し、トマス・ライバート氏を書記としたが、爾後漸次發展して、一九〇四年大會は十一ヶ國の労働者十五萬の代表者二十四名の出席を見るに過ぎなかつたが、一九〇六年に

は十六萬九千九百六十九人の労働者を組織せる三十三團體の加盟を見るに至つた。一九〇四年以後の加盟組合の統計を見るに、

年 度	國 數	加 盟 數	組 合 員 數
一九〇四年大會	一〇	一七	一五〇、〇〇〇
一九〇五年六月	一一	二三	一六九、九六九
一九〇六年十二月	一六	二六	二五八、〇四四
一九〇七年十二月	二〇	三五	二五八、六九二
一九〇八年十二月	二〇	三七	二七五、五八三
一九〇九年十二月	二〇	三七	二七一、二二九
一九一〇年十二月	二〇	三八	二八七、三二六
一九一一年十二月	二〇	三七	三一五、六八九
一九一二年十二月	二〇	四一	三九七、五四八
一九一三年十二月	一九	四二	二九二、〇六一
一九一四年七月	二五	四七	五〇〇、〇〇〇

右表の十年間こそ實に木工インターナショナルの創立努力時代にて、書記ライバート氏の活動の結果、各國木工組合の産業別合同や組合間の紛争の解決、其の他凡ゆる方面に於て木工労働者の組



合運動發達に努めたのであつた。大戰開始後一時活動を中絶したが、戦時中は『情報』を發行して各國間の聯絡に努め、一九一九年戦後最初の大會を開催した際は、加盟組員七十七萬九千八百五十人の所屬團體二十三を代表せる二十七名の代表者の出席があつた。同大會に於て書記の改選あり、オランダ代表ウオウデンベルグ氏當選して、本部をベルリンよりアムステルダムに移轉して、そのまゝ今日に至つて居る。木工インターナショナルの根本原則として同大會で可決した決議を見ると『國際間の平和と各國無産階級の完全なる解放とは、各國民間の密接なる協調と團結とによらざれば確立するを得ず。斯くの如き團結一致は各國労働團體の軍國主義反對と軍備撤廢とに對する誠心誠意の努力により完成すべく……全世界の労働者階級は宜しく資本主義制度の廢止と人間が人間を擯取することなく労働者の尊敬と支配權とを確保する社會の實現に全努力を傾注すべきである。』と云はれて居る。

一九二二年以來加盟組員數に於ては多少の消長あり、即ち同年一月一日現在八十五萬六千六百十三人に達せしものが同年末日は八十二萬二千九百九十三人に減少し、次いで二三年十二月には七十一萬九千七百六十八人、二四年十二月には六十二萬三千七百七十九人となるに至つた。尤もこの間

にプタベストの木彫工組合の如き有力團體が加盟するに至つたが、一方加盟團體にして他の組合と合同の結果脱退したのも多數であつた。尤も組員の多きを求むるならば、ロシア、ルーマニア、ユーゴスラヴ、チエコスロバキア、ブルガリア及びフランスの『統一派』などの加盟を許可すればよいのであるが之は共産主義團體の加盟に反對せる決議の結果許可しないのである。

**郵便電信  
電話從業  
員大會**

郵便電信電話從業員國際聯合(P. T. T.)の年次大會は九月二一——二三日、巴黎に催され、國際郵便電信電話從業員書記局長ブラウン氏議長の下に、埃、白、獨、英その他諸國の二十三團體を代表する六十九名の代議員が列席した。その決議の要旨を

列記すれば次の如くである。

- 一、團結の自由 伊太利政府の労働者壓迫に抗議す
- 一、ザール盆地及びダンチツヒ 同地方の遞信從業員の労働状態を調査し之を改善すべきことを執行委員會に指令す。

一、ロシア組合との關係 霧西亞遞信労働者組合の加盟を時機不適として拒否し、執行委員會が本問題に付適時に調査し次回の大會に報告すべきことを要求す



一、社會保險 大會は次の如き意見を表明す

- (イ) 癡疾又は老齢の場合郵便局の男女従業員は年金を受くべきこと、その費用は國庫又は逓信省特別會計の場合逓信省の負擔とすること
- (ロ) 總ての年金は期限猶豫の支拂と看做さるべきこと、故に職員退職又は解雇の際之を受領するを得ること
- (ハ) 死亡保険は故人の被扶養者たる寡婦その他の家族に迄延長さるべきこと
- (ニ) 病氣缺勤に由り賃金減額をなきこと

一、萬國郵便同盟及び萬國電信同盟 P. T. T. インターナショナルの所屬各組合はその國の政府

の要求を提出すべきである。

- (一) 萬國郵便同盟 (The Universal Postal Union) 及び萬國電信同盟 (The Universal Telegraph Union) の大會並に諸會議への一國代表國中に各逓信従業員團體を代表させること
  - (二) 前記の大會並に諸會議へ之に關聯せる P. T. T. インターナショナルの決議を提出すること
  - (三) 勸告制度の採用
  - (四) 兩個の同盟に加入せる諸國の逓信職員勞働條件に關する規則の蒐集並に校合を此等兩同盟の中央事務局 (The Central Bureaux) に委嘱し、以て事務局に多少の自發的意識を與ふること
- 一、ラヂオ放送 大會は諸國のラヂオ放送の管理方法には左の考慮をなすべしとした。
- (一) 放送は政治、經濟、財政、社會等各般の情報の散布を可能ならしむべきこと、放送は國家の安寧に影響あるを以てその管理の下に置かるべきこと

- (二) 放送は教訓並に教育の機關たるべし、教訓は宗教又は政治上の偏見なく、單に一般の利益の爲になさるゝ事を望む。又民の貧富を論ぜず、住む所の山岳たると豁谷たるとを問はず一國の各部分が放送にて利益を享くることを望む故に國家は最大限度の公正を之が爲に確保すべく、國家は完全なる放送制度を有すべきこと
- (三) 現在の發展段階にては、最も有利な地位に置かれた一定數の放送局を有し得るは英、獨、佛の如きに過ぎないが故に、實際上私營會社の獨占か國家の獨占かその一を選ぶ要あること
- (四) 放送は音樂、戯曲、演説を再現するが、此の場合最大限度の自由を與へらるべきこと

如上の考慮をなしたる後、大會は左の如き趣旨によるラヂオ放送制度の樹立を勸告する

放送局は國家に屬し、その經營並に技術的操縦は嚴に國家被僱者のみによつて行はるべく、之に反し實際のラヂオ放送、即ち講話並に音樂の組織は最も自由に行はるべきである。大會は此の放送プログラムの組織を地方放送局委員會(大學、新聞、政黨、音樂師組合、藝術家協會、勞働組合、雇傭主團體、ラヂオ聴取者團體、郵便局等の代表者より成る)に委任することを提案する。此の地方放送局委員會より各一名宛の代表者を出して中央放送委員會を設け、放送プログラムの一般的標準を定め各地方委員會への資金の割當等をなす。

収入は廣告、ラヂオ・セット所有者より聴取料、並に一部の器械に對する課税によるべく、此の收入の相當部分は放送の技術的維持の實に任ずる郵便局へ、他の殘部は中央放送委員會を通じて地方放送局委員會へ分配さるべきである。又研究の便宜上、試験用放送所の設置並に運管に對し國家は補助金を與ふべきである。



運輸労働  
インター  
ナショナル

國際運輸労働聯合會(I.T.F.)の大會は、一九二六年九月十五日からパリに開催され、二十一日まで一週間に亘つて、鐵道、一般運輸及び海員の各部大會も舉行された。出席代表數は、加盟二十二箇國の五十四團體、組合員合計百八十四萬八千六百三十七人を代表したる百三十二名であつた。大會は、會長シー・テイ・クランプ氏(イギリス鐵道)司會の下に開會され、機械エインターナショナル代表トム・シヨール氏と飲食業労働インターナショナルのウイルヘルム氏も參列した。第一日の會議に於てウイルヘルム氏は飲食業労働インターナショナルが既にロシア組合の加盟を許可した點に於て、産業別インターナショナル中でも一步を進めた組織なることを指摘して、統一運動の爲め列席者をして反省せしめるところがあつた。同日エストニアの鐵道従業員から同組合は國際運輸労働聯合會に加盟して居ることを政府から禁止された旨通知があつたので、大會として之に對して「エストニアの政府がその憲法に違反して舊ロシアの法律に基き、エストニア鐵道従業員組合の國際運輸労働聯合會に加盟すべき權利を否認せし行動に對して嚴重に抗議」することとなつた。次にイタリアの補助鐵道従業員組合から同組合が政府より解散を命ぜられた報に接したので、左の決議を通過した。

「本大會は、補助鐵道労働者のフラスシスト團幹部の要求と指揮の下に政府當局者が補助鐵道労働組合(S.T.B.)を強制的に解散せし事實を寒心すべき事と見做しイタリア政府が又もや斯く自ら調印せる平和條約に規定せる團結權を侵害することに對して嚴重に抗議するものである」

第二日の會議は九月十八日に開かれエド・フィンメン氏のイギリス總罷業及びそれに関する國際運輸労働聯合會の活動につき報告があつた。氏の報告は主として本部側のとつた措置及びその効果についてであつたが、イギリス代表ベヴィン氏は、フィンメン氏が大陸諸國の組合がイギリス總罷業を後援せし事實を輕視してゐることを述べて炭坑爭議終了後詳細の報告を作製せん事を希望し、ドイツ代表シューマン氏は、フィンメン氏が團體協約には反對の如き口吻なるを指摘して、その説明を求めた。それに對して、フィンメン氏は、將來協約作製の際は、當事者組合としては、必要の場合に國際的同情運動に参加し得るやう充分考慮して置くべきであると答へた。次に本部の事業報告に関する討議に入るや、ノールウエイ代表アルベルチ氏は、各國運輸労働者組合にして未だ加盟せざるもの多く、殊にロシア労働者の加盟許可の喫緊事たることを述べた。この討議中、フィンメン氏の一身上に関する問題が起つた。之は、この前の一九二四年八月のハンブルグ大會で問題とな



り氏を書記に再選するの可否といふことにまで發展したことがあつたが、今度もフィンメン攻撃は先づベルヂック代表ポーリス氏が、エド・フィンメン氏の統一出版會社の大株主にして、且同會社の出版物は、アムスタルダム・インターナショナルに反對せるもの多きを説き、ベルヂック鐵道労働者としてはフィンメン氏の態度斯くの如くなる以上、次回の大會に於て國際聯合會脱退を考究すべしと云つた。

翌二十日第三日の會議には、國際商船高級海員協會の書記ブランド氏は、労働爭議に於て各國船主の高級海員に對する態度の一般海員に對すると差異なき以上は、將來各級海員の協力一致する必要あるを力説した。次いでナタンス氏の鐵道部大會の報告、フィンメン氏の埠頭労働者及び海員部大會の報告、ラートマン氏の軌道及び自動車部大會の報告、及びルドルフ氏の内地船員部大會の報告あり、役員選舉に入つた。新執行委員として當選したのは、克蘭プ(イギリス)、デリング(ドイツ)、リンドレイ(スウェーデン)、ビデカレイ(フランス)の諸氏であつた。書記及び副書記改選問題に至つて、再びフィンメン氏反對論起り、可否決せずデンマルク代表、ニールス・ハンセン氏はフィンメン氏が個人として特殊の政治的意見を抱懷したとて、書記としては有能にして得難き人物たる

ことを主張し、デンマルク代表も氏を再選せんことを勸告したに對して、オランダ代表モルトマケル氏は國際運輸労働聯合會の會合毎にフィンメン氏問題で論議の起るを遺憾とし、且フィンメン氏は前大會に於て謹慎を約束したるに係はらず、依然として聯合會以外に於て單獨の活動をなせることを非難し、オランダ代表は氏の選舉には参加せずと明言した。ベルヂック及びフランス代表も亦フィンメン氏再選反對の意を洩したので、ドイツ代表シエツフェル氏はドイツ、ウイス、チエコスロバキア、ポーランド及びルクセンブルグ代表と連署で一の宣言書を發表して、とにかくフィンメン氏の行動には果して聯合會の趣旨に反するものありや否やを調査することとし、その結果氏の言動に不穩の點ありと認められた場合には、再び選舉を仕直すべしとの妥協案を提出した。然しフランス、オランダ、ベルヂック代表はあくまで反對したが、とにかくシエツフェル氏の宣言書を採決に附した結果、反對はベルヂック代表のみで、フランスは棄權し、フィンメン及びナタンス兩氏は再選されることになつた。

今回の大會に於て、鐵道部決議として可決されたもので重要なものは、自動連結に關するもので國際聯盟の各機關に對して各國に於て自動連結器を使用せしむるやう努力せんことを希望し、又各



鐵道労働團體としては、之が爲め國際的の運動を起すべきことを慫慂して居る。尙鐵道部の決議として電化問題も重要であつて、鐵道電化の結果一般從業條件の悪化と能率増加の結果危険が多くなり、或ひは機關車の運轉手を一人になすこと等の計畫あるに對して、各國労働者としては、飽くまで自己の權利と利益を主張してその地位を擁護すると同時に、聯合會本部と連絡して萬一の際に備ふべきことを説き一方鐵道電化問題を國際労働會議に上程すべきことを要求したのであつた。一般運輸部としては、かねて要求せる如く本部に埠頭労働顧問委員會を設置し、將來船員荷役禁止及び保健安全設備完成の爲め本部と協同して活動せしむべきことを決議したのであつた。海員部からは、海上労働者に八時間施行の爲め國際的宣傳を行ふこと、加盟組合員たる海員は平等に援助を要求する權利あること、海員労働者の利益擁護の爲めには、その國際團體を統一する必要あること等に關する決議が提出され採擇となつた。

各國労働

組合統計

アムステルダム・インターナショナルの計算によれば、一九二二年十二月末日と一九二四年十二月とに於ける各國労働組合員數合計は、千二十一萬四百二十一一人(二二・一%)の減少を示して居る。即ち一九二一年に於て全世界の組合員數は四千六百二十

七萬三千百三十二人であつたのに、一九二四年には三千六百六萬二千七百一十一人になつて居る。而も一九二四年の計算は四十六箇國の報告を基礎にしたものであるが、二一年當時には三十四ヶ國しか計上してなかつたのであるから、右の減少率は事實上はもつと多いものと云はれなければならぬ。エヂプト、ブラジル、チリ、支那、エストニア、アイルランド、アイスランド、キューバ、リツアニア、メメル、オランダ領東印度、パレスチナの十二ヶ國では二一年當時の組合員統計は得られなかつたのである。而して一九二一年の統計のみにはあらはれた國々の組合員數は一九二四年十二月末日現在合計三千五百九萬五千二百三十一人であつて、之を二一年の合計と比較するときは千七百七十九人即ち二割四分一厘の減少となつて居る。今右の數字を各組合の主義別に見ると、

年 度	一九二一年	一九二四年
アムステルダム系統	二二、四一一、八二六	一七、七〇二、四三一
共產派系統	七、〇六九、〇〇〇	七、三三三、八四五
宗教團體	三、七五九、一〇六	二、一一二、一〇九
サンヂカリスト	一、二五四、二一七	四七一、四三九
國 際		三四五



其 他 一一、七七八、九八三

八、四四二、八八七

右の表によると共産主義系統の組合員以外は全部減少して居る。アムステルダムに加盟せる各國組合員の減少せるは、主としてイギリス、イタリア及びチェコスロバキアの組合員の減少した結果であつて、之に次いで、ベルチツク、フランス、ギリシア、オーストリア、ポーランド及びスウェーデンに於ける減少がある。而してその原因は主として經濟界の不況にあるが、フランス及びチェコスロバキアに於ては共産派の活動があり、イタリアではファシスト政府の横暴の結果であり、ギリシアは政争の影響として組合員は劇減したのであつた。イギリスの場合には労働組合總同盟(G. F. T. U.)のアムステルダムから脱退した結果である。尤も、スウェーデンではその期間に於て増加し、又印度、デンマルク、ドイツ、エストニア、アイルランド、日本、カナダ、メメル、メキシコ、オーストリア、アメリカの如きに於ては、アムステルダムには加盟しないが同一系統に屬すると信ぜられる組合員は増加を示して居るし、新加盟國としてはメメル、パレスチナ及びルーマニアがある。この系統に屬する組合を有する國數は三十箇國である。

次に共産派系統の各國組合員數は前述の如く増加して居るが、この原因は不況の結果労働者の左

傾的傾向の甚しくなつたことで、一九二一年當時共産系組合のある國々はブルガリア、ユーゴスラフ及びロシアのみであつたが、二四年度には十二箇國に上つて居る。

サンヂカリスト系統の組合員はアルゼンチン、ドイツ及びスペインに於て最も多く減少しデンマルク、チェコスロバキア及びイタリアでは全然存在を留めざるに至つて居る。

以上の分類に屬せざるもの即ち『其他』の項に屬せる組合員の減少せる原因の一は、從來主義傾向の不明なりしものが、二四年には他のいづれかの項目に屬するやうになつた事である。左に各系統の組合員を各國別にして掲げる。

國 別	アムステルダム	共産派	宗教的労働團體	サンヂカリスト	其 他	合 計
エザプト	—	—	—	—	三三,〇〇〇	三三,〇〇〇
アルゼンチン	—	—	—	四〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇
オーストラリア	—	—	—	—	七二,一五五	七二,一五五
ベルチツク	五六,二六〇	—	二四九,八四二	—	—	三〇六,一〇二
ブラヂル	—	—	—	四〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇
印度	一〇〇,〇〇〇(イ)	—	—	—	九五,八〇〇	一九五,八〇〇
ブルガリア	一四〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	—	—	—	一七三,〇〇〇



チリ	—	100,000	—	—	—	100,000	—	100,000
支那	—	—	—	—	—	—	—	—
デンマーク	—	—	—	—	—	—	—	—
ドイツ	{ 三三、〇一六 六九、一三〇(イ) 四、四六六、九七一 }	—	—	—	—	—	—	—
エストニア	{ 二八、六九四(イ) 三、五〇〇(イ) }	—	—	—	—	—	—	—
フィンランド	—	—	—	—	—	—	—	—
フランス	五五、三二七〇	—	—	—	—	—	—	—
ギリシア	五六、六八〇(イ)	—	—	—	—	—	—	—
イギリス	四、三三三、九六二	—	—	—	—	—	—	—
アイランド	一五、〇〇〇(イ)	—	—	—	—	—	—	—
アイスランド	—	—	—	—	—	—	—	—
イタリア	三三、四三〇	—	—	—	—	—	—	—
日本	一七、〇〇〇(イ)	—	—	—	—	—	—	—
ニュージーランド	三三、六〇〇	—	—	—	—	—	—	—
カナダ	{ 一一、〇一〇 一〇、〇〇〇(イ) }	—	—	—	—	—	—	—
キューバ	—	—	—	—	—	—	—	—
ラトヴィア	一四、九八二	—	—	—	—	—	—	—
リトアニア	—	—	—	—	—	—	—	—
ルクセンブルグ	一三、六三七	—	—	—	—	—	—	—

メキシコ	{ 一、一七五 一、一七五 }	—	—	—	—	—	—	—
ニュージーランド	—	—	—	—	—	—	—	—
オランダ	一八四、一五四	—	—	—	—	—	—	—
オランダ領東印度	—	—	—	—	—	—	—	—
ノールウェイ	—	—	—	—	—	—	—	—
オーストラリア	{ 八二八、〇八八 三九、五三三(イ) }	—	—	—	—	—	—	—
パレスチナ	一四、八三三	—	—	—	—	—	—	—
ペル	—	—	—	—	—	—	—	—
ポロランド	二九四、三九七	—	—	—	—	—	—	—
ポルトガル	—	—	—	—	—	—	—	—
ルーマニア	三三、八六三	—	—	—	—	—	—	—
ロシア	—	—	—	—	—	—	—	—
スウェーデン	三六〇、三三七	—	—	—	—	—	—	—
スウェイツ	一八一、五〇一	—	—	—	—	—	—	—
スペイン	二二、五七八	—	—	—	—	—	—	—
南アフリカ	二、六七〇	—	—	—	—	—	—	—
チエコスロバキア	{ 三三、七三三 三三、五六六(イ) }	—	—	—	—	—	—	—
ハンガリー	二七、七二六	—	—	—	—	—	—	—



合衆國	二、八五三、二七(イ)	一	三七、六〇〇	六七六、〇三二	三、六〇六、七五八
合計	一七、七〇三、四三一	七、三三三、八四五	二、二二二、一〇九	四七一、四三九	三六、〇六二、七一一
一九二一年合計	三、四二二、八三六	七、〇六九、〇〇〇	三、七五九、一〇六	一、二五四、三二七	四六、二七三、二五三
一九二二年	一八、五〇四、三三〇	五、三五八、〇六四	三、〇三三、五三三	八三五、七五六	四〇、九二八、六二〇
一九二三年合計	二六、四〇六、三三二	五、二四五、八八九	二、三五四、五九三	四〇四、七〇〇	二一、九八〇、〇三七
(イ)は阿姆斯特ダムに加盟せず					三六、四七五、三三〇

英露聯合

かねてモスコフ及び阿姆斯特ダムの兩インターナショナルを合同して國際的労働

委員會

組合連動を統一すべき目的を以てイギリス労働組合評議會と全ロシア労働組合中央委

員會との代表者で組織した英露労働顧問委員會は、去る七月三十一—三十一日の兩日に亘つてパリに於て會合を催した、之はロシア側でイギリス炭坑夫後援に關して協議せんことを希望した結果であつたが、之より先全ロシア中央委員會では、イギリス總罷業の際に於ける評議會幹部殊にその左翼派に屬するパーセルス、ウエールズ、ヒツクス氏等の態度にあきたらざるところあり、イギリス労働運動の指導者を猛烈に攻撃せる決議を通過して發表したのであつた。パリの會合に於ては、兩國代表者間に忌憚なき意見の交換行はれたる如く、殊にイギリス側代表はロシア側に對して總罷業に關する決議の撤回を要求し、且炭坑夫後援は英露委員會の權限以外の問題なりとて

之に關する協議を拒絶したと云はれる。イギリス側の公表によれば「パリの會合に於てロシア代表は全國罷業中に於けるイギリス労働組合評議會幹部の行動に對してなせる非難諷刺を撤回すべきことを要求せられしが、その批評は正當なりとの理由にて撤回せざりき、従つてイギリス代表としてはロシア側の希望する如き炭坑爭議に關する討議には同意し得ず、唯ロシア側にて何等の提案あらば、之を本部に通達すべき旨を通じたり」と云ふ。

斯くてパリ協議會は何等決するところなく解散となり、英露の提携は之を以て終結するやに思はれたのであつたが、翌八月二十三日から二十五日まで再びベルリンに會合して、協議することとなつた。

ベルリンの會合に於ては、イギリス側の總代としてビュイ氏は、ロシア側に對して、パリ協議會の詳細なる模様を公表せることを責め、且ロシア側ではベルリン會合の議題としては先づ炭坑夫後援の件を討議すべしと云つたのに對して、イギリス炭坑爭議は英露委員會の權限外なれば、先づ國際労働運動統一問題につき協議すべきことを主張した。一方ロシア側ではあくまで炭坑爭議を重要問題として之を第一に討議せんとした結果、一時休會となるに至つた。斯くして協議再開後、ロシ



ア側では依然として炭坑争議が日程の第一事項たるべきことを強硬に主張した爲め、イギリス側讓歩して、之を議題に上程するに至つた。而して愈々討議に入るや、こゝに再び意見の衝突を見たのであつた。即ちロシア側では、イギリス炭坑争議は一イギリスのみの問題ではなく、國際的の無産者階級全般に關する問題なりとして、(一)英露委員會としてはイギリス炭坑夫のあくまで坑争を繼續すべきことを歓迎し、(二)この勝利の爲め全世界の労働者をして後援せしむべきこと、(三)石炭の輸入及び運輸を禁止し、(四)評議會としてはイギリス内に於ける之が實施の方法を講究せしめ、(五)一方運輸労働インターナショナルをして外國に於けるその實施にあたらしめ、(六)尙ほ各労働組合に訴へてボイコットと行はしめ、(七)各國炭坑夫をして英國へ輸出すべき石炭の採掘を拒絶せしめ、(八)アムステルダム、インターナショナルその他産業別のインターナショナルの消極手段を不可となし、(八)モスコフ及びアムステルダムの兩インターナショナルをして後援資金を各國に募集せしめ、(一〇)英露委員會としても各國の労働者に訴へて贖金せしめ、(一一)イギリスの總務委員會でも全國の組合間に寄附金を募集すること、(一二)ロシアの労働者のあくまでイギリス炭坑夫後援を繼續するを諒とすること、(一三)兩國とも、組合員一人につき一日一ペニーづつの贖金をす

るやうに勧誘すること、(一四)イギリス労働黨をして保守黨政府の炭坑主擁護を中止せしむること等の提案をしたのであつた。之に對して、イギリス側では前述の手段は大抵既に實行したことであり、且斯くの如きはロシア側がイギリス労働運動に命令を下すに外ならないと云つて、提案の承認を拒絶したのである。

ベルリンの會合は、右の如く炭坑争議の問題で意見の相異を見たが、次に共同戦線問題の討議に入つて、左の如き決議を通過するに至つた。

『一九二六年八月二十三日、二十四日及び二十五日に亘つてベルリンに會合せる英露聯合顧問委員會は各國の現状及びその結果として必要なる労働者階級の任務を考慮し、茲に國際労働組合運動の統一及び労働組合の單一インターナショナル創立の爲め一層斷然たる處置をとるべき必要を認める。

『本委員會は、アムステルダムと全ロシア中央委員會との聯合大會を召集して統一を實現せんとする一九二五年十二月のベルリン協議會に於ける決議が、アムステルダム側の無條件にロシア側と會合するを好まざりし爲め成功せざりしことを遺憾とする。



『然しながら本委員會は、あくまで國際労働組合運動の眞の統一實現の爲め一層努力せんとするものである。それが爲め第一歩として茲に本委員會はベルリン協議會に於ける決議を確認するものである。即ちそれによれば、イギリス労働組合評議會總務委員會は英露委員會に於て協定し、その後總務委員會及び全國大會の批准を経たるその義務、即ちその主催の下にアムステルダムとロシア組合との無條件會合を開催すべき義務を即刻果すべきである。』

本委員會はイギリス労働組合評議會總務委員會が、該會合を本年十月末までに開催せんことを勧告する。』

## 第二インターナショナルと國際聯盟

一九二六年八月二十八日及び二十九日に亘つてチューリヒの本部で開催した第二インターナショナル執行委員會では、かねて問題となつて居つた國際聯盟との關係を討議の結果、國際聯盟に對するインターナショナルとしての態度及び

現在の國際聯盟を民主化すべき政策等に關する明確の決定は、次回の大會（一九二八年ロンドンにて開催の豫定）に於てなすべきことに決した。

この問題が起つたのは、フランス社會黨のボンクール氏が、エリオール内閣當時政府代表として聯

盟に派遣されたまゝ、社會黨が内閣脱退後も留任して居つた結果であつた。インターナショナルの執行委員會としては、社會黨員が各國の代表として聯盟に派遣される結果、インターナショナルの原則を普及せしむる上に充分有力なることを承認するのであるが、それらの社會黨代表者が、國際平和及び國際社會主義運動を振興する上に於ては、左記の條件が必要であると云つて居る。

- (一) 各社會黨は、あらかじめその黨員が國際聯盟總會又は理事會に代表として参加すべき條件を定め置き、且その時の事情及び政府の指令が労働運動の一般的利益及びインターナショナルの決議に相反せざるや否やを常に調査すべきこと。
- (二) 聯盟派遣代表とその所屬政黨との間には絶えず密接の聯絡をさるべきこと。
- (三) インターナショナルは聯盟に提出さるべき問題を組織的に研究し置き、それに対する態度を定め、以て各國社會黨及びその代表者の行動の基礎たらしむること。

八月下旬の執行委員會では、國際聯盟民主化の件を調査すべき特別委員會を任命して、次回大會にその報告を提出せしめることになつた。

次に執行委員會は、八時間労働制に關する問題を上程して、イタリア政府が一日一時間の作業時間延長を許可したことはワシントン條約違反にして且イタリア労働者のみならず、各國労働階級に挑戦せるものなりとし、又イギリス政府が炭坑八時間制を許可せるは、各國炭坑夫の脅威なりとの



決議をした。

**國際社會主義婦人大會**

八月下旬の第二インターナショナル執行委員会の決議によつて十二月五日ブルユツセル市で開催した社會主義婦人國際大會は、十ヶ國の代表三十名列席、兼て問題となつて居つた社會主義婦人國際委員會組織の件を討議した。而して委員としては各國から一名乃至三名の代表者を出すべく、且それらの代表者は自國の社會主義團體の信任せるものたるべきことが決議された。之は一九二五年マルセイユに於ける第二インターナショナル大會の際、ハンプルグ婦人大會委員の主唱で開催された會合の決議に基くものであつて、今回のブルユツセル大會に於て愈々その規約綱領を作製したのであつた。而して委員會としては、ポツプ夫人（オーストリア）、ローレンス嬢（イギリス）、ユハツ夫人（ドイツ）、ベルチエー夫人（オランダ）、ブヂンスカ夫人（ポーランド）が任命され、ポツプ夫人は婦人委員會代表として、第二インターナショナル執行委員會に参加することゝなつた。

**ブルクセンブルク國際會議**

ドイツの國際聯盟加入及び獨佛労働者代表會見の結果成立せる獨佛親善關係から生ずる諸問題の打合せをなす目的を以て、ドイツ社會民主黨主催で召集したイギリスブルクセンブルクに於て開催された。列席代表はイギリスのウイリアム・ロバーツ及びクリーズの兩氏、フランスのブルユーム、ポール・ボンクール及びオーリオルの三氏、ベルチツクはド・ブルケール氏で、ドイツ側には前大臣四名が参加した。

第一日にはドイツ側で主催者として原案を提出し、委員會を任命して、宣言書の起草をすることになつた。草案の討議十二時間に亘つて第二日目に發表された聯合宣言書は、歐洲の平和維持を説き、民主主義と國際平和の將來を危からしめるものとしてフアスシズムに反對せるものであつた。即ちライン及びザール流域地方の即刻撤兵を要求し、國際聯盟をして軍縮會議を迅速に召集せしめドイツにある聯合國軍事管理委員會を撤退して、ドイツをして各國と平等の立場に於て武備制限を行はしめんとし、進んで國際聯盟をしてロカルノ條約實施を監督すべき機關を設置せしめ、各國の戦債を取消にし、ドイツの賠償責任は被害地方の物質的損害に止むべきことを要求したものであつた。而して最後に、最近組織されつゝある産業上の國際トラスト管理統制の民主化及び八時間制ワシントン條約案の批准を主張して居る。



ルクセンブルグ會議は、右の宣言書を可決して散會した。

**スカンヂ  
ナヴィア  
バルト組  
合大會**

由來スカンヂナヴィア諸國間には、單に國民若しくは民族としてのみならず、労働運動としても密接なる聯絡關係の維持されて居つたことは、各國周知の事實であつてそれらの國々の労働運動の各方面に亘つて緊密なる應援提携の實をあけんが爲め、最初の聯合大會が開催されたのは、實に一八八六年スウェーデンのゴテンプルグに於てであつた。當時スカンヂナヴィア諸國を通じての單一の労働組合中央統制機關を設置すべき提案があつたがそれは實現せらるゝに至らず、僅かに皮革加工労働者のみの中央機關が一八九四年に組織され、今日でも本部をコッペンハーゲンに置いて居るのみである。同機關の會長ヤ・ペ・エンソン氏はスウェーデン人にしてデンマルクに歸化し、デンマルクの國會議員として、又コッペンハーゲン市會議員として活動したこともありスカンヂナヴィア労働運動を表徴化する如き人物であると云はれて居る。以上の如くスカンヂナヴィア諸國を統合せる労働の單一統制機關は設置されなかつたが、十九世紀末にはデンマルク、ノールウエイ及びスウェーデンには、各々全國中央團體は組織され、爾來スカンヂナヴィア諸國労働者大會は屢々開催され、最後の大會は一九二〇年コッペンハーゲンに於て舉行

され、一方國際的聯絡機關として聯合委員會が常設されて居つたのであつた。而して各組合間には一種の互惠協定が締結されて居つて、情報の交換等は勿論、組合員の移住の際に於ける便宜、爭議手當支給、種々なる施設が設けられて居つた。

最近アムステルダムインターナショナル本部では、スカンヂナヴィア及びバルト海沿岸諸國の労働組合間の親善協調を促進し、それらの北歐諸國間の一層密接なる提携を確立せん爲め、主唱者として大會を召集したのであつた。

この大會は一九二六年十二月六日及び七日の二日間に亘つて、ストックホルムに於て開催されデンマルク、スウェーデン、ノールウエイ、エストニア、フィンランド、ラトヴィア及びリツアニアの七ヶ國代表四十二名列席、ズウェーデン代表トルベルグ氏議長として會議は進められた。アムステルダムのインターナショナルを代表せるオウドグースト氏の開會の辭に次いで、スカンヂナヴィア及びバルト諸國の労働組合運動の發展及びそれらの諸國間の聯絡關係を一層細密にすべき諸種の問題につき討議があつた。フィンランド代表の共產黨員ベツカラ氏は世界労働組合大會召集の議を提出したが、今回の大會の目的は代表を派遣せる國々の労働組合間の協調にあるとの理由で、上程



されなかつた。フィンランドの労働組合はアムステルダムに加盟してゐないから、孤立になると云つたものもあつたが、之に對してオウドゲースト氏は大會提出の決議案が凡てフィンランドの加盟を豫想して起草されて居る旨を説明した。決議案は、フィンランド代表四名及びノールウェイ代表一名の反對があつたばかりで、凡て満場一致で可決した。

決議の第一はバルト沿海諸國の労働組合運動に關するものであつて、將來それらの國々の少壯労働組合員を組合組織研究の爲めバルト諸國へ派遣すべく、各組合本部にそれに對して必要の財政的援助を與へしめんといふのであつた。而してバルト諸國の組合大會の際には各代表者を列席せしめ且情報事業を一層擴張すべきことを勧告して居る。次の決議は、スカンヂナヴィア及びバルト諸國の組合間の聯絡に關するものであつて、デンマルク、スウェーデン及びノールウェイ諸國の労働組合中央團體では、各三名づゝの代表者を選出してスカンヂナヴィア聯合労働組合委員會を設置し、同委員會はノールウェイがアムステルダムに加盟すると同時に活動を開始すべきこと及びバルト沿海諸國間にも同様の聯合委員會を組織すべく、その準備としてエストニアの労働組合はアムステルダムに加盟すべきこと、而して必要な場合には右の兩委員會は聯合會議を開催すべきことを決議し

たものであつた。第三の決議は、右の提案に對するノールウェイ側の同意を表したもので、この種の組合間の協力聯絡の條件を決定する爲め適當の機關と相談すべきことを述べてある。最後にバルト諸國側の決議として、第一及び第二の決議中にある要求に關して、この種の計畫の成功はバルト諸國の組合機關雜誌の活動に俟つもの多きことが特に力説されて居る。この事はスカンヂナヴィア諸國に於ても同様であるとは議長トルベルグ氏も云つて居る。

斯くして北歐諸國の労働組合運動を結束統合すべき第一歩は終了したが、今回の大會に際して、アムステルダム本部がバルト沿岸諸國をも招集せるは意義あることであつた。フィンランド、エストニア、リツアニア、ラトヴィア等の新興國に於ける労働界は、左右兩派の極端なる確執や反動派の活躍の爲め、動搖常ならず、最近の情報によれば、フィンランドでは、最近の總選挙の結果十二月十三日社會民主黨内閣組織せられ、閣員中には國際労働界知名の人々多く、労働組合總同盟會長の如きも無任所大臣の一人となつて居るが、就任後發表となつた政見によれば、社會政策的方面に於ては、僅かに八時間制條約案實施、労働保險制度の確立の如き項目を指摘し得るにすぎず、社會黨政府としては大して有力とも云へない状態である。次にリツアニアでは、最近労働組合運動漸く盛大



となり、昨秋全國總同盟を組織してアムステルダムに加盟を申込みに至つて居るが、十二月十七日  
 スメトナ將軍のクーデターあり、人民黨及び社會民主黨の聯立内閣を倒壊して、自ら大統領として  
 フアスシスト政府を組織するに至つたが、目下のところ新政府は必ずしも労働組合運動は壓迫しな  
 い模様であるが、共産主義運動に對しては嚴重なる取締を行ふべく豫期されて居る。ラトビア亦政  
 情穏やかならず、昨年十二月中旬右派社會黨内閣就任後市民自警團は學生其他反動運動と提携し  
 てクーデターを行はんとの噂もあり、エストニアは過去數年間労働組合迫害を以て知られて居り、  
 殊に外國團體への加盟は嚴禁されて居り、鐵道従業員の團結權は認められざる一方、労働條件の劣  
 悪なる従業時間一日十四時以上に亘る例さへ多き状態である。この際アムステルダム本部が主催者  
 として、北歐諸國の労働組合運動の確立に盡力せるは、最も注目すべき事件であると云へよう。

第八回國

第八回國際労働會議は五月二十六日より六月五日迄、瑞西ジュネーヴに開かれた。

際労働會

三十九箇國より代表團を派遣したが、内二十八箇國は完成代表團（政府代表二名、雇  
 議 傭主代表一名及び労働代表一名を具備するもの）を派遣し、他の十一箇國は諸種の理  
 由からして不完全代表團（前記四名より成る完全代表團を具備しないもの）を送つた。

第八回會議の議題の事項を表示すれば次の如くである。

(甲)國際労働局理事會に依つて決定された議題事項

一、船舶上に於ける移民監督の簡單化。

(乙)前記以外正式に總會に提議せられたる事項。

一、總會に提出したる局長の報告書に就ての考察（海上労働に關する部分を除く）

二、議事規則の改正に關する理事會の提案に就ての考察。

三、ヴェルサイユ條約第四百八條に基き提出されたる報告書を審査する爲總會に依つて特別委員會を設置  
 すべき旨の理事會の提案に就ての考察。

四、所定の期間内に労働局に提出されたる左記諸決議案に就ての考察。

(イ)アフリカ及びアメリカに於ける土人及黑人労働の生活状態並に労働状態の調査に關する決議案（印  
 度労働代表ララ・ラザパット・ライ氏提出）

(ロ)國際労働局支局を印度に設置する決議案、（印度労働代表ライ氏提出。）  
 (ハ)失業に關する決議案（スイス労働代表シュルヒ氏提出）

第八回國際労働會議の成績

- 一、船舶上に於ける移民監督の簡單化に關する條約案 七二票對三五票にて採擇
- 二、船舶上に於ける移民婦人及び女兒の保護に關する勸告 八九票對一九票にて採擇
- 三、移民船上に於ける通辯に關する決議 七五票對一九票にて採擇



四、年報審査會の任命に関する決議

六六票對三三票にて採擇

五、議事規則の改正

(一) 二重討議手續の確立

(二) 代表及び顧問の委員會に對する參加の認容

六、其の他總會の採擇したる決議

(イ) 土人勞働狀態の調査に関する決議

(ロ) 勞働の科學的組織に関する決議

(ハ) 失業に関する決議

(ニ) 時間制條約案に関する決議

(ホ) 印度に支局を設置することに関する決議

因に日本の代表は政府代表宮崎清則氏及び前田多門氏、雇傭主代表松方幸次郎氏、勞働代表崎猪太郎氏である

### 第九回國

第九回國際勞働會議は第八回會議の閉會の翌々日、即ち六月七日よりバーナム卿を

### 際勞働會

議長として開催せられ、三十八ヶ國よりの諸代表總數百二十七名、代表補缺員十二名

### 議

諸代表の顧問百二十一名、補缺顧問二名後計二百六十二名の出席の下に(日本代表は

第八回と同じ)六月二十四日迄に十七回の會合を行ひ條約案二個、勸告二個を採擇したる外、多數の決議を通過して終了を告げた。

第九回國會議は海上勞働問題のみを取扱ふ第二回目の會議であつて、その正式の議題は次の二つであつた。

(一) 海員雇傭契約條項に関する規則の國際法典化

(二) 海員の勞働條件の監督に對する一般原則

右の外、第八回會議に提出された、國際勞働機關の活動に関する國際勞働局長の報告書中海上勞働に関する部分の検討並に國際勞働局理事會の設置せる聯合海事委員會の委員會改選等の諸問題が論議されたのであつた。

第九回會議は海員勞働條件監督の一般原則に関する勸告、船長及練習生の送還に関する勸告、海



員送還條約案、海員雇傭契約條項に關する條約案、の二條約案及勸告の外

(イ) 海員雇傭條約案より除外された漁業及び其他の形態の航行に對する雇傭契約條項の問題を近き將來の總會の議題とすべしとするもの

(ロ) 外國港に取殘されたる漁夫の送還を確保する措置を執ることを各國政府に要請するもの

(ハ) 労働者が雇傭契約條項の侵害殊に許可を得ざる下船又は缺勤に依るものに關する處罰に付更に調査し此の問題を國際的に取扱はんとする目的を以て此の調査の結果を聯合海事委員會に提出すべしとするもの

(ニ) 船舶上に於ける労働時間の規則問題を一九二八年の特別海事總會の議題とすることを労働局理事會に要求し、此の問題を聯合海事委員會の次回の正規會合に提出すべきことを要求するもの

(ホ) 陸上に於ける海員の福利の調査を續行すべきことを労働局に指令し、勸告を採擇する爲に此の問題を近き將來の總會の議題となし得るや否やを考慮することを理事會に要求せるもの

(ヘ) 海綿採取業、眞珠採取業等に於ける労働状態に關する情報の蒐集を労働局に要求せるもの

其他、各國書記の任命手續に關する決議、國際的團體の提起せる代表者資格抗議の審査に關する決議等が採擇された。

労働日誌

一月

- 一日 △アメリカ炭坑罷業解決交渉不調につき延期。
- 二日 △ベルシア新王リザ汗暗殺未遂の風説。  
△昨年ソフィア爆弾事件以來施行せるブルガリア軍政撤去。
- 三日 △ガンター氏政治運動中止、今後一箇年間手工紡績發達に専心する由。  
△ギリシア首相パンカロス將軍、獨裁制施行。  
△ブルガリアのツァンコフ内閣辭職。
- 四日 △イギリスの炭坑調査委員會、炭坑國有及炭坑會社合同賛成。労働時間一日八時間。一週五日間提案。  
△ヘーグにて千フランの偽造紙幣多數發見、前大臣其他ハンガリアの名士檢舉さる。復辟運動に關係ありと。
- 五日 △カナダのケーブ・ブレトン鐵礦失業者暴動。  
△馮玉祥氏、ロシア亡命。
- 六日 △アメリカK.K.K團員六百名、同團の運動は國民生活を脅威するものとの理由にて脱退。
- 七日 △ベルシア新王リザ汗暗殺事件否認さる。
- 八日 △ベルサツク社會黨、平和運動開始。外相ヴァンデルヴェルド氏アルヌツセルにて有色人種問題解決を



説く。

- 十一日 △アメリカ罷業炭坑夫代表、炭坑主側提出の争議調停案反対につき、直接交渉不調。
- △フランス社会黨大會、ブリアン内閣不参加決議。
- △ハンガリア民主黨、ホルチ攝政の即刻辭職要求。
- 十三日 △イギリス汽船乗組無線電信技手罷業解決す、罷業者約千五百名に達す。
- 十四日 △ペツピノ・ガリバルデ將軍、イタリアのファシスト政府倒壊の爲めフランスに於て募兵中。
- 十五日 △合衆國大統領、ベンシルヴァニア炭坑大罷業の調停拒絶。
- 十八日 △アメリカ無煙炭坑罷業解決の見込なく、ウェールズ産炭輸入の議起る。
- 十九日 △汽船乗組無線電信技手罷業に關し、イギリス労働大臣、調査裁判所任命拒絶。
- 二十日 △香港代表者の廣東罷業解決盡力失敗に終る。
- △フランス坑夫聯合會全國委員會、一月三十一日までに賃金値上實施せずば全國總罷業に訴ふべき旨決議。
- 廿一日 △かねて賃金問題につき争議中なりしイギリス全國鐵道從業員組合の代議員大會、去る十二月八日附全國貨銀協定會議判決反對決議。
- 廿三日 △合衆國炭坑罷業解決。罷業前の契約今後五箇年有効の協定成立。
- △ベルリン市内失業者増加、合計二十一萬一千人に達す（人口十九人毎に一人失業の割合）。
- 廿四日 △ベルグラードの共産黨員多數、ユーゴスラア皇室轉覆革命陰謀發覺の爲め逮捕さる。軍隊も關係せりと。

二月

- 廿五日 △ツローン造兵廠労働者賃銀値上大示威舉行。其他フランス官業労働者リル、リオン、マルセイユ、ナント、ブレスト各地に示威。
- 廿九日 △イギリス全國鐵道從業員組合代議員大會、罷業反對及賃銀協定會議判決少數の差にて可決。
- △オーストラリア共産主義取締法案議會へ提出。
- △廣東の排日運動開始、埠頭労働者、二月一日より日貨荷役拒絶。
- △スペインのプリモ・デ・リヴェラ政府倒壊革命計畫あり、自由黨より無政府黨に至る左派結束、軍隊内の共和黨と聯合す。
- △アメリカ鐵道車掌及び機關手組合、一九二〇年鐵道労働會議決定の賃銀率復活要求、三月一日までに會社側回答を求む。
- 三十日 △イギリス労働省、八時間労働制國際會議召集。フランス、ベルグツク、イタリヤ、ドイツ列席承諾。
- 二日 △廣東政府、日貨排斥運動中止を命ず。上海在住十四箇國代表者、第三インターナショナル及び共産主義反對の團體組織。
- △ギリシア共産黨員の首相パンゴラ將軍暗殺計畫發覺。
- △イギリス國會開院式勅語中に八時間労働實施協定の爲め國際會議召集の趣明記さる。
- △イギリス労働黨、共産主義の地方労働黨除名實行。
- △合衆國炭坑罷業解決條件につき交渉中の勞資代表、協定不成立。
- 三日 △昨夜リスホンの砲兵聯隊革命を企つ。政府軍直ちに鎮壓。



- 四日 △イギリス船乗組無線電信技手、罷業調停附議承諾。
- 五日 △イギリス労働黨、産業國有案下院に提出。  
△アルガリア議會、一九二二年以後の政治犯人特赦案可決。政治犯約七五名釋放の豫定。  
△ドイツ參議院、労働裁判所法案協賛。
- 六日 △イギリス労働黨の國有案否決。同内閣不信任案否決。
- 九日 △南アフリカ議會、印度人其他有色人労働者移入禁止案可決。
- 十一日 △スヘインの無政府黨員、首相ド・リヴェラ伯暗殺を企つ。
- 十二日 △アメリカ無煙炭々坑大罷業解決。  
△アルサス・ロレーヌ鐵道従業員罷業決定。原因はフランス政府の態度に反對の爲めなりと。
- 十三日 △イギリス汽船乗組無線電信技手罷業、直接交渉不能の爲め調査裁判所附議決定。
- 十五日 △ロンドンの無線電信技手罷業者大會、雇主側提案反對。
- 十六日 △イギリス政府、七時間労働制廢止、八時間法案上程計畫。  
△アメリカ炭坑夫組合、無煙炭々坑罷業解決條件批准。
- 十八日 △イギリス無線電信技手罷業解決。
- 十九日 △アムステルダムのインターナショナル、モ、コー赤色インターナショナルとの合同反對に決す。
- 二十日 △フランス坑夫聯合會の賃銀値上要求爭議地方的に解決、罷業の虞なし。
- 廿四日 △ベルザック社會労働黨大會、フラスノスト反對の爲め赤衛軍組織決議。
- 廿六日 △ロンドンの機械工罷業に對し全國雇主聯合會三月五日までに復業せざば全國ロックアウト敢行の旨通知。

廿七日 △上海日本紡績會社罷業者暴行。

三 月

- 一日 △上海紡績工罷業形勢險惡。  
△罷業中のロンドン印刷機械製造會社職工、機械工の七組合の復業勸告拒絶。
- 二日 △奉天製麻會社職工罷業。共產主義者活動の噂あり。上海の日本人經營紡績工場罷業擴張。
- 三日 △上海内外棉會社職工復業。
- 五日 △イギリス機械工の七大組合幹部、爭議の擴大防止の爲め、ロンドンの罷業者の復業勸告。  
△奉天の罷業解決せず、罷業者示威運動中暴行。
- 六日 △廣東罷業氣勢衰ふ。  
△ロンドン機械工代表大會、ロンドン労働者賃一週二十シリング値上、地方的罷業票決案及び全國協定廢棄案決議。爭形勢重大化する。
- 八日 △印度自治黨議員全部議場退席。  
△上海紡績工罷業終了。
- 十日 △イギリス保守黨政府任命の炭坑業調査委員會報告發表。炭坑國有案炭坑業補助政策及び雇主側提案の時間延長賃銀値下案に反對。  
△ロンドンのロバートホウ印刷機械製作所罷業者大會、機械工組合の復業勸告拒絶。全國七組合執行委員と雇主協會長サー・アラン・スミス氏會見の結果、十八日までロックアウト實施延期となる。



- △バイエンスル議會、ドイツ政府の八時間制ワシントン條約批准反對案上程。
- △イタリア上院、政府提出の勞働組合認可及び産業裁判所法案を大多数にて可決。
- △イギリス政府主唱の八時間制實施國際會議ロンドンにて開議、フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー各國の勞働大臣及び代表出席。
- △ゲヌツセルドフ及びケルンの勞働者大示威運動。共產黨活躍。
- △マドラス議會の自治黨側議員二十三名、全印度國民大會の決議に基き同盟退席。
- △ロンドンの印刷機械工復業せず。雇主側明後日よりロツクアウト實施に決す。他工場にても同一手段に出づる筈。
- △ロンドンの印刷機械工場勞働者復業につきロツクアウト實施せず。
- △北京の學生及び共產主義者、太沽砲撃事件に關する決議提出の爲め内閣訪問、守衛と衝突死傷者百餘名出づ。
- △北京政府、共產主義運動取締を命ず。
- △廣東クーデター。蔣介石一派、共產派を驅逐す。
- △イタリア社會黨首領マツテオッチ氏暗殺事件公判終了、犯人三名各五箇年間禁錮に處せらる。
- △イギリス政府、炭坑業調査委員報告受理關係者双方にて承諾の上將來立法の資料として利用の筈。
- △イタリア政府、ファシズム反對者の公権剝奪令を海外亡命中の社會黨前代議士アントニオ・ヴァチルカ及びアンジェロ・トネロ兩氏に適用。

四月

- 一日 △イギリス炭坑主、政府炭坑業調査委員報告に對し答辯書發表。炭坑主側としては昨年と態度變更せざる旨聲明。坑夫組合側、賃銀値下及び全國最低率制廢止にあくまで反對に決す。
- 二日 △カルカッタ市の印度教徒示威運動中回教徒と衝突、死傷者多数、市内混亂。
- 四日 △ゲノヴィエフ氏、レニングラドソヴイェット議長罷免。
- 五日 △イギリス獨立労働黨第三十五回大會、ワイトレー・ベイにて開催。ジョウエツト氏議長となる。
- 七日 △廣東罷業團、廣東及び香港政府代表の交渉成立次第解散の筈。
- 九日 △カルカッタ市附近のゴウリボレの紡績工場にて白人が印度人職工を殺害せるに抗議の爲め罷業。
- △イギリス坑夫代議員の會合にて組合執行委員會雇主側提案拒絕勸告。
- △昨夜ギリシア軍人サロニカ附近にて叛亂、直ちに鎮壓さる。首謀者は昨年追放となりシプラスチアス將軍の由。
- 十日 △北京の支那國民軍クーデター。
- 十一日 △第二インターナショナル執行委員會、チューリヒの本部にて開催。
- 十二日 △第三インターナショナル大會に出席せる中央及び南アメリカ共產黨員、執行委員會の專制的態度其他にあきたらずとの理由にて脱退聲明。
- △イギリス炭坑夫代表、イギリス炭坑罷業の際ベルザツクの石炭輸出防止協定の爲め、ベルザツク坑夫組合と打合せ。
- △ロシア消費者組合、ジュネーヴに開催さるべき國際經濟會參加拒絕。



△第二インターナショナル執行委員会、イギリス獨立労働黨提出の第三インターナショナルとの合同案を二四七票對三票にて否決。

十三日

△イギリス炭坑夫聯合會、政府の炭坑調査委員会報告の爭議解決條件に對する回答を雇主側代表に提出。雇主側要求の從業時間延長及び地方別賃銀協定に反對。

△ロシア政府、國際聯盟の軍縮會議準備協議會參加拒絕。

十四日

△合衆國イリノイス州ハリソンにて選舉運動中K.K.K.團員と反對衝突。

△合衆國イリノイス州ハリソンに戒嚴令施行。

△張作霖氏、ロシア大使カラハン氏其の他ロシア官憲の即刻退去要求。

△運輸労働組合、炭坑罷業の際後援を約す。昨日炭坑夫代表。雇主側と會見。本日雇主側労働大臣訪問。労働組合議會産業委員会代表首相と會見。

△パリの吏員増給要求、示威運動中警官と衝突。

十五日

△今朝イギリス下院の行政整理案討議終夜會議に於て労働黨議員十三名登院禁止となるトマス氏、議長不信任案提出の答。

△イギリス炭坑夫代表、首相と會見、雇主側より交渉不調の旨報告。

△ニューヨーク曳船々夫約三千人罷業。

十六日

△國際炭坑夫聯合會のブルユツセル會議、各國炭坑業調査決議。イギリス炭坑罷業對策及び各國炭坑夫總罷業の際に於けるインターナショナル本部の行動につき協議。

△ニューヨーク港曳船々夫罷業解決。

△イギリス機械工の全國賃銀値上交渉不調。組合側 ロンドン地方罷業計畫。

十七日

△帝國婦人ギルド主催の大罷業反對示威運動ロンドンにて舉行。参加者約二萬。

△アルユツセルに開催中の國際炭坑夫聯合會大會、イギリス炭坑罷業の際各國炭坑夫同情罷業敢行決議、運輸労働インターナショナル應援を約す。

十九日

△カルカツタのゲニート工場労働者約三萬五千人、賃銀値下反對の爲め罷業。去る七日罷業せしゴウリボレの紡績工爭議解決。

二十日

△モスコの赤色インターナショナル書記長ロソウスキー氏、イギリス側炭坑夫爭議後援につきアムステルダムに協力申込。

廿二日

△イギリス炭坑夫との雇主側の會見交渉不調に終る。雇主側はあくまで全國最低賃銀制度を認めず地方毎に賃銀率決定主張。

△ベルザツク社會黨員、ラルーヴェールにてファシスト反對運動舉行、ムツソリニ氏の人形を焼却。

廿三日

△イギリス炭坑夫聯合會及び炭坑主代表、首相の勸告により爭議解決の爲め交渉委員会設置。

△イタリアのファシスト黨員數四月二十日現在合計七十四萬二千人に達すと本部報告。

廿六日

△ニュー・サウス・ウェールズ、ヴィクトリア及びタスマニアの炭坑夫賃銀値上要求、罷業の模様あり。

△國際聯盟主催の國際經濟會議準備委員会開始。

△北京に入れる奉天軍、共產主義者迫害開始奉天の太東印刷會社従業員、紙幣下落につき、待遇改善五箇條の要求作製、罷業の虞あり。

廿九日

△イギリス炭坑爭議交渉尙ほ不調。労働組合議會執行委員会、炭坑夫側後援決議。

卅日

△イギリス炭坑爭議交渉遂に不調。今夜よりロツクアウト實施につき、政府非常令施行及びかかれて組織セスO.M.S活動準備。



# 五月

三七六

- 一日 △各國メーデー祭舉行。  
△イギリス炭坑罷業開始。政府、一九二一年非常法令施行準備、ウェールズ、ランカシャー及びスコットランドに軍隊出動及び各地食糧品飲用水及び電気配給着手。労働組合議会、来る四日より全國各種産業同盟罷業開始決定。
- 二日 △炭坑争議に關してイギリス首相と労働組合議会代表と會見、夜半まで折衝の結果不調。
- 三日 △イギリス労働組合議会、政府の總罷業實行中止要求に對する回答發表。  
△ドイツ炭坑夫、イギリス炭坑罷業後援聲明、尙ほルール地方産炭輸出防止の爲めオランダ運輸労働者と協議。
- 四日 △イギリス政府の總罷業對抗團體員募集開始。  
△午前零時よりイギリス全國同盟罷業開始一九二〇年非常權法による非常狀態宣言さる。O.M.S政府に移管さる。
- 五日 △運輸労働インターナショナル、各國加盟組合にイギリス總罷業後援の爲め輸出炭積込拒絶を電訓。  
△イギリス總罷業形勢險惡。罷業者側新聞發行。  
△カナダ、オーストラリア、印度、フランス及びドイツ労働組合、イギリス總罷業援助決議。ノールウエイ政府、石炭コークス輸出禁止。アメリカ労働總同盟會長、イギリス罷業者には同情すれど援助の義務なしと云ふ。
- 六日 △イギリス政府の總罷業對策着々成功、交通機關漸次運轉開始。ハイド・パークにて煽動演説を行へる共

- 七日 △上海内外棉工場労働者十二名解雇の爲め全員罷業、暴動あり。  
△イギリス總罷業第四日。政府、罷業者暴動鎮壓嚴命、軍隊武力使用の虞あり。雨天の爲めロンドン靜穩各地の騷擾報ぜらる。今日までの罷業者合計約百萬と政府報告。ランカシャーの紡績工場休業始まる。  
△デンマルク労働組合、イギリス炭坑夫同情罷業豫告。ロシア各港にも同情罷業起る。モスコイ労働組合中央委員會、寄附金送附。ドイツ労働總同盟、イギリス總罷業に財政的援助決議、フランス、ベルグック及びドイツ労働組合イギリス炭坑夫に同情の爲め二十四時間罷業の豫定。  
△かねて争議中のニューサウス・ウェールズの炭坑夫三萬人、明日より罷業に決す。  
△ニカラガの自由黨、太西洋岸占領、革命成功。  
△ポーランドの右翼政黨合同、フラスシスト黨組織完了。
- 八日 △イギリス總罷業第五日。労働組合議会、ロシアの送金四十五萬ルーブル返却。鐵道運轉開始、ロンドンの商館休業するもの多し、タンク隊出動。政府新聞用紙徵發。従業中の組合員賃銀の五パーセントを失業基金に贈出決議。坑夫聯合會書記クック氏及び坑夫インターナショナル書記ホツマス氏、坑夫インターナショナル、と協議の爲め飛行機にてオランダに出發。
- 九日 △イギリス總罷業第六日。争議解決に關して御前會議開かる。軍隊食糧品を輸送す。  
△オランダに開催せる坑夫インターナショナル執行委員會、イギリスに石炭輸出防止決議、運輸労働インターナショナル、イギリス行石炭荷役拒絶。炭坑業國際管理案提出さる。
- 十日 △イギリス總罷業第七日。政府、炭坑調査委員と總罷業解決策協議、労働組合、労働黨の後援要求。各



地に暴動あり、暴行者嚴罰に處せらる。

十一日

△カナダ、フランス其他各國労働者、イギリス總罷業資金募集。フランス船員失業者、英船乗組拒絶。  
△イギリス總罷業第八日、政府取締愈々嚴重、夜首相、労働組合幹部に會見申込。印刷工組合、復業要求。自由黨議員サー・ジョン・サイモン、下院にて罷業解決案提出。組合側午前一時まで協議。  
△ドイツ共和國倒壊大陰謀發覺。

十二日

△今朝労働組合議會代表、首相訪問、午後一時十七分總罷業中止命令。政府各國罷業資金寄附禁止。坑夫聯合會執行委員會、労働組合議會の罷業解決案反對決議、全國代議員會召集。  
△ポーランドに武力革命起る。前大統領ヒルスツキ軍部下の軍隊ワルショイ占領。大統領及び右派政黨内閣之に反抗。全國動亂。

十三日

△ドイツ全國戒嚴令施行。  
△イギリス全國總罷業參加組合員復業につき雇主側從業條件低下要求の爲め、各地方組合罷業繼續。鐵道労働三大組合。罷業繼續命令。夜、炭坑夫代表首相と會見。

十四日

△ロシア労働組合、イギリスの送金返還受領尙ほ後援資金募集繼續。  
△ポーランド社會黨、全國總罷業宣言及革命軍後援。  
△イギリス總罷業參加組合員復業問題未解決昨夜鐵道其他交通労働復業協定成立。印刷工復業せず。政府、炭坑争議解決案發表。

十五日

△ポーランド革命成功、大統領及び首相逃亡後辭職、労働組合の多數ヒルスツキ氏後援。夜、總罷業中止。  
△イギリス炭坑夫代議員大會、復業困難なる他組合應援決議。ドック労働者復業決定。

△ドイツ、フランス、ベルヂック、ルクセンブルグ、及びザール地方炭坑夫來る十八日パリにて大會開催の豫定。

十六日

△ポーランド革命内閣組織。大統領選舉準備。  
△イギリス印刷工復業協定成立。

十七日

△國際聯盟の軍備縮小準備會議開始。

十八日

△イギリス鐵道從業員復業に關し紛争起る。  
△ポーランド社會黨、ヒルスツキ氏を大統領候補者に推薦。

十九日

△イギリス工業主、争議に關係なき組合員の總罷業參加防止の爲め労働組合法改正要求炭坑主及び坑夫代表交渉不調。坑夫聯合會ロシアの罷業資金寄附三萬六千ポンド受領。

二十日

△運輸労働インターナショナル、イギリス行石炭荷役禁止解除。  
△イギリス坑夫聯合會代議員會、政府の争議調停條件反對。雇主側政府の炭坑合同及び全國賃金裁定會議案反對。

廿一日

△チエコスロバキアのアスシスト黨、ブラーグにて大示威運動舉行。大統領親獨政策攻撃。

廿四日

△ドイツ共產黨員、ベルリンにて『閱兵式』舉行。

廿八日

△ホルトガルに叛亂起る。

廿九日

△イギリス非常權法令適用繼續。  
△ホルトガル叛軍大統領に獨裁制要求。  
△ホルトガル内閣辭職。

三十日

△上海の總工會、昨年五月三十日事件記念日舉行、全市戒嚴令施行。市内暴動あり、外人負傷者二十名



十一日

△ヒルズグキー氏、大多数にてポーランド大統領當選。就任辭退。

△ホルトガル叛軍革命成功。

△イギリス炭坑夫ロツクアウト第五週目、罷業資金窮乏の爲め地方炭坑夫間に軟化の氣勢あり。政府の炭坑業補助金交附期限満了。

△フランス共和主義社會黨(パンルヴェ氏一派)及び獨立社會黨(アリアン氏一派)合同、マルクシズムの原則反對聲明。

### 六月

一日

△イギリス保守黨政府の炭坑政策不信任案否決、労働組合評議會、失業救済資金百萬ポンド融通の爲めアムステルダムのインターナショナルと交渉中、ロシア労働組合の罷業後援寄附金續々寄附。

△モスチツキー氏、ポーランド大統領に當選。

△ホルトガル大統領辭職、革命政府組織さる。

二日

△ホルトガル労働同盟、革命政府の獨裁制反對總罷業計畫。

△イギリス鑛業協會總裁ウイリアムズ氏、坑夫聯合會代表に會見申込。

三日

△イギリス坑夫聯合會代表、ブルユツセルの坑夫インターナショナル執行委員會出席、炭坑主側の爭議解決案につき協議。

△モスコのイギリス政府代表、ロシア労働組合のイギリス炭坑罷業後援に關して正式抗議。

△イギリス政府の炭坑爭議解決案發表、補助金に附繼續の意嚮あり。炭坑主側、八時間制要求。

五日

△第八回國際労働會議終了。

八日

△ベルヂツク上院、八時間労働ワシントン條約案批准。

△イギリス炭坑爭議直接交渉不調。労働者側態度強硬。

九日

△ロシア政府、世界革命宣傳一時中止、當分イギリス炭坑爭議の後援に専心する由。

十一日

△イギリス總罷業中のロシア送金に關し外相ロシア政府に抗議。ロンドン駐在ロシア代理大使、同送金はロシア政府の出資に非ずと云ふ。送金額合計既に三百六十二萬六千ルーブルに達す。

△昨年以來繼續中なりしノールウエイ總罷業解決。

十二日

△イギリス労働組合評議會、ロシア組合の送金は同政府の出資にあらざる旨、首相に説明。

△フランスのイユンキルクに大ロツクアウト開始。

十三日

△イギリス炭坑夫一部復業。

十四日

△ベルヂツクのシャルルロア炭坑々夫、六月末日契約期限につき賃銀値上要求、罷業の虞あり。

△イギリス炭坑罷業の爲め棉紡績操業短縮。

十五日

△イギリス保守黨政府、炭坑八時間労働法案を議會に提出。

△ニュー・サウス・ウェールズ炭坑罷業解決。來る二十一日より復業決定。

十六日

△チエコスロバクの共產黨、及び社會民主黨新關稅法案反對示威運動をブラーグにて舉行。警官と衝突社會黨側、内閣辭職要求。

△ロンドンにて開催の豫定なりし建築労働インターナショナル大會、イギリス政府の査證拒絕の爲め中止。

△上海の内外棉紡績工場罷業未解決。奉天窯業會社職工外千餘名賃銀十割値上要求、罷業。